
研究機関等における知的財産に係る法的問題に関する実情把握調査
報告書

平成18年3月

みずほ情報総研株式会社

本報告書は内閣府からの委託事業としてみずほ情報総研株式会社が実施した平成17年度「研究機関等における知的財産に係る法的問題に関する実情把握調査」の成果を取りまとめたものです。本報告書の複製、転写、引用等については承認が必要です。

目 次

序 章 調査の概要	1
1．調査の背景と目的	1
2．調査の内容と方法	1
3．アンケート調査回収結果	2
4．アンケート調査回答機関の概要について	3
第1章 研究機関のルール整備状況および内容に関する実態調査	7
1．研究機関の知的財産関連運用組織及びルール整備状況について	7
(1) 運用組織について	7
(2) ルール等の整備状況および内容について	10
2．発明の帰属先について	21
3．著作権について	28
4．まとめ	31
第2章 知的財産活動における契約等の実態調査	34
1．知的財産権の利用許諾について	34
(1) 知的財産権の取得状況とライセンスアウトの実績について	34
(2) ライセンスインの実績について	43
(3) 契約等について	44
2．有体物(マテリアル)の取扱いについて	53
(1) 有体物(マテリアル)の提供実績について	53
(2) 有体物(マテリアル)の供与実績について	61
(3) 契約等について	68
3．受託研究・共同研究等について	70
(1) 受託研究について	70
(2) 共同研究について	80
4．知的財産に関する契約の円滑化について	92
5．まとめ	108
第3章 研究機関毎に抱えている知的財産に関する懸案事項調査	110
1．ルール整備に関する懸案事項	110
2．利用許諾に関する懸案事項	113
3．有体物の取扱いに関する懸案事項	116
4．受託研究・共同研究に関する懸案事項	118
5．まとめ	122

第4章 知的財産に関する紛争と対応に関する実態調査	123
1. 特許法第69条第1項への対応	123
2. 紛争経験とその内容	127
3. 知的財産戦略に対する研究機関の意見・要望	132
4. まとめ	135
第5章 まとめ	136

参考資料

アンケート調査票

序 章 調査の概要

1 . 調査の背景と目的

内閣府・総合科学技術会議では、科学技術振興の観点から、我が国の知的財産に関する諸課題について検討を行い、これまでに「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて(意見)」(平成13年12月)、「知的財産戦略について」(平成14,15,16年,17年5月)など数次にわたって意見具申を行ってきた。また、2003年には政府に知的財産戦略本部が設置され、「知的財産推進計画2005」の決定など、「知的財産立国」に向けた施策を推進してきた。

このような状況のもと、大学をはじめとする研究機関等においては知的財産の取扱いの重要性がますます増加してきており、知的財産に係る制度整備や研究者による発明の促進および活用など、知的財産に関する取組みが進んできている。一方、産学官連携の取組みが活発化されるにつれ、大学等の研究機関と民間企業との間または研究機関間で、知的財産を巡る契約上の問題が散見され、その対応方法や体制整備などの課題も指摘されているところである。

本調査は、こうした状況に鑑み、知的財産の創造と活用を促進するため、全国の国公立大学及び私立大学(文系を除く)、国立研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校を対象に、各種ルールや規程等の整備状況、契約等の実務の現状、懸念される懸案事項の内容等について把握することを目的として、内閣府からの委託事業としてみずほ情報総研株式会社が実施した。

2 . 調査の内容と方法

(1) 調査の内容

本調査では、以下の内容を把握した。

- ・機関の概要について
- ・研究機関の知的財産関連運用組織及びルール整備状況について
- ・知的財産権の利用許諾について
- ・有体物(マテリアル)について
- ・受託研究・共同研究等について
- ・知的財産に関する契約の円滑化について
- ・知的財産に関する紛争等について
- ・知的財産戦略全般について

(2) 調査の方法等

本調査は、「研究機関等における知的財産の取扱いに関するアンケート調査」(以下、アンケート調査という)及びヒアリング調査により実施した。

アンケート調査

アンケート調査は、郵送による発送・回収により実施し、回収率を高めるために督促状を発

送した。発送日は、平成 17 年 12 月 20 日、投函期限は、平成 18 年 1 月 20 日とした。

ヒアリング調査

アンケート調査結果を踏まえて、15 研究機関を対象にヒアリング調査を実施した。

3 . アンケート調査回収結果

アンケート調査の回収状況は、下表のとおり、発送数 552 に対して回収数 363、回収率は 65.8%である。

機関分類	発送数	回収数	回収率 (%)
国立大学法人	74	61	82.4
公立大学	67	39	58.2
私立大学	203	110	54.2
国立研究機関	30	18	60.0
都道府県立試験研究機関	114	82	71.9
高等専門学校	64	53	82.8
計	552	363	65.8

(注1) 平成 18 年 2 月 20 日締切分まで集計

(注2) 発送数は有効発送数、回収数は有効回収数を示す。

なお、発送先については、国公立大学及び私立大学においては、文系の単科大学を除く理科系の学部が含まれる原則 4 年制以上の大学を対象とし、国立研究機関については、科学技術関係独立行政法人を対象とした。また、都道府県立研究機関においては、各都道府県及び政令指定都市の研究機関とし、高等専門学校については、独立行政法人と私立の高等専門学校を対象とした。

4. アンケート調査回答機関の概要について

問1. 貴機関の機関分類、職員数、研究者数、組織形成について、それぞれお選び下さい。

回答研究機関は、大学が57.8%、公的研究機関が27.6%、高専が14.6%となっている。

回答研究機関の職員数は、「100人～200人未満」とする研究機関が最も多く、職員数200人未満の研究機関が全体の約6割を占める。機関分類別に職員数の最頻値をみると国立大学法人が「1000人～2000人未満」と最も充実しており、国立研究機関や私立大学なども職員数が相対的に多い研究機関が多くなっている。一方、公立大学や都道府県立研究機関は職員数の少ない研究機関が多く、相対的に小規模となっている。

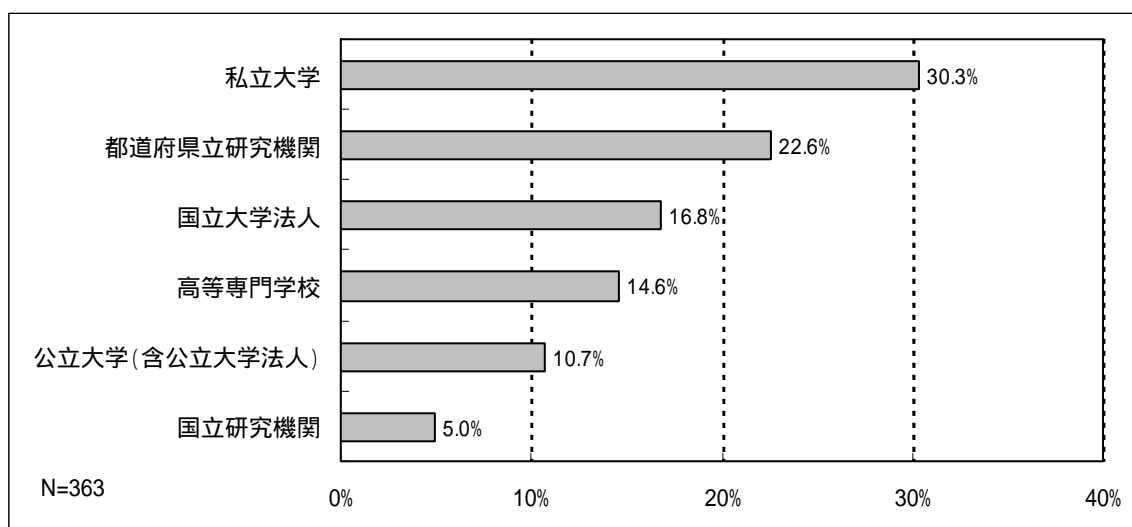
回答研究機関の研究者数は、「50人～100人未満」の研究機関が最も多い。機関分類別に研究者数の最頻値をみると国立大学法人や私立大学が充実している一方、国立研究機関は職員数に対して研究者数が少なくなっている。

回答研究機関のうち、工学系を有している機関が66.1%、情報科学系を有している機関が46.3%、人文科学系を有している機関が34.4%となっている。

(1) 回答研究機関

アンケート調査に回答のあった研究機関は、図表1に示すとおり、私立大学が30.3%と最も多く、次いで、都道府県立研究機関(22.6%)、国立大学法人(16.8%)となっている。また、研究機関の機関部類別にみると、大学(私立大学、国立大学法人、公立大学)が57.8%、公的研究機関(都道府県立研究機関、国立研究機関)が27.6%、高等専門学校が14.6%となっている。

図表1 機関分類別研究機関数の割合

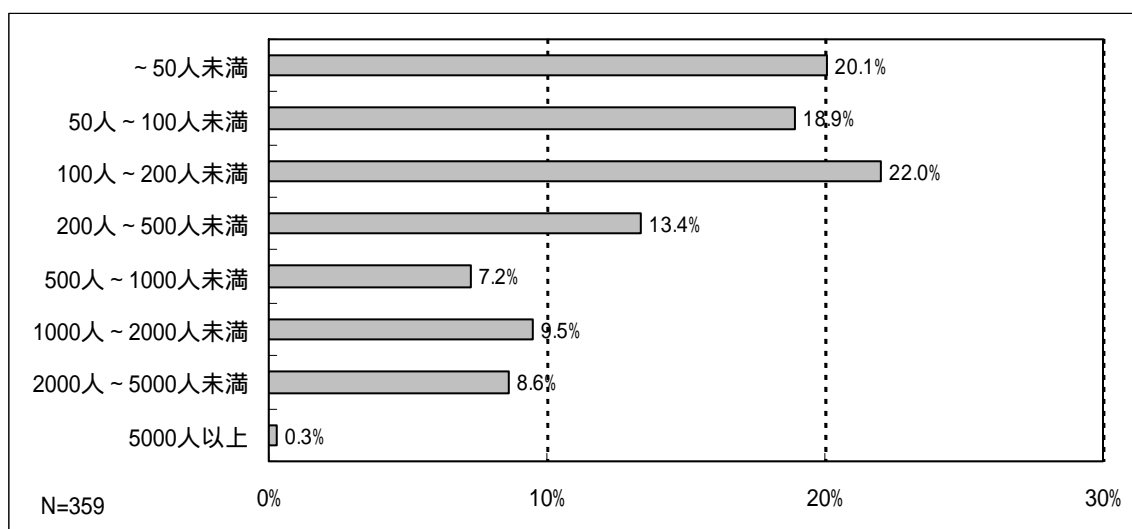


(2) 回答研究機関の職員数

【全機関】

回答研究機関の職員数は、図表 2 に示すとおり、「100 人～200 人未満」とする研究機関が 22.0%と最も多く、次いで、「～50 人未満」(20.1%)、「50 人～100 人未満」(18.9%)となっており、200 人未満の研究機関が全体の約 6 割を占めている。

図表 2 職員数別研究機関数の割合



【機関分類別】

機関分類別に職員数の最頻値をみると、図表 3 に示すとおり、国立大学法人が「1000 人～2000 人未満」(34.4%)と最も充実しており、国立研究機関が「200 人～500 人未満」(23.5%)、私立大学が「200 人～500 人未満」(25.9%)となっている。

一方、公立大学や都道府県立研究機関の職員数は「～50 人未満」とする研究機関が最も多く、相対的に小規模となっている。

図表 3 機関分類別職員数別研究機関数の割合

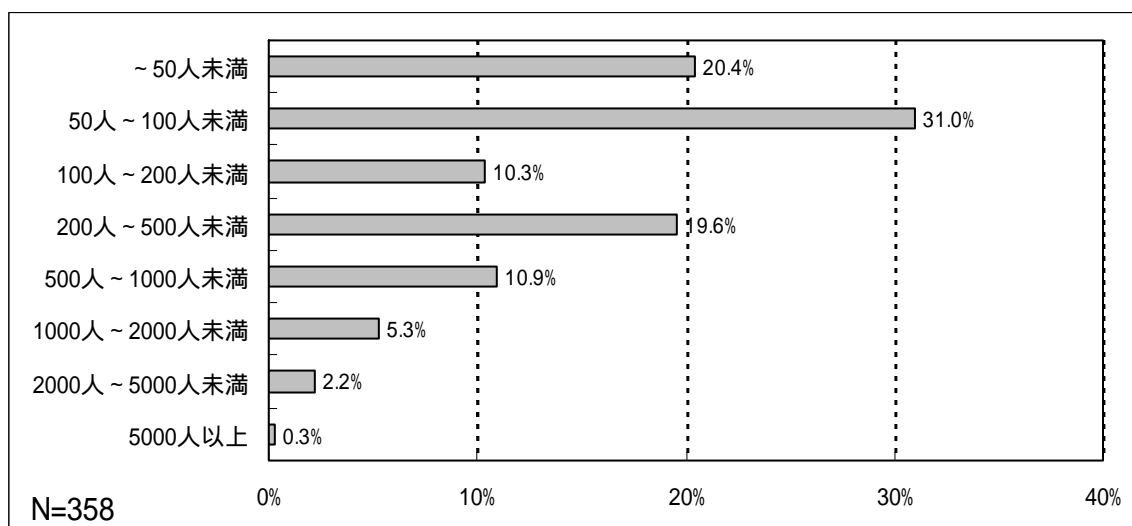
	~50人未 満	50人~ 100人未 満	100人~ 200人未 満	200人~ 500人未 満	500人~ 1000人未 満	1000人~ 2000人未 満	2000人~ 5000人未 満	5000人 以上	回答数
国立大学法人	0 0.0%	1 1.6%	5 8.2%	9 14.8%	12 19.7%	21 34.4%	12 19.7%	1 1.6%	61 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	14 35.9%	13 33.3%	4 10.3%	3 7.7%	1 2.6%	4 10.3%	0 0.0%	0 0.0%	39 100.0%
私立大学	11 10.2%	17 15.7%	18 16.7%	28 25.9%	10 9.3%	7 6.5%	17 15.7%	0 0.0%	108 100.0%
国立研究機関	2 11.8%	2 11.8%	2 11.8%	4 23.5%	3 17.6%	2 11.8%	2 11.8%	0 0.0%	17 100.0%
都道府県立 研究機関	40 49.4%	29 35.8%	8 9.9%	4 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	81 100.0%
高等専門学校	5 9.4%	6 11.3%	42 79.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	53 100.0%
回答数	72 20.1%	68 18.9%	79 22.0%	48 13.4%	26 7.2%	34 9.5%	31 8.6%	1 0.3%	359 100.0%

(3) 回答研究機関の研究者数

【全機関】

回答研究機関の研究者数は、図表 4 に示すとおり、「50人~100人未満」とする研究機関が31.0%と最も多く、次いで、「~50人未満」が20.4%、「200人~500人未満」が19.6%となっている。

図表 4 研究者数別研究機関数の割合



【機関分類別】

機関分類別に研究者数の最頻値をみると、図表 5 に示すとおり、国立大学法人では「200人~500人未満」及び「500人~1000人未満」が34.4%と多く、私立大学では「200人~500人

未満」(35.8%)と、他の研究機関に比べて相対的に研究者が充実している。一方、国立研究機関は「～50人未満」(44.4%)となっており、職員数に対して研究者数が少なくなっている。

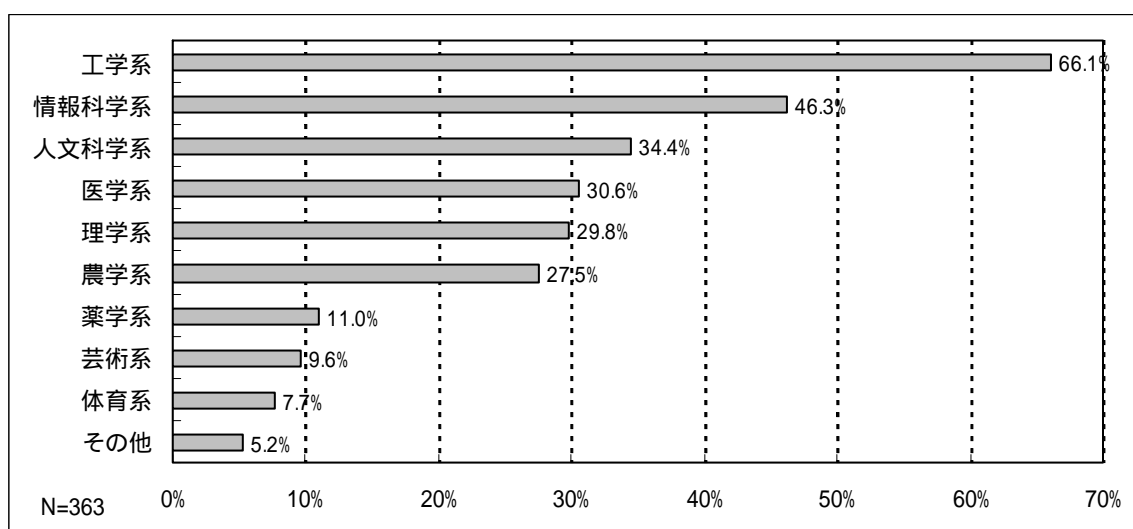
図表 5 機関分類別研究者数別研究機関数の割合

	～50人未満	50人～100人未満	100人～200人未満	200人～500人未満	500人～1000人未満	1000人～2000人未満	2000人～5000人未満	5000人以上	回答数
国立大学法人	1 1.6%	1 1.6%	3 4.9%	21 34.4%	21 34.4%	10 16.4%	4 6.6%	0 0.0%	61 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	1 2.6%	17 44.7%	8 21.1%	7 18.4%	5 13.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	38 100.0%
私立大学	9 8.5%	18 17.0%	20 18.9%	38 35.8%	11 10.4%	7 6.6%	3 2.8%	0 0.0%	106 100.0%
国立研究機関	8 44.4%	0 0.0%	1 5.6%	3 16.7%	2 11.1%	2 11.1%	1 5.6%	1 5.6%	18 100.0%
都道府県立 研究機関	52 63.4%	24 29.3%	5 6.1%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	82 100.0%
高等専門学校	2 3.8%	51 96.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	53 100.0%
回答数	73 20.4%	111 31.0%	37 10.3%	70 19.6%	39 10.9%	19 5.3%	8 2.2%	1 0.3%	358 100.0%

(4) 回答研究機関の組織構成

回答研究機関の組織構成をみると、図表 6 に示すとおり、「工学系」が 66.1%と最も多く、次いで、「情報科学系」(46.3%)、「人文科学系」(34.4%)となっている。なお、「その他」と回答した研究機関は、環境やバイオ、福祉系等の学科となっている。

図表 6 組織構成別研究機関数の割合(複数回答)



注) 複数の専門組織を有する研究機関があるため、合計が 100%にならない。

第1章 研究機関のルール整備状況および内容に関する実態調査

1. 研究機関の知的財産関連運用組織及びルール整備状況について

(1) 運用組織について

問2. 貴機関内の知的財産担当部署の位置づけ、管理・運用人員数及びその内訳、管轄対象組織についてお伺いします。

知的財産担当組織としては、8割以上の研究機関で知的財産を取り扱う担当者が配置されている。しかし一方で、16.9%の研究機関では、担当部署が決められていない。

知的財産管理・運用に携わる職員の数、「1~5人」とする研究機関が約7割で最も多く、全研究機関の平均人数は、4.53人となっている。ただし、研究機関によって「0人」とする研究機関から「60人」とする研究機関まで様々である。

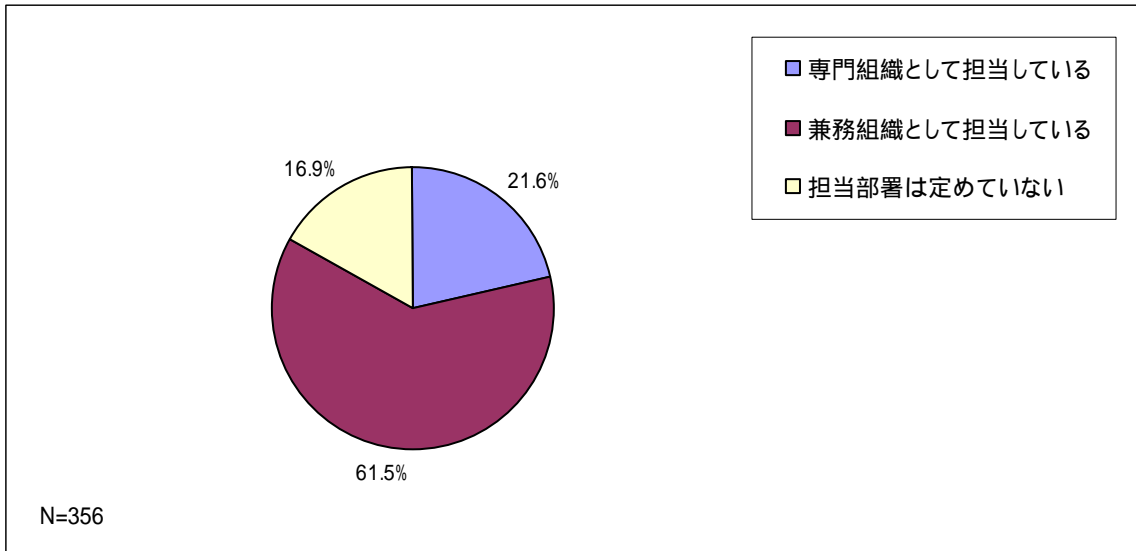
研究機関内に設置された知的財産担当部署は、8割の研究機関において全ての組織を対象にするとしており、知財管理の一元化が進んでいる。

機関分類別で見ると、知的財産の管理・運用を専門組織で担当している割合が最も高いのは、国立大学法人となっている。

【全機関】

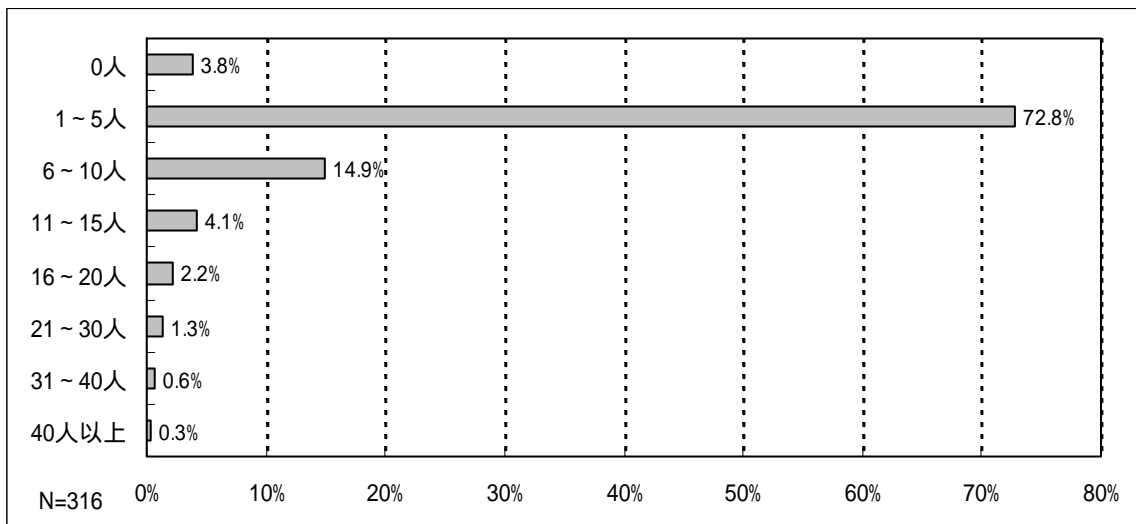
知的財産担当部署の位置づけについては、図表7に示すように「専門組織として担当している」と「兼務組織として担当している」を合わせると83.1%となる。このように、8割以上の研究機関では、知的財産を取り扱う担当者が配置されている一方で、16.9%の研究機関では、知的財産の管理・運用を担う担当部署が決められていないという点に留意が必要である。

図表 7 知的財産担当部署の位置付け



また、知的財産管理・運用に携わる職員の数、図表 8 に示すとおり、「1～5人」とする研究機関が 72.8%と最も多く、次いで、「6～10人」(14.9%)となっている。回答のあった研究機関の平均人数は 4.53 人であるが、最大の研究機関は「60人」の職員を擁する一方、「0人」という研究機関もあり様々である(図表 9)。

図表 8 知的財産管理・運用人員数(機関内合計)



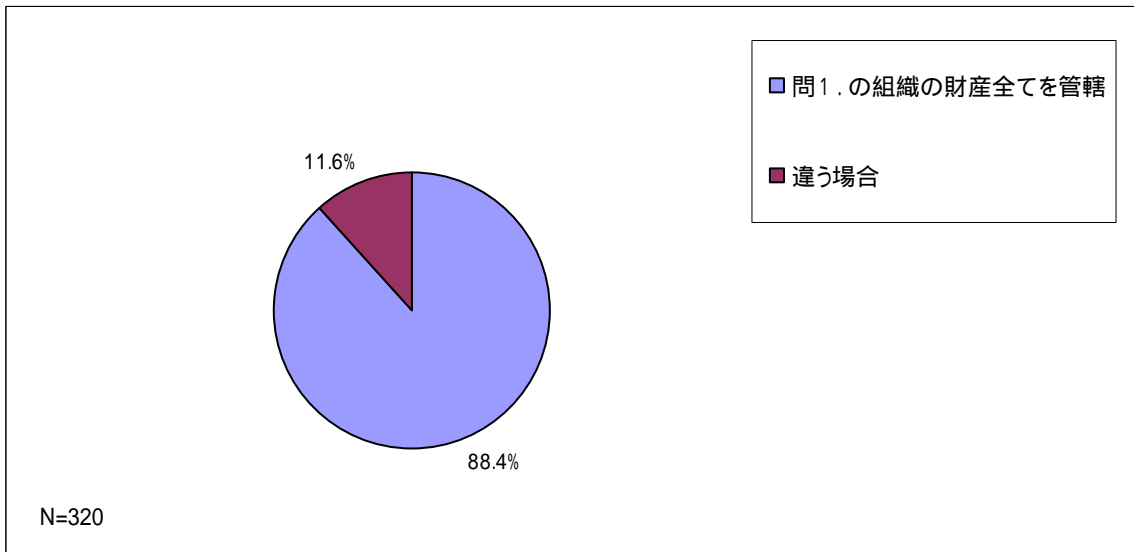
図表 9 知的財産管理・運用人数の平均値、最大・最小値

		平均値	最大値	最小値
担 貴 当 機 関 員 内 数 の	専任	3.12	60	0
	民間	1.32	15	0
	兼任	2.99	18	0
	民間	0.56	10	0
	合計	4.53	60	0
	民間	1.37	17	0
外 部 人 材 の 人 数	弁護士	0.26	5	0
	弁理士	0.76	20	0

(注) 表中の「平均値」は 207 機関の平均人数、最大値は 207 機関のうち最も多い人数、最小値は 207 機関のうち最も少ない人数を示す。

さらに、知的財産担当部署が管轄する対象組織をみると、88.4%の研究機関において全ての組織を対象にするとしており、知的財産管理・運用の一元化が進んでいることがうかがえる(図表 10)。

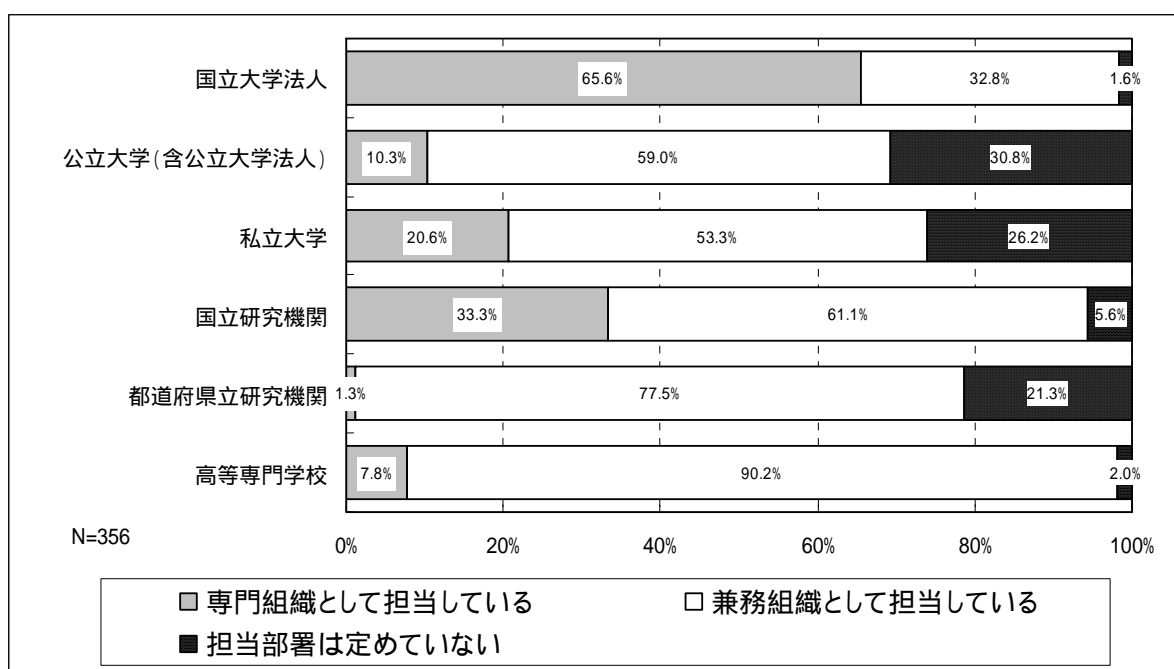
図表 10 知的財産担当部署が管轄する対象組織



【機関分類別】

機関分類別に知的財産管理の担当部署の位置付けをみると、図表 11 に示すとおり、国立大学法人(65.6%)で「専門組織として担当している」割合が最も高く、次いで、国立研究機関(33.3%)、私立大学(20.6%)となっている。一方、「担当部署は定めていない」とした研究機関の割合が最も高いのが公立大学(30.8%)となっている。

図表 11 機関分類別担当部署の位置付け



国立大学法人は、相対的に他研究機関より組織体制が充実しているといえるが、ヒアリング調査では、「知的財産管理に関わる人材の継続的な確保及び育成が課題」、「継続的な組織運営のための予算確保が課題」、「大学の財源で知財本部を維持していくことについてコンセンサスを得る必要がある」など、知財管理のための組織を維持していくことが課題とされている。

(2) ルール等の整備状況および内容について

問3. 知的財産の取扱いの各項目に関し「理念や考え方」、あるいは「規程や規則」を作成していますか。作成している場合は、その名称とその作成時期を、また改訂経験がある場合は、直近の改訂時期をご記入ください。また、回答欄にない項目で、作成されている項目がある場合は、項目名と作成状況等をご記入下さい。

「理念や考え方」、「規程や規則」とともに、「職務発明」のルール整備が最も進んでいる。項目別にルール等の整備状況をみると、「学生の発明」、「技術移転」、「利益相反・債務相反」を除き、「理念や考え方」よりも「規程や規則」の整備が進んでいる。

【全機関】

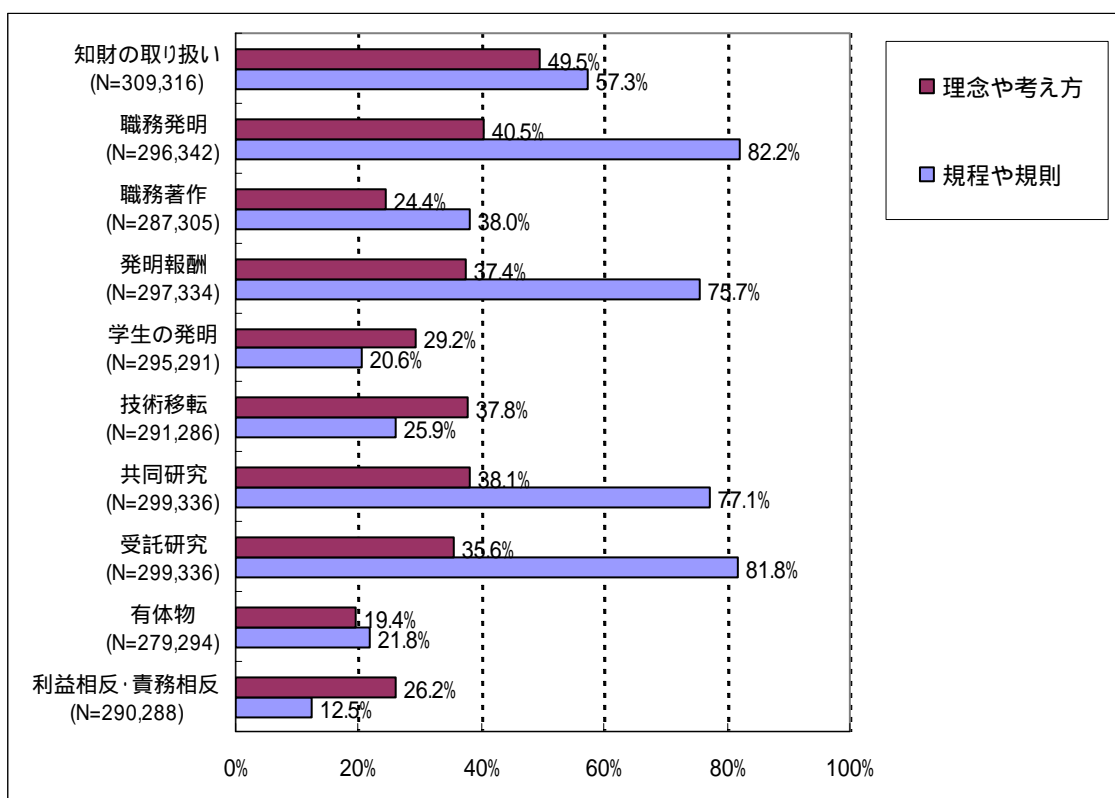
図表 12 に示すとおり、研究機関におけるルール等の整備状況は、知的財産の取扱い全般に関しては、「理念や考え方」を整備している研究機関が 49.5%、「規程や規則」を整備している研究機関が 57.3%となっており、「規程や規則」の整備が「理念や考え方」の整備より先行して

いる。

これを個別の項目別にみていくと、「理念や考え方」、「規程や規則」とも、「職務発明」に関するルール整備が最も進んでいる（それぞれ 40.5%、82.2%）。一方、最もルール整備が遅れているのは、「理念や考え方」については「有体物」（19.4%）で、「規程や規則」では「利益相反・責務相反」（12.5%）となっている。

また、項目ごとに「理念や考え方」と「規程や規則」の整備状況を比較すると、「学生の発明」、「技術移転」、「利益相反・責務相反」の3項目を除き、「理念や考え方」よりも「規程や規則」の整備が進んでいる。これは、知的財産取扱いの実務を研究者等に徹底するためには、「規程や規則」の整備がより重要視されているものと考えられ、「理念や考え方」の整備に先立ち「規程や規則」の整備がなされているケースが多いことを示している。

図表 12 ルール等整備状況

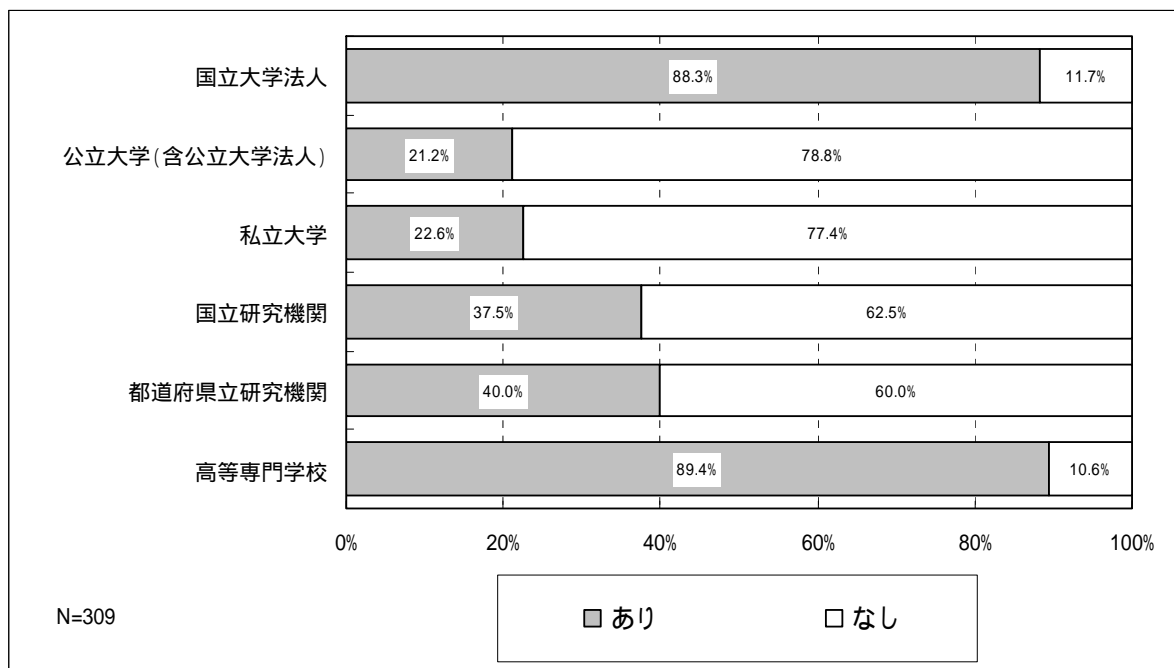


注) () 内のNは左が「理念や考え方」、右が「規程や規則」

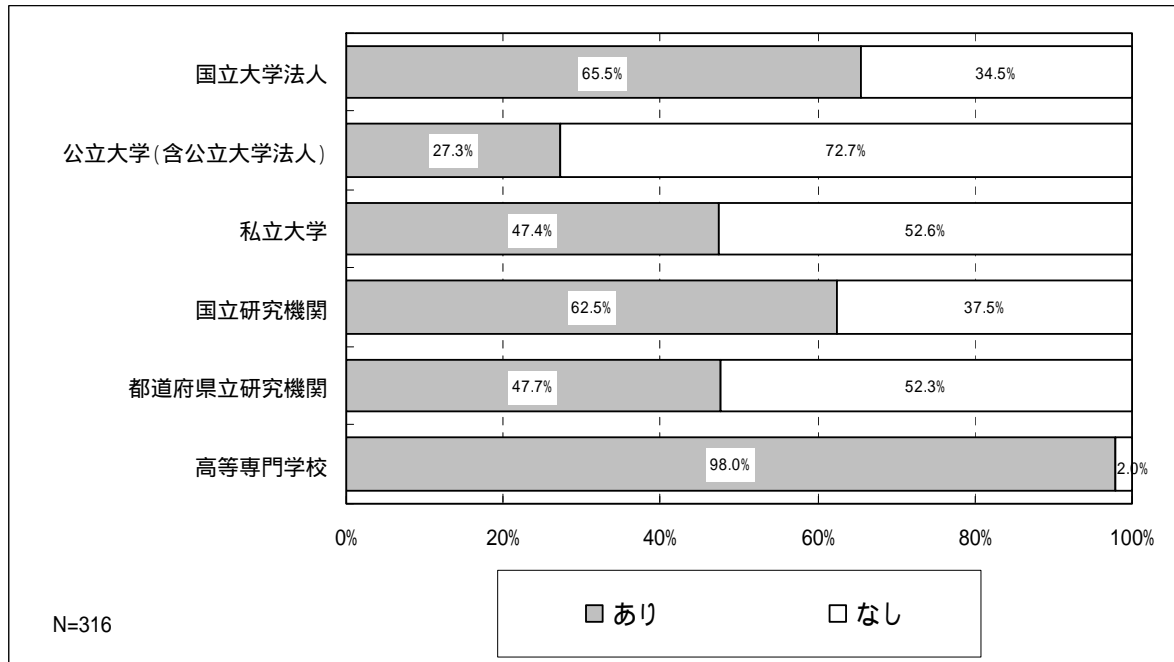
【機関分類別】

機関分類別にルール等の整備状況をみると、図表 13 及び図表 14 に示すとおり、知財の取扱いに関する「理念や考え方」については、国立大学法人（88.3%）と高等専門学校（89.4%）の作成比率が他の研究機関に比べて高くなっている。これら研究機関の作成比率が高いのは、国立大学法人は知的財産本部整備事業によるもので、高等専門学校は、平成 17 年 1 月に、独立行政法人国立高等専門学校機構が知的財産ポリシーを策定したことによるものと考えられる。

図表 13 知財の取扱いに関する「理念や考え方」作成状況（機関分類別）



図表 14 知財の取扱いに関する「規程や規則」作成状況（機関分類別）



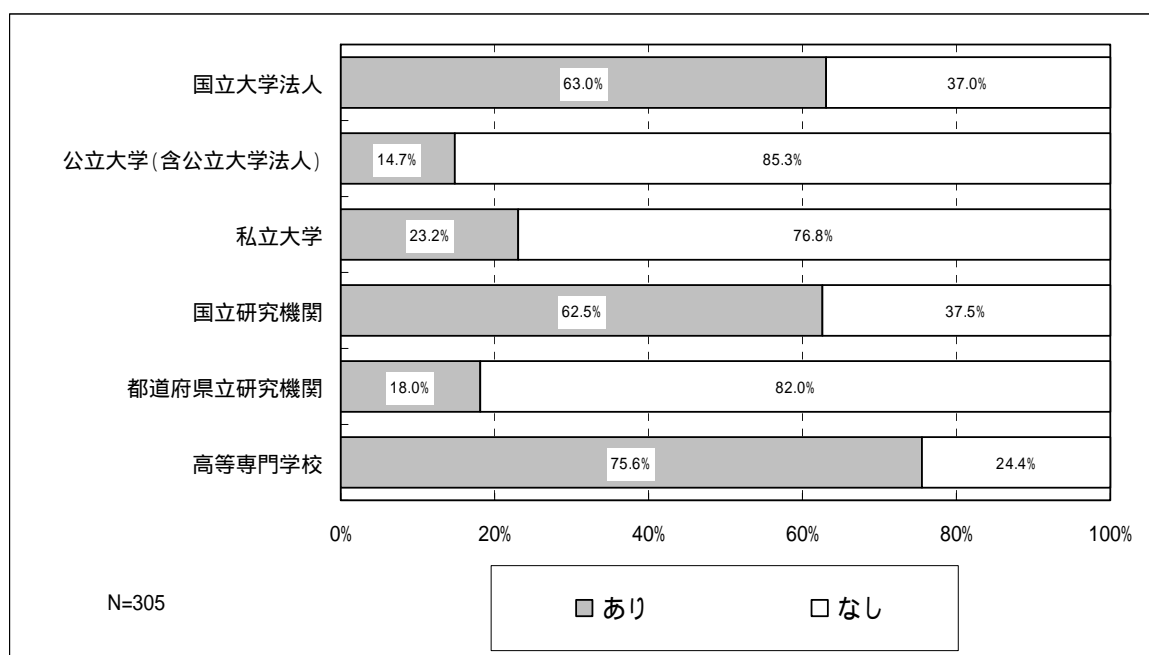
次に、全機関で見た場合に整備率が最も高い「職務発明」に関する規程や規則について機関分類別にみると、図表 15 に示すとおり、国立大学法人が 100%と最も高く、次いで、高等専門学校が 87.2%となっている。高等専門学校が高いのは、前述のように、独立行政法人国立高等

専門学校機構が知的財産ポリシーと同時に、知的財産取扱規則を策定したことによるものと考えられる。

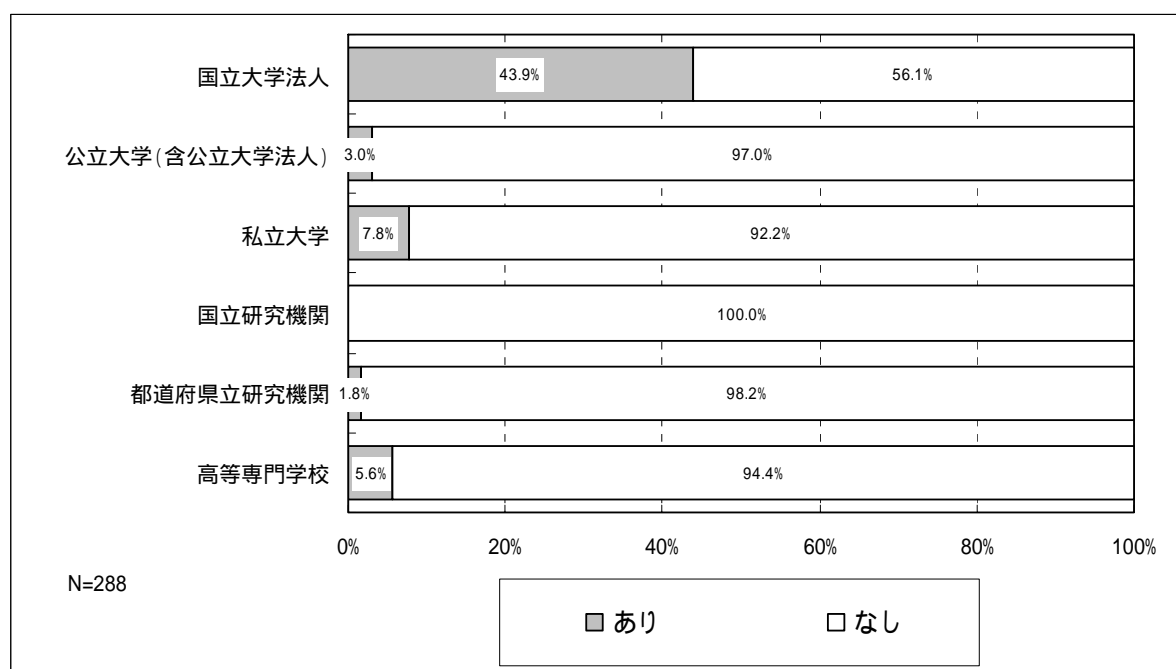
一方、最も整備率が低い「利益相反・責務相反」に関する規程や規則について機関分類別にみると、図表 16 に示すとおり、国立大学法人の 43.9%は「あり」としているものの、その他の研究機関ではほとんど整備されておらず、わずかに、私立大学が 7.8%、高等専門学校が 5.6%、公立大学が 3.0%、都道府県立研究機関が 1.8%となっている（「職務発明に関する規程や規則」及び「利益相反・責務相反に関する規程や規則」以外の機関分類別作成状況については、巻末資料を参照のこと。）。

なお、インタビュー調査では、ルール等の整備状況に関する課題として、「企業派遣の学生の発明に関する取扱いが明確に規程されていない」、「他の研究機関と兼務している研究者の発明に関する取扱いが明確に規程されていない」、「利益相反に関する具体的なガイドラインの整備が必要である」、「研究者が流動化する中で、ノウハウの取扱いについて規程がない」などが指摘されている。

図表 15 職務発明に関する「規程や規則」作成状況（機関分類別）



図表 16 利益相反・責務相反に関する「規程や規則」の作成状況（機関分類別）



【43 大学とその他大学】

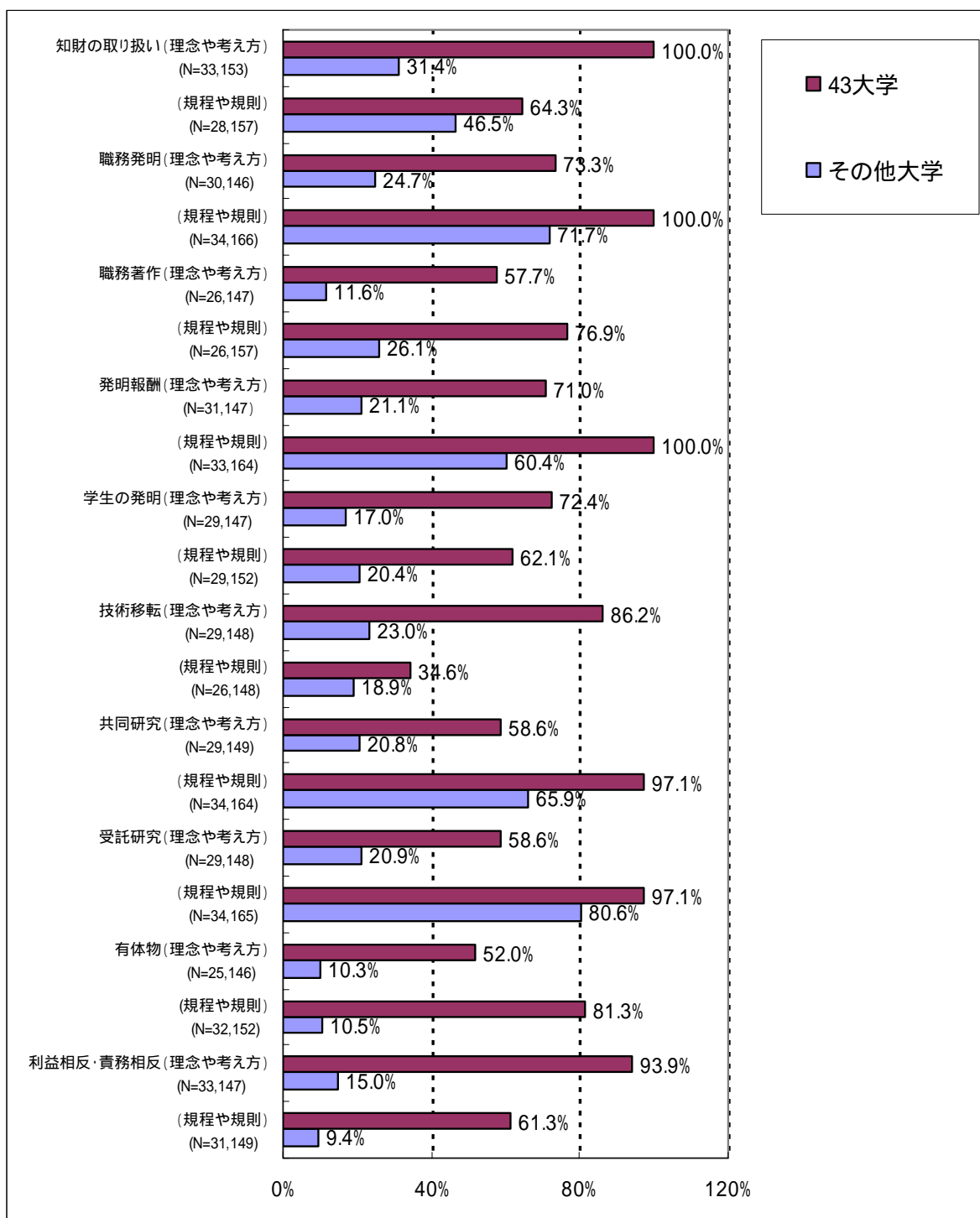
国では、2003 年 7 月から「大学知的財産本部整備事業」を 43 の大学において実施している。そこで、当該整備事業の対象となっている 43 大学¹とその他大学について比較を行った。

まず、43 大学についてみると、図表 17 に示すとおり、「知的財産の取扱い(理念や考え方)」、「職務発明(規程や規則)」、「発明報酬(規程や規則)」の整備率がいずれも 100%となっているほか、「共同研究(規程や規則)」、「受託研究(規程や規則)」、「利益相反・責務相反(理念や考え方)」(93.9%)の整備状況も 90%を超えている。

一方、43 大学以外のその他大学をみると、「受託研究(規程や規則)」、「発明報酬(規程や規則)」が 80%を超えているほか、「職務発明(規程や規則)」が 71.7%、「共同研究(規程や規則)」が 65.9%、「発明報酬(規程や規則)」が 60.4%、「知的財産の取扱い(規程や規則)」が 46.5%となっているものの、その他の項目については 10~30%程度の低い整備率となっている。

¹ アンケート調査では、「知的財産の取扱い(理念や考え方)」では 43 大学中、33 大学が回答しているなど、全てが回答しているわけではない。

図表 17 43 大学とその他大学におけるルール等整備状況



注 1) () 内の N は左が「43 大学」、右が「その他大学」

注 2) 「43 大学」とは「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関のうち大学のみを示す。以下同様。

問4. 問3. で、「理念や考え方」、「規程や規則」の改訂経験があり、改訂時期を記入された方にお伺いします。改訂された「理念や考え方」、「規程や規則」の名称と改訂された理由をご記入下さい。(直近の3件について)

図表 18 改定したルールの名称と改定理由

機関名	名称	改訂理由	備考
国立大学	知的財産規程	知的財産の取扱い指針の作成を契機として所要の改訂を行った。	
	職務発明補償金支払規程	補償金の支払い時期を年2回(定期)から収入の都度支払うことにした。	
	1.知的財産ポリシー 2.職務発明規程	1.従来の教法や規程との関連性を維持しつつ、紛れのない表現に改訂 2.学生の行った発明の権利を規定化した。 3.特許権の維持に関する取扱いに弾力を持たせた。 4.任意発明の譲渡及びその補償を明確にした。	
	1.共同研究取扱規程 2.受託研究取扱規程	1.従来の教法や規程との関連性を維持しつつ、紛れのない表現に改訂 2.成果の発表時期、開示内容の検討期間を適正化(長期化)した。 3.秘密保持規定を明確にした。	
	知的財産室要項	1.知的財産室の役割を知財全般に広げた。	
	共同研究取扱規則	組織の名称を変更したため	
	受託研究取扱規則	職務発明等を審議する学長諮問機関を変更したため	
	職務発明取扱規則	技術移転の成功報酬について規定した。	
	職務発明規程に関するガイドライン	職務発明の基準について、変更した。	
	利益相反委員会規則	委員長の変更を行った	
	職務発明規程	構成員である理事の職務を見直したため	
	共同研究取扱規程	学内利用施設(廃液処理施設)を工学部の附属施設に改組したため	
	受託研究取扱規程	学内利用施設(廃液処理施設)を工学部の附属施設に改組したため	
	プログラム・データベース回路配置取扱規程	創作等関与者の権利を保障し、創作等の奨励及び研究者の研究意欲の向上を図ることを目的とした本規程の主旨に添い、明確な判断を可能とし、かつ、プログラム等の創作関与者及び担当部門の事務量軽減を図るために改訂。	
	知的財産規則	プログラムの著作物等の規程整備に伴う関係規則の改正	
	職務発明規程	文言等の修正	
	知的財産取扱規程、協力研究取扱規程、成果有体物取扱規則	組織変更に伴う改訂	
	民間等との共同研究取扱規則	学内組織の新設に伴う事務的な改訂	
	受託研究取扱規則	学内組織の新設に伴う事務的な改訂	
	役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則	国立大学の法人化及び、それに伴う組織改編に対応するための改訂	
	共同研究規則	ワンストップウィンドウとして受入窓口の一本化に伴う関連条文の改訂	
	受託研究規則	ワンストップウィンドウとして受入窓口の一本化に伴う関連条文の改訂	
	共同研究取扱規程、受託研究取扱規程	国立大学法人化に伴う改訂	
	発明規則	知的財産方針が、作成され、その内容に合わせ、また発明のみに留まらず他の知的財産も含めるため。	*
	知的財産ポリシー	「別に定める」としていた項目を新たに定めて追記を行った。	
	共同研究取扱規定	企業等との交渉を柔軟に行えるようにするため	
	受託研究取扱規定	企業等との交渉を柔軟に行えるようにするため	
	共同研究取扱規程	組織変更に伴う改正	
	受託研究取扱規程	組織変更に伴う改正	
	職務発明規則	大学発ベンチャー企業に対する優遇措置の是正のため	
	研究有体物取扱規則	研究成果有体物の学外への譲渡に関して、原則有償譲渡で取扱うよう整備	
	職務発明等規則	法人化となり、発明等が原則、機関帰属となったため	
	知的財産ポリシー	法人化となり、発明等が原則、機関帰属となったため	
	共同研究取扱規定	新設部局(重粒子線医学研究センター)の追加に伴う改訂	
	受託研究取扱規定	新設部局(重粒子線医学研究センター)の追加に伴う改訂	
	成果有体物取扱規定	新設部局(重粒子線医学研究センター)の追加に伴う改訂	
	知発明等規程	2004年4月の作成は、国立大学法人化に伴って、最小限の内容でスタートした。2005年10月の改訂は職務発明をベースとして、規定内容を充実させたものである。	
	大学職員等の職務発明等に対する補償金支払要項	出願完了時に明細書を発明者が大学からの依頼により作成したものをを用いた場合に出願報奨金を5万円支払うという規定を新たに追加したため。	
	共同研究取扱規程	大学が国立大学法人となったため規程の改訂が行われた。	
	受託研究取扱規程	大学が国立大学法人となったため規程の改訂が行われた。	
	共同研究取扱規則	独立行政法人化に伴う規則改正	
	受託研究取扱規則	独立行政法人化に伴う規則改正	
	知的財産ポリシー	学長が宣誓する形態にするため(学長サインを入れた)	
	知的財産規程	ロイヤリティの配分、大学が権利を承継する基準、学生の取扱い、研究室の長、研究代表者の管理責任等を明らかにするため。	
	知的財産ポリシーおよび利益相反ポリシーに関するQ&A	大学の法人化スタート前に作成し、法人化後1年間運用の結果、実情に合わない考え方、仕方をあらためると共に、新たに生じた問題への対応を重点に改訂した。	
	職務発明規程	本学組織の改組があったため、事務的な修正事由が生じたため	*
	共同研究取扱規程	本学組織の改組があったため、事務的な修正事由が生じたため	*
受託研究取扱規程	本学組織の改組があったため、事務的な修正事由が生じたため		
共同研究取扱規則	教務職員、技術職員、医療技術職員及び看護職員も所属部局の長が認めた場合は研究担当者とすることにした。		
受託研究取扱規則	教務職員、技術職員、医療技術職員及び看護職員も所属部局の長が認めた場合は研究担当者とすることにした。		
職務発明における出願補規則及び登録補償金の額に関する細則	「寄与分の認定」の1条を追加し、他機関等との共同出願となった場合の職務発明者の寄与分の算定を明確にした。		
発明規程	国立大学法人化に伴う文言等修正のため		
共同研究取扱規程	事務手続きの変更があったため		
受託研究取扱規程	事務手続きの変更があったため		
知的財産本部設置規則	知的財産本部に客員教授又は客員助教授を置くことができるよう改訂した		
共同研究取扱規程	契約者を研究担当理事のほか、各部局長を加えたことにより変更することとなったため、間接経費を導入することとなったため。		

(次頁につづく)

機関名	名称	改訂理由	備考
国立大学	受託研究取扱規程	・契約者を研究担当理事のほか、各部局長を加えたことにより変更することとなったため。	
	発明等規程	・対象となる教職員を企業から派遣された共同研究者も学内者として対象としていたが、学外者を対象外として明確に定義した。	
	研究開発成果としての有体物に係る取扱規程	・「定義」に成果有体物を例示列挙したため改訂。	
	知的財産ポリシー	発明の原則機関帰属について、民間等との共同研究、受託研究等に基づく発明等についても本学に帰属すると漠然と明記していたものを、本学の教職員等の持分に関しては本学に帰属するとし、より細分化した。	*
	職務発明規程	学部にも所属する教員からの「発明届出書」を所属部局長を経て、知財本部に提出していた手続きを廃止し、逆に知財本部から発明者の所属部局長に定期的に報告することとした。	*
公立大学	受託研究取扱要領	間接経費を徴収するため	*
	知財に関する諸規程全般	平成18年4月、公立大学法人への移行に向け、知財に関する諸規程の見直し、未整備規程の制定を予定	
	県職員の職務発明等に関する規程	実施補償金の乗率引上げ及び上限の撤廃	
	県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領	共有権利者が実施する場合の実施料一時金の徴収規定の改訂	
	県職員の職務発明等に関する規程	発明報酬(実施補償費)の率の変更について、県において規程を改正	
	県立大学共同研究取扱規程	共同研究、受託研究の学内での受入方法の変更	
	県立大学受託研究取扱規程	共同研究、受託研究の学内での受入方法の変更	
	共同研究員取扱規程	複数年契約を可能とするため	
	県立看護大学紀要投稿規程	紀要に発表されたものに関して、著者の権利を大学が保護する必要があり、掲載後は著作権を大学に帰属させることにより、大学の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる旨「著作権」の項目を挿入した。	
	受託研究等取扱規程	国の省令の廃止、制定に伴った文言の整理	
	共同研究取扱規程	・知的財産権の持分、出願手続等を明確化した ・秘密保持に関する規程を追加した	
私立大学	実施補償金に関する内規	発明者に対する補償金のほか、発明者の所属する部署への補償方法を明確にすることで、発明者本人だけでなく研究室全体の発明に対するインセンティブの向上を目的とした。	
	リエゾンオフィス規程	技術移転活動を可能とする為	
	発明規程	対価について変更	
	受託研究規程	受託研究実施の承認者の変更	
	対価の配分に関するルール	実施料収入の額に応じて、対価の配分率を定めていたが、状況から判断して高額な知的財産が出るのは希であり、実施料収入額にかかわらず同一の対価配分に改正した。	
	学園における発明に関する規程	知的財産に関する取扱いで以下を見直した。 ・発明委員会について ・知的財産権の帰属について ・発明報酬について 等	
	学外共同研究規程、受託研究規程、奨学寄附金規程	・間接経費について記載 ・「研究審査委員会」において承継を必要とする	
	受託研究取扱規程	法人税法施行令の改正に伴い、受託研究費に係る税の取扱いが変更したことによる改訂	
	職務発明等規程	職務発明と認定された場合、機関帰属とするため	
	受託研究取扱規程	事務処理部署等の変更のため	
	職務発明細則	法人化2年目にあたり、特許出願、権利化の予算の下で、本学の研究成果を十分かつ適切に権利化を図り、活用していくため。	
	学園職務発明規程	「職務発明」の用語を正確に行った。職務発明審査委員会の構成を明確にした。	
	産学共同研究規程	大学院における共同研究、受託研究も本規程を踏襲して実施するため。	
	受託研究取扱規程	地域産業交流センターの設置に伴い、受託研究の受入れ決定及び研究完了報告に関して、所要の整備を図った。	
	受託研究規程及び取扱細則	組織改編に伴う条文変更	*
		職務発明取扱規程が1985年制定から改訂されておらず、現状に則さないことから規定内容の充実と特許法第35条の改正施行による改訂手続きを終え、2006年1月以降に知的財産ポリシーの作成とともに改訂予定である。	*
	発明規程	職務発明がなされた場合の発明の対価を改定 (理由)発明者のモチベーション向上のため	*
	発明規程	問3の回答欄の改訂状況は、全て、組織名称の変更に伴う改正のみである。	
	産官学共同研究事業開発センター規程	著作権について規程されていなかった為	
	知的財産ポリシー	我が国の「知的財産立国」に向けた施策・推進に伴い、本学の知的財産の基盤構築をより一層図る必要があったため、その理念となるポリシーを制定した。	*
	発明規程	上記ポリシーの制定に伴う諸規程の整備・見直しを行った。	*
	共同研究規程	知的財産に関する取組みが進む一方で、産官学連携の取組みも活発化され、その対応方法及び体制の整備を図るため。	*
	知財規程	組織統合の為	
受託研究規程	担当部署の変更の為		
発明規程	字句の追加等		
共同研究規程	字句の追加等		
受託研究取扱規程	法人税法施行令の改正に対応するため。		
受託研究取扱規程	・研究費算定科目、用語等の整理のため ・管理経費から間接経費への文言変更および金額上限の廃止のため ・本規程適用除外の規定のため ・本規程所管事務室の追加のため		
受託研究取扱内規	事務組織変更に伴う事務分掌の変更		
受託研究取扱規程	一般管理費の変更(減額)		
受託研究等取扱規程	文部科学省からの通知による法人税上の改定のため		

(次頁につづく)

機関名	名称	改訂理由	備考
私立大学	職務発明取扱規程	職務発明の大学への権利承継を更に円滑に行うために、既に教職員の名義となっている発明についても、名義の変更を行えるようにした。	
	職務発明規程	組織変更に伴い、内容も再検討した。	
	共同研究規程	組織変更に伴い、内容も再検討した。	
	受託研究規程	組織変更に伴い、内容も再検討した。	
	発明規定	発明範囲の拡大等のため、著作権の取扱い、学生が行った発明の取り扱い等について明記した。	
	外機関共同研究取扱規定	実情等を勘案、定義や用語、知的財産権の取扱い等について見直しを図った。	
	兼職に関する取扱要項	2005年3月に改訂したが、利益相反、責務相反にかかる事項を改訂したわけではない。本来、この要項は「兼職」(他大学の非常勤講師等)を広く定めたもので、利益相反、責務相反そのものずばりの内容ではない。一部、物品購入等に対する利害関係等についての記述がある。	
	受託研究事務取扱細則	法人税法施行令の一部が改正され、私立大学に対する受託研究について一定の要件を満たすものについて法人税法施行令第5条第10号に規定する請負業の範囲から除外されることになったことに伴い、本学受託研究に係る事業について「非課税扱い」となるよう改正を行った。	*
	工学研究科受託研究取扱規則	事務所管部署の名称変更があったため	
	受託研究取扱規程	受託研究費の10%を光熱水費として大学が管理することとした。	
	発明規定	事務取扱部署変更のため	
	委託研究取扱規定	委託研究契約締結に係る決裁権限変更のため	*
	発明規程(改訂原案作成、学内で検討中)	1.職務発明の定義が旧国立大学のものに準じて作られていて、非現実的。 2.発明規定の対象が、特許、実用新案に限定されていて、知的財産全体に及んでいない。(名称も知的財産規定に変更の予定) 3.学生の発明の取扱いについて規定されていない。 4.学外TLOに多くの作業を委託する事を想定している(4月1日契約予定)。	*
	発明取扱規程	現行の運用に合った形に改訂	
	著作権取扱規程	現行の運用に合った形に改訂	*
	知的資産センター規程	現行の運用に合った形に改訂	*
	職務発明取扱規程	発明の届出及び特許の権利譲渡について、大学研究所長を経由して提出していたが、研究所組織改組に伴い、理工学総合研究所長を経由して提出することに改めた。	*
	受託研究取扱規程	受託研究を担当する者を研究担当者(本学専任教員)及び研究専任者として並びに企業等から委託申請を学長が受け、学長が当該研究に係わる研究所長または学部長と協議し、その可否を決定することとしたこと等	
	職務発明規程	医療短期大学の保健医療学部への改組転換のため	
	受託研究取扱規程	法人税法施行令の一部改正に適應するため	
	発明取扱要領	補償金および対価配分についての基準を明確化	
	学外共同研究規程	事務上の改訂のみ	
	受託研究規程	事務上の改訂のみ	
	発明等規程	事務組織の変更に伴うもの	*
	学外共同研究規程	事務組織の変更に伴うもの	*
	委託研究取扱要領	事務組織の変更に伴うもの	*
	知的財産憲章	大学の使命である、社会貢献としての産官学連携及び技術移転の理念をより明確に示すため。	
	知的財産取扱規程	特許法改正に伴い、職務発明及びその対価の支払いに対する取り扱いを法に沿った形で整備するため。	
	利益相反ポリシー	利益相反に関する、いろいろな事実が明らかになり、具体的事例に対応すべく内容の充実を計るため。	
	産官学連携知財センター規程	組織改編に伴う規程名称及び組織・会議体等の変更	
	発明等に関する規程	用語の定義・名称の変更、審査体制及び手続の変更等	
	産官学連携知財センター受託研究等に関する規程	組織改編に伴う規程名称の変更、各種定義の変更、管理費の明記、権利の帰属及び知財の実施等に関する取扱いの明記、秘密保持の明記等	
	受託研究取扱要領	受付窓口を庶務課から総合研究センターに移管したため	
発明規程(平成17年7月1日制定)	平成17年6月1日に知的財産取扱規程が制定されたことにより、従来の発明規定は廃止された。知的財産戦略大綱の発表により大学における教員の発明について大学が承継し、活性化する流れを受けて、本学においても大学帰属を前提とする取扱に変更するもの。		
共同研究取扱規程	大学院工学研究科も本規程対象に含めるため		
受託研究取扱規程	委託者が、国・地方公共団体・公益法人等の場合は、事務管理費及び光熱水費の納入(学校法人への)を除外するため		
受託研究	人件費の取扱いについて定めた。		
受託研究取扱規程	研究経費の取扱いについて改正。1999年の文部科学省通達に添って学内に当該規程を作成したが、本学に産・学・官連携推進センターがスタートしたことにより、同センター規程が整備され両規程に整合性をもたせるため。		
研究機関等	県職員の職務発明等に関する規則	職務発明認定者の変更(総務部長から商工労働部長に変更) 実施補償金の支払い率の変更	
	知的所有権規定	・字句の変更 例 研究所 法人 様式の追加 担当部長の意見書を作成する。	*
	受託研究等実施規定	・非常勤講師を受託研究実施規定に追加した。	
	市産業観光局研究職員の職務発明等に関する要綱	組織改正に伴い、文言を書き換えた。	
	特許権等実施料算定基準	組織改正に伴い、文言を書き換えた。	
	職員の勤務発明等に関する規則の解釈および運用方針	特許等の実施料に係る発明者への補償金を一律3割とするともに、上限金額を撤廃したため。	
	県有特許権等取扱要領	オプション契約を追加したため	
	県工業技術総合センター研究管理要綱	組織変更のため	*
県職員職務発明規程	職務発明審議会の廃止にともなう改訂	*	

(次頁につづく)

機関名	名称	改訂理由	備考
研究機関等	県職員の職務発明に関する規程	特許法改正により、対価について改訂した。	
	共同研究内規	特許出願時の負担等の条文改訂	
	県試験研究機関の職員の発明等評価要綱	「県職員の職務発明に関する規程」にはなかった発明の評価について新しく作成した。	
	県職員の職務発明等に関する規程	特許出願手続の迅速化	
	県職員の職務発明等に関する規程	・特許法の改正による規程の改正 ・登録補償金、実施補償金の改正	
	県職員の職務発明等に関する規程	近年の特許等知的財産権における国の動向等も踏まえ、職務発明等の職務に携わる職員の一層の処遇の確保と意欲の向上を図るため、職員が職務に関する発明を行った場合に支払う実施補償金(権利1件につき年額100万円)の上限撤廃を行う。	
	県工業技術センター等共同研究実施要綱	これまで企業との共同出願においては、特許費用全額を相手企業に負担となっていたが、他県の状況等を踏まえ、県内中小企業との出願は持分負担とした。	
	県職員の職務発明等に関する規程	近年の特許等知的財産権における国の動向等も踏まえ、職務発明等の職務に携わる職員の一層の処遇の確保と意欲の向上を図るため、職員が職務に関する発明を行った場合に支払う実施補償金(権利1件につき年額100万円)の上限撤廃を行う。	*
	県工業技術センター等共同研究実施要綱	これまで企業との共同出願においては、特許費用全額を相手企業に負担となっていたが、他県の状況等を踏まえ、県内中小企業との出願は持分負担とした。	*
	職員の職務発明等に関する規則	・発明審査の実体化、迅速化及び体系的、戦略的運用を図るため、職務発明審査会の所管と運営を本庁の人事担当部局から、各試験研究機関及び県立大学へ移管 ・補償金の支給限度の引き上げなど	
	県立工業技術センター共同研究業務取扱要綱	・県知的財産取扱指針への準拠 ・研究に要する費用の算定基準の見直しなど	
	県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱	・県知的財産取扱指針への準拠 ・研究に要する費用の算定基準の見直しなど	
	知的財産ポリシー	「守秘義務の内容」に発明の権利の保全のみ規定していたが、新たにノウハウの保全を加えた。	*
	県科学政策大綱	県内企業群の技術シーズを再点検し、環境、健康福祉、観光、バイオ、IT(3KB!)に主力を置いた産業の振興を図るため。	
	工業高等専門学校研究紀要規則	平成14年度から国立情報学研究所が実施している研究紀要の電子化に際し、本校も電子化に対応するための研究紀要規則に著作権の学校への帰属を明文化した。	
	職員勤務発明等に関する規程	実施・譲渡補償金の算定方法の変更のため	*
	技術移転フォローアップ推進指導事業実施要領	知的財産権の取扱に関する事項の追加のため	
	職員勤務発明規程	職務発明に関する規程の改正を中心とした特許法の改正(2005.4.1)に合わせて、本府においても、実施補償還元率の改訂や発明の対価に係る異議申立て規定を盛り込んだ。	
	県職員がした発明等の取扱に関する条例	作成から改訂まで26年経過しており、時代のニーズに合わせるためと思われる。	
	受託研究・共同研究・受託調査事業実施要綱	一部不明瞭な表現があったので改訂した。	
	職員の職務発明等に関する規程	特許法改正等のため	
	県工業技術センター勤務発明規程	国の補償支払限度額の廃止に伴い、発明及び研究意欲の向上をより一層図るため、補償金の見直しを行った。	
	県工業技術センター研究生・研修生受入要領	責任関係の所在を明らかにするとともに、研究・研修費用について、負担の対象算定基準を明確にするため、及び知的財産についての取扱いを明確にするため。	
	県工業技術センター共同研究要綱	共同研究と受託研究に係る研究費用の取扱い方の違いを明確にするため。	
	知財規程	組織統合の為	
	(1)東京都特許及び実用新案権の管理条例(526年東京都条例第103号)	・特許権と実用新案権の実施許諾の手續や許諾料の徴収について定めていたもの。H16年7月1日付で本条例の廃止。(主管:都財務局)(理由)知的財産権をめぐる社会情勢が激しく変化の中で、知的財産権を活用する上で、迅速な対応が困難となったため。	
	(2)東京都工業所有権等取扱要綱(H8年4月1日財務局長決定)	・上記条例で定めるもの以外の手續並びに、意匠権、商標権、及び種苗の育成の管理に関する手續を定めたもの。H16年7月1日、本要綱を廃止。	
	(3)東京都産業財産権等取扱要綱(H16年6月29日制定)	実施料の算定や専用実施権の設定についての規定を整備し、特許権等の有効活用を図るとともに、適切な財産管理を行うために左記(1)(2)を廃止し、「東京都公有財産規則」(昭39年東京都規則第93号)の改正等、必要な規程を整備して、本要綱を定めた。	
	県職務発明規程	いわゆる職務発明対価を増額して、役に立つ発明のインセンティブを向上させるため。	
	共同研究要綱	共同研究や共同出願における相互の権利義務を明確にするため	
	県有特許等実施許諾要項	実施許諾の条件や実施料ほか手續きを明確にするため。	
	県職務発明規則	発明の実施権許諾により実施料を得た場合の、発明者への実施補償金を引き上げ、職員の発明等に対する意欲向上と、付加価値の高い知的財産の創出促進を図る。	
	共同研究規則	単年度契約から複数年契約が可能になった。	
	職務発明規程	特許出願の際の発明者と機構の協議を規定、規程の公開、機構と役員等との協議、特許法第35条の改正に伴う規程の改正。	
	独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産ポリシー	知的財産本部が改訂したため不明	
	共同研究取扱規則	法人化に伴う見直し	*
	受託研究取扱規則	法人化に伴う見直し	*
	勤務発明規程	特許法改正に伴う改訂	*
	共同研究の事務処理方針	組織改正に伴う改訂	
	県職務発明規則	特許の実施補償金について改訂	
	県農業技術センターにおける種苗及び培養菌の配布に関する規則	県組織の再編整備による組織名称変更のため	
	受託試験研究等に関する規則	県組織の再編整備による組織名称変更のため	
	独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産ポリシー	権利化の目的として、権利を保全する範囲を「発明の権利」としていたのを、「発明の権利の保全並びにノウハウの保全」に拡大された。なお、このポリシーは上部機関である独立行政法人国立高等専門学校機構が知的財産全般について制定したものであり、国立高等専門学校はこのポリシーに従っている。	
	職務発明規程	権利の帰属を個人が所有できる規程から機関帰属に改訂 技術移転に問題が生じた	
	職務育成品種規程	権利の帰属を個人が所有できる規程から機関帰属に改訂 技術移転に問題が生じた	
知的財産権実施規程	実施料率をある程度定率であったものを、交渉で自由に決められるよう校をはずした。		
共同研究取扱規則	独立行政法人化のため		
受託研究取扱規則	独立行政法人化のため		

(次頁につづく)

機関名	名称	改訂理由	備考
	行政組織規則	組織が変わったため	
	県職員の仕事発明等に関する規則	改正特許法における「相当な対価」の概念の変更に基づく改訂	
	県試験研究機関受託研究実施要綱	発明等が生まれた場合の県への不実施補償の考えを明確にするために改訂	
	知的財産ポリシー	特許法第35条の改正に伴う改訂	
	職務発明等規程	特許法第35条の改正に伴う改訂	
	県職員の仕事発明に関する規定	特許法の改正により、発明の対価について改定した。	
	共同研究内規、受託研究実施要領	特許出願時の費用負担等の条文を改訂した。	
	県試験研究機関の職員の仕事発明等評価要綱	「県職員の仕事発明に関する規定」にはなかった発明の評価について新しく作成した。	
	独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産ポリシー	守秘義務の内容期間の項について文書の補足	
	独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産ポリシー	知的財産の創出並びに活用を推進する為	
	職務発明等に対する補償金支払要領	組織改正による	
	北海道職員の仕事発明等に関する規程	組織改正による	
	北海道共同研究規程	組織改正による	*
	保存遺伝子資源分与規定	名称の変更及び様式の変更	*
	県工業技術センター共同研究要領	特許の取扱いについて、発明の帰属は、関係者で協議の上、決定することとした。	*
	県工業技術センター受託研究要領	特許の取扱いについて、発明の帰属は、関係者で協議の上、決定することとした。	
	職務発明規程	特許等知的財産権の補償金制度をそれまでの 出願補償金 登録補償金 実施補償金の二本立てから、発明補償金 実施補償金の二本立てに整理するとともに、特許の個人帰属(持分の50%保有可)を廃止し、機関帰属に一本化。	
	研究所発ベンチャー支援制度としてそれまでの研究機関発型ベンチャー制度に加えて、専ら特許実施等による成果普及を目的とした新型ベンチャー制度を追加創設。		
	発明規程	知的財産センター設置に伴う整備	
	知的財産ポリシー	(独)国立高専機構での改訂のため、理由については不明である。	
	共同研究規則	共同研究を実施するに当たり担当研究者の業務内容を考慮する観点から、発議を担当研究者とした。	
	職務発明規則	特許権・実用新案権のみ規定していたものを知的財産全体に拡大した。	
	特許権等実施規則	特許権・実用新案権のみ規定していたものを知的財産全体に拡大した。	
	東京都産業財産権等取扱要綱	特許権等の有効活用を図るとともに適切な財産管理を行うため	
研究機関等	職員の仕事発明等に関する規程の施行について	知事部局に所属する職員がした発明、考案、意匠の創作及び種苗の育成の特許を受ける権利等の承継の取扱いを一層適正に行い、発明者の権利を保障し、職員の仕事発明等に対する意欲の増進を図る。	*
	県職員の仕事発明等に関する規程	外国特許出願関係事項の規定、補償金等の取扱いを改定したため	
	県産業技術センター共同研究実施要綱	秘密保持に関する事項や知的財産の取扱いについて、詳細に規定したため	
	県産業技術センター受託研究実施要綱	秘密保持に関する事項や知的財産の取扱いについて、詳細に規定したため	
	共同研究取扱規則	法人化に伴う字句の整備	
	受託研究実施規則	法人化に伴い、間接経費の割合を各高専が設定しなくなること及び法人化に伴う字句の整備	
	共同研究規程	経費の負担について、共同研究の相手方、依頼形式などに応じて、個々に判断することとした。 優先実施権の定義、秘密の保持について取扱いを明確にした。 大学・国研・独立行政法人との共同研究についての取扱いを新たに定めた。	
	(独)高専機構知財ポリシー	一部字句の修正(追加)	
	職務発明等に対する補償金支払要領	補償金支払の限度額(上限200万円)の廃止 事務を担当する部署の変更	
	道有特許権等の実施許諾要領	事務を担当する部署の変更	
	発明報酬に関する事項	補償料の上限をなくすため	
	県有特許権等実施許諾要領	県有特許の権利譲渡、処分を制度化	
	県職務発明規程	県職務発明規程	
	県産業技術総合センター特許等審査会設置要綱	部・課名の変更	
	県職員の仕事発明等に関する規則	委任決裁規則の変更に伴う変更	
	産業技術総合センターに係る特許権等の実施許諾要領	部・課名の変更	
	知的財産ポリシー	権利化による保護の対象に、「発明の権利」に加えて「ノウハウ」も入れた。	
	知的財産活用規程(規程第15-46号)	平成17年10月1日付けAXA内部組織の改編に伴うため。	
	知的財産活用規程(規程第15-46号)(平成17年3月30日改正時)	知的財産活用規程(規程第15-46号)(平成17年3月30日改正時)	
	知的財産の利用許諾手続き要領(産学官連携部長通達第15-3号)	利用許諾に係る契約手続きについてより適切な対応を行えるようにするため	
	県職務発明に関する規程	県立女子大学が県立大学に変わったことに伴う名称の変更(管財課確認済み)	
	県工業技術センター共同研究開発実施要領	民間企業との共同研究契約の増加にともない、知的財産の取扱いについて明確に定めた。	

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

2 . 発明の帰属先について

問5 . 貴機関の教職員や研究者の発明の帰属先について、お選び下さい。また、「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。

教職員や研究者による発明の帰属先については、「機関帰属（例外あり）」とする研究機関が最も多い。

一方、帰属先を「個人」としている研究機関も少数ある。

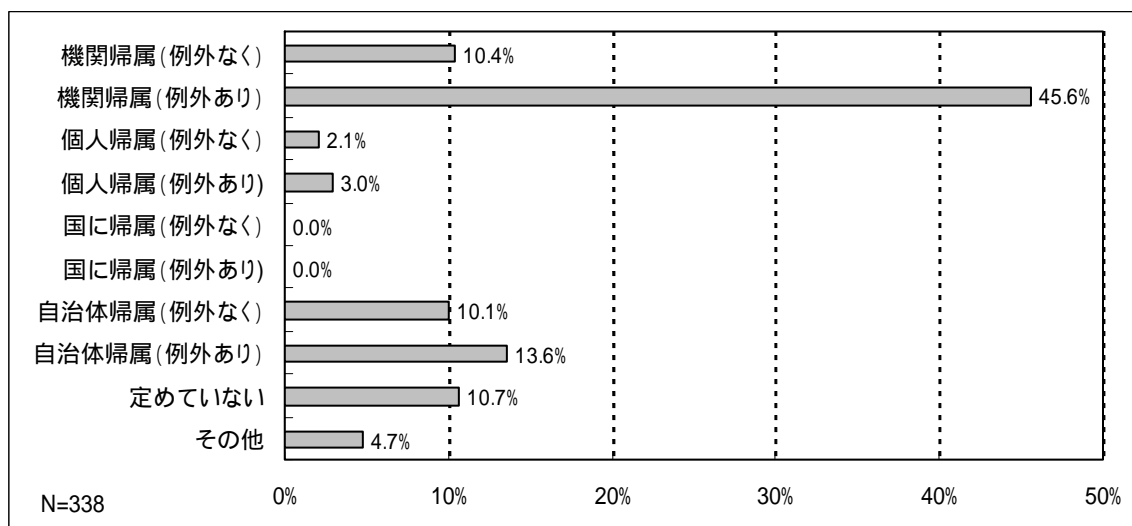
教職員や研究者による発明の帰属先を「定めていない」とする研究機関も全体の10.3%ある。

【全機関】

研究機関の教職員や研究者による発明の帰属先をみると、図表19に示すとおり、「機関帰属（例外あり）」とする研究機関が45.6%と最も多くなっている。しかし、「個人帰属（例外なく）」、「個人帰属（例外あり）」とする研究機関もそれぞれ2.1%、3.0%ある。

また、教職員や研究者による発明の帰属先を「定めていない」という研究機関も10.7%であった。

図表 19 機関の教職員や研究者の発明の帰属先と例外の有無



【機関分類別】

研究機関の教職員や研究者による発明の帰属先を機関分類別にみると、図表 20 に示すとおり、国立大学法人において「機関帰属（例外あり）」（90.2%）が多く、国立研究機関は「機関帰属（例外あり）」（62.5%）、「機関帰属（例外なく）」（25.0%）が多くなっている。また、私立大学では「機関帰属（例外あり）」（45.2%）が多いものの、「定めていない」とする研究機関も 26.9%となっている。

なお、機関帰属の場合の例外の内容は、国立大学法人では、図表 21 に示すとおり、職務発明に当たらない場合、審査会で特許性がない、技術移転の可能性が低い等とされた場合などとなっている。また、国立研究機関や都道府県立研究機関でも、図表 22 に示すとおり、同様の例外となっている。

図表 20 教職員や研究者の発明の帰属先と例外の有無（機関分類別）

	機関帰属 (例外なく)	機関帰属 (例外あり)	個人帰属 (例外なく)	個人帰属 (例外あり)	国に帰属 (例外なく)	国に帰属 (例外あり)	自治体帰属 (例外なく)	自治体帰属 (例外あり)	定めていない	その他	回答数
国立大学法人	4 6.6%	55 90.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.3%	61 100.0%
公立大学(含公立大学法人)	0 0.0%	6 16.7%	2 5.6%	6 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.6%	13 36.1%	5 13.9%	2 5.6%	36 100.0%
私立大学	15 14.4%	47 45.2%	5 4.8%	4 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	28 26.9%	5 4.8%	104 100.0%
国立研究機関	4 25.0%	10 62.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	16 100.0%
都道府県立研究機関	3 4.1%	5 6.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	32 43.8%	32 43.8%	1 1.4%	0 0.0%	73 100.0%
高等専門学校	9 18.8%	31 64.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	6 12.5%	48 100.0%
回答数	35 10.4%	154 45.6%	7 2.1%	10 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	34 10.1%	46 13.6%	36 10.7%	16 4.7%	338 100.0%

図表 21 機関の帰属になる場合の例外の内容（国立大学）

機関の帰属になる場合の例外の内容	
国立大学	個人(発明者)の希望と発明委員会での判断
	TLOの目利きにより、出願しないと判断したとき
	1.職務発明にあたらぬ場合
	2.大学が出願しない場合(発明者に帰属する)
	特別の事情のある場合、個人帰属を認める
	費用対効果等を考慮する
	職務発明の権利を大学が承継しないと決定した場合は、発明者本人に帰属する
	・特別の研究費又は特別の研究設備を使用しない一般研究の発明
	・研究を職務としない職員の発明
	特許性、市場性がない場合
	法人(機関)がその権利を承継する価値がないと判断した場合
	将来事業性等が見込めない発明については、発明者の帰属
	発明者へ返還する
	特許性がない、技術移転の可能性が低い場合等
	研究推進室で個人の帰属にするのが適当と判断され、学長が認めるとき
	実用化の可能性が少なく、機関が保有することが有益でないと思われる発明
	特許性に乏しい場合
	発明審査委員会で個人に帰属と決定した場合
	評価委員会において承継すべきでないとして判定された場合
	個人(発明者)の帰属
	機関が承継しないと決定したもので、個人で出願を希望する場合
	・維持が経済的に困難
	・大学に著しく不利な状況をもたらす
	・公共の利益に資するために普及・実用化する
	機関が継承しない場合は個人の帰属となる
	大学評価により大学帰属不適と認められたものは個人帰属とする
	既に基本特許が出願されている場合や市場性に欠けるもの
	その知財の実用化までの距離が遠い、ライセンスの可能性が近い等の場合、個人に帰属
	本学が承継しない場合、発明者本人から譲受の要望により本学から発明者本人に譲渡できる
	評価点数の低いもの
	個人帰属になる場合がある
	大学が権利を維持すべきではないと判断した場合は個人へ返却
	発明審査・評価専門委員会による審議の結果大学が承継しないと判断したものは個人の帰属となる
	発明内容によっては本人に帰属
	委員会において、本学が継承しないと判断した場合は、個人に帰属する
	発明の技術性、事業性が低いものなどは発明者本人の帰属となる場合が約3割ある
	職務発明以外
	自由発明である場合、その他特別の事情があると認められる場合
	審査部会で審査し、大学帰属が個人帰属かを定める
	知財評価委員会(学内委員会)で、大学が権利を承継しないと決定した場合
発明評価委員会で、大学が権利を承継しないと決定した場合	
市場性、有効性が乏しいと思われる場合個人有とする	
承継しない場合、自由発明の場合 個人へ	
学内委員会での決定による	
発明審査において、法人(大学)が承継しないと決定した場合	
発明判定会の判定結果による	
機関で承継しないと判断したものは最終的には個人の帰属となる	
職務外発明又は、職務発明の大学非承継と判断された発明は、個人帰属となる	
担当副学長の判断による	
職務発明でない場合	
企業化の可能性による	
個別に判断	
大学が承継しないと判断した場合	
審査による	
審査委員会で非帰属とした場合、兼業先での発明	
大学が承継しなかった場合	
発明審査会で承継しないと決定した発明	
特許性(新規性、新歩性、産業上の利用性)が無い場合	

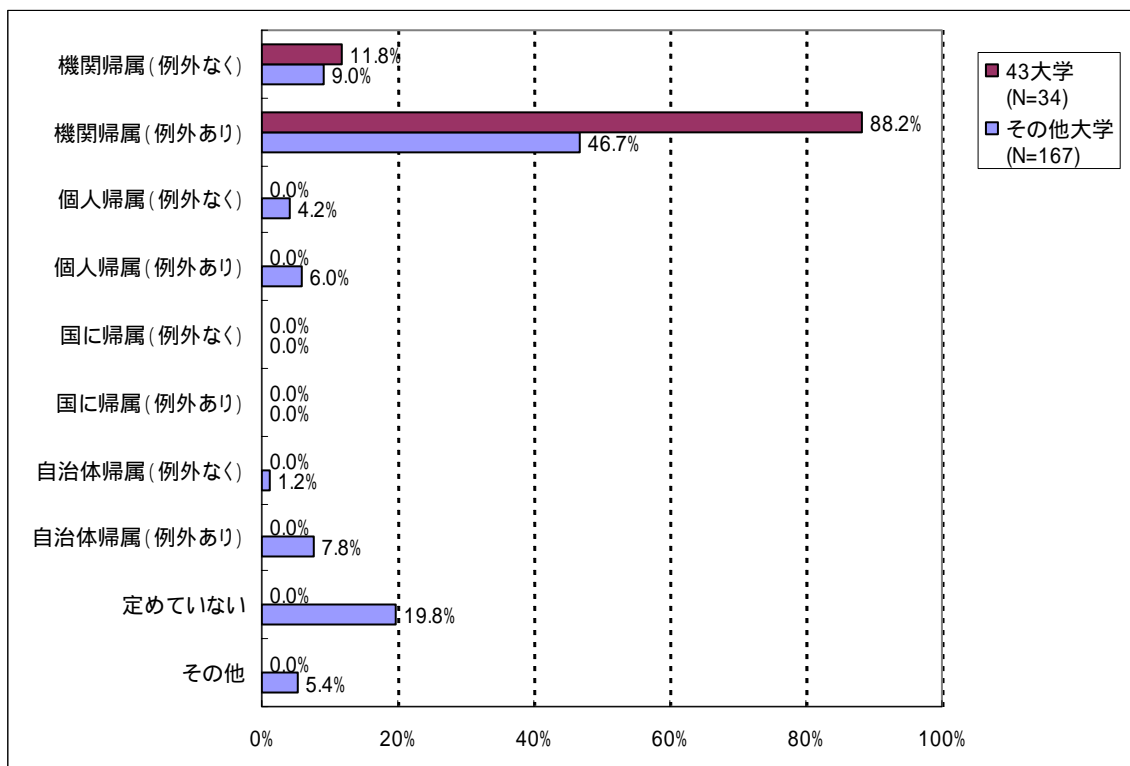
図表 22 機関の帰属になる場合の例外の内容（研究機関）

	機関の帰属になる場合の例外の内容
研究機関等	特別の事情があると知的財産本部が認めるとき
	権利承継しない場合
	職務発明で無いと判断された時は、個人の帰属になる
	市場性の可能性が低いと判断されたものは、個人帰属とする
	職務発明であるかどうか。発明の経済価値による(左記の2)
	職務発明でない場合
	職務発明、特許性、市場性等を評価し、個人帰属となる場合がある
	高専機構が承継を決定した発明等に限る
	職務発明に該当しない場合
	職務発明以外の発明
	・職務発明でない場合
	・機関に帰属させないと決定された場合
	高専機構が必要としない時
	・特別の事情があると知的財産本部が認めるとき
	・職務外
	機関が承継しないと決定したものは、本人に返還
	高専機構知的財産本部で機構帰属としない決定をした場合は研究者帰属
	機構が保有する発明として、相応しないもの
	る
	職務発明でない場合承継しないと機構が判断した場合
	個人(発明者本人)の帰属になる(特別の事情があると認める場合)
	当該発明が職務発明でないと機構が判断した場合は個人帰属になる
	(独)国立高等専門学校機構にて権利を承継しないと決定した場合は個人(発明者本人)の帰属となる
	機構に帰属させないと決定した発明については、当該職務発明等を行った教職員等に帰属
	審査会にて権利の承継を見送った場合
	知的財産委員会の審議による
	知的財産委員会が機構帰属にすべきと判断しなかった場合
	知事が権利を承継しないと決定した場合
	機構に帰属させないと決定した職務発明等に係る知的財産権は、当該職務発明等を行った教職員等に帰属する
	発明者が一部所有を希望した場合
	機関が承継しないと決定した場合
	経済価値が無い
	・職務発明以外は、個人帰属
	・職務発明でも価値等を見い出せないもの
	知的財産権の取得及び維持等が収入を上回ると(独)国立高専が判断したとき
	研究者が1/2以下の権利保有
	職務発明等に該当しないもの
	機構が発明等の価値(技術移転)を見出せないと判断した場合、本人に帰属させる
	ただし特別の事情があると知的財産本部が認めるときは、当該知的財産権の一部又は全部を、発明者又は特定の第三者に譲渡することができる
	内部審査会において、センターが承継しないと決定したとき
職務発明ではないと判断された場合	
機構の知財本部で財産権の承継を否決した場合	
特別の事情がある場合は発明者に譲渡する	
個人(発明者本人)の帰属になる	
・職務発明でない場合	
・職務発明だが機関(発明者本人)が承継を望まない場合、ただしそのようなケースは未だない	
職務発明審査委員会の審査により個人の帰属となることもある	
職務上の発明でない場合、個人帰属となる	
内部規程に基づき、職務発明と認定されない場合は、個人(発明者本人)の帰属となる	
職務発明に該当しない場合	

【43 大学とその他大学】

43 大学では、図表 23 に示すとおり、「機関帰属（例外あり）」が 88.2%、「機関帰属（例外なし）」が 11.8%となっている。一方、43 大学以外のその他大学では、「機関帰属（例外あり）」が 46.7%となっているものの、「定めていない」（19.8%）とする大学も多く、対応にばらつきが見られる。

図表 23 43 大学とその他大学における教職員や研究者の発明の帰属先と例外の有無



問 6 . 貴機関が教育機関の場合、貴機関の学生の発明の帰属先について、お選び下さい。また、「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。

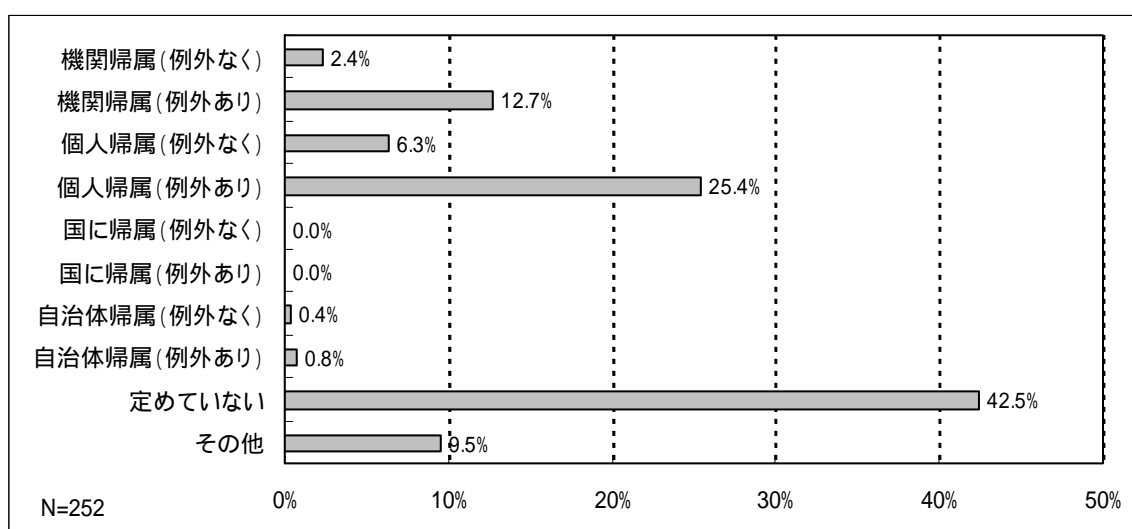
学生による発明の帰属先については、「定めていない」とする研究機関が 42.5%ある。
 帰属先を定めている研究機関では、「個人帰属（例外あり）」（25.4%）と「機関帰属（例外あり）」（12.7%）が多い。
 研究機関と学生とは雇用契約等の契約関係はないものの「機関帰属（例外なし）」とする研究機関も 2.4%ある。

【全機関】

学生による発明の帰属先については、「定めていない」とする研究機関が 42.5%と半数近くあった(図表 24)。ヒアリング調査によると、「学生の発明については明文規程を有していない。」としながらも、「多くの場合、学生の発明は教官の指導の下で大学設備や予算を活用してなされることが想定されるため、学生が発明に対して貢献したとみなされる場合には、共同研究者として届出を行ってもらい、保証も行うなど運用面で対応をしている。」とのことであり、明文の規程は有しないものの、運用において対応している研究機関もあると考えられる。

また、「個人帰属(例外あり)」として定めている研究機関も 25.4%あり、研究機関と学生とは雇用契約等の契約関係はないものの「機関帰属(例外なし)」とする研究機関も 2.4%あった。

図表 24 学生の発明の帰属先と例外の有無



【機関分類別】

学生による発明の帰属先を機関分類別にみると、図表 25 に示すとおり、国立大学法人において、「機関帰属(例外あり)」(30.5%)、「個人帰属(例外あり)」(35.6%)が多くなっているものの、公立大学及び私立大学においては「定めていない」という割合が、それぞれ 71.1%、63.2%と高くなっている。

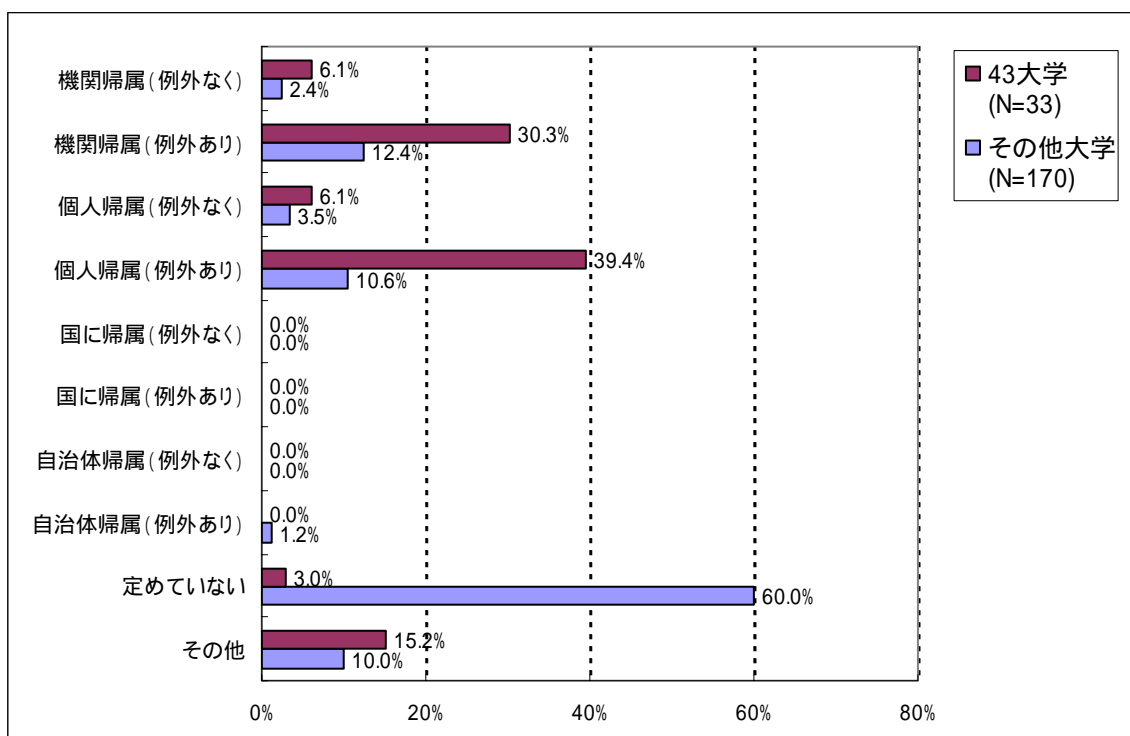
図表 25 学生の発明の帰属先と例外の有無と例外の有無（機関分類別）

	機関帰属 (例外なく)	機関帰属 (例外あり)	個人帰属 (例外なく)	個人帰属 (例外あり)	国に帰属 (例外なく)	国に帰属 (例外あり)	自治体帰属 (例外なく)	自治体帰属 (例外あり)	定めていない	その他	回答数
国立大学法人	3 5.1%	18 30.5%	1 1.7%	21 35.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 15.3%	7 11.9%	59 100.0%
公立大学(含公立大学法人)	0 0.0%	2 5.3%	3 7.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%	27 71.1%	4 10.5%	38 100.0%
私立大学	3 2.8%	11 10.4%	4 3.8%	10 9.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 63.2%	11 10.4%	106 100.0%
国立研究機関	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
都道府県立研究機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
高等専門学校	0 0.0%	0 0.0%	8 17.8%	32 71.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 8.9%	1 2.2%	45 100.0%
回答数	6 2.4%	32 12.7%	16 6.3%	64 25.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	2 0.8%	107 42.5%	24 9.5%	252 100.0%

【43 大学とその他大学】

43 大学では、「機関帰属（例外あり）」、「個人帰属（例外あり）」が相対的に多い一方、その他大学では、「定めていない」とする研究機関が 60.0%と相対的に多くなっている（図表 26）。

図表 26 43 大学とその他大学における学生の発明の帰属先と例外の有無



3 . 著作権について

問7 . 貴機関では、著作権に関連し、前から課題となっている事項が何かありますか。「ある」と答えられた方にお伺いします。課題となっている内容をお選び下さい。(複数回答可)

著作権に関して課題を抱えているとした研究機関は全体の42.6%。国立大学法人の割合が高い。

課題としては、「職務著作の明確な規程がない」ことや「研究者の認識が薄い」こと、「権利の帰属の判断が難しい」ことなどを指摘する意見が多い。

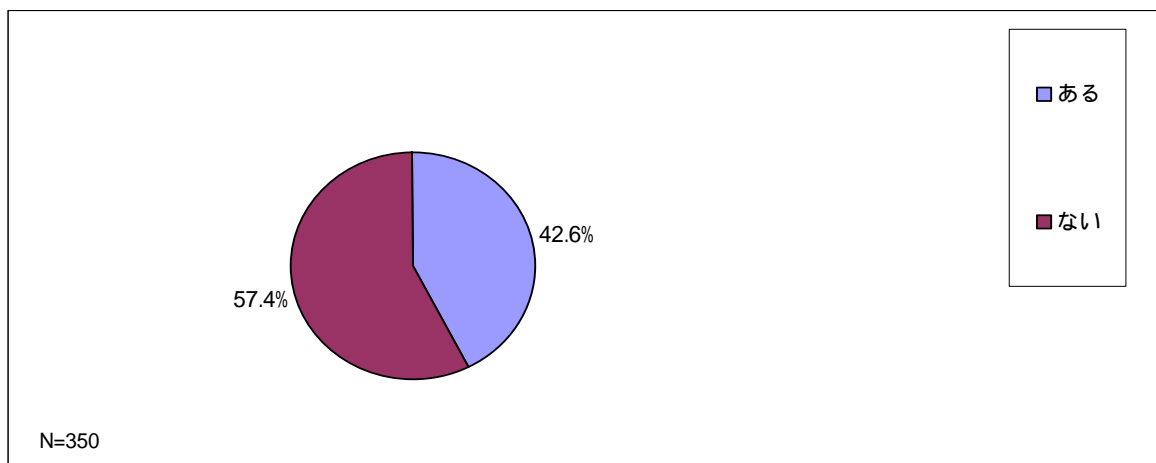
機関分類別に見ると、「職務著作の明確な規程がない」割合が高いのは、公立大学、都道府県研究機関となっている。

【全機関】

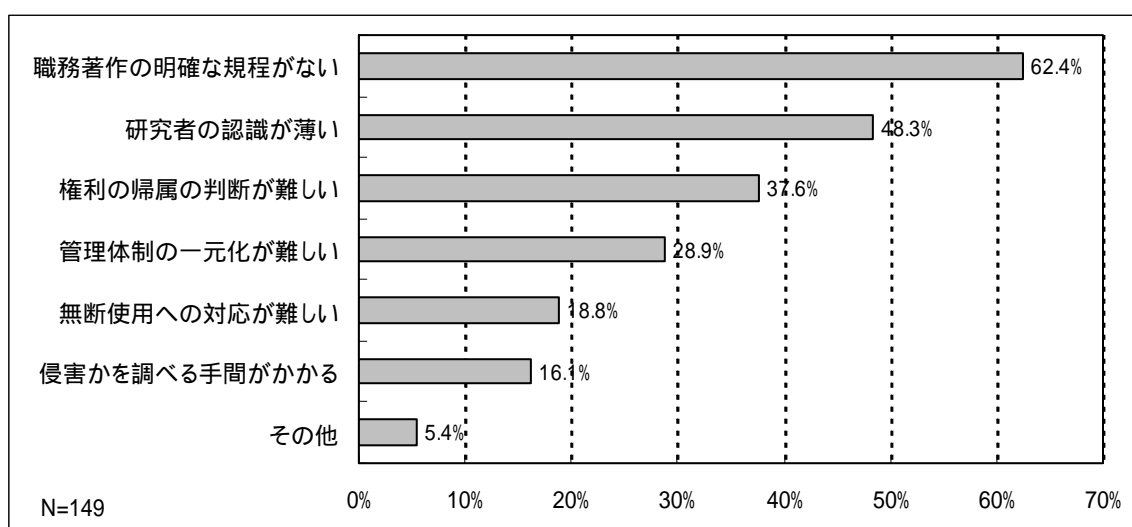
著作権に関して課題を抱えている研究機関は全体の42.6%となっている(図表27)

また、課題の内容としては、図表28に示すとおり「職務著作の明確な規程がない」とする研究機関が62.4%と最も多く、次いで、「研究者の認識が薄い」(48.3%)、「権利の帰属の判断が難しい」(37.6%)などとなっている。

図表 27 著作権に関連して前から課題となっている事項の有無



図表 28 課題の内容（複数回答）



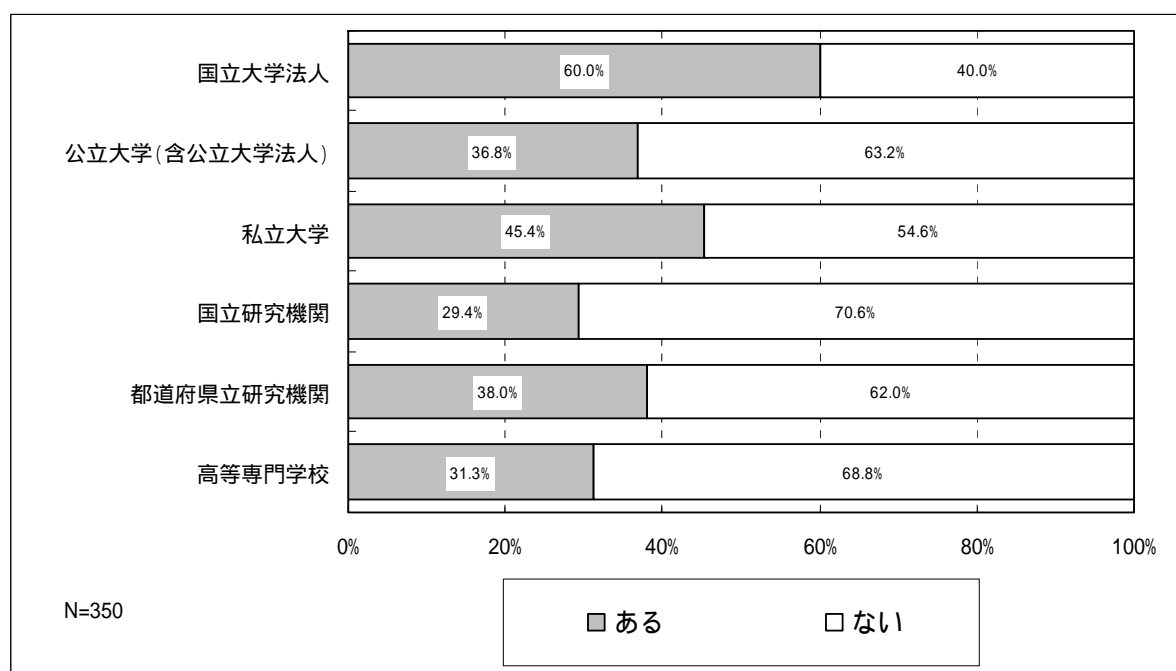
注) 1 研究機関が複数の課題を有しているため、合計は 100%にならない。

【機関分類別】

機関分類別に著作権に関する課題をみると、図表 29 に示すとおり、国立大学法人のみが、問題が「ある」とする研究機関が「ない」とする研究機関を上回っている。

機関分類別に課題の内容をみると、国立大学法人は「研究者の認識が薄い」が 58.3%と最も多く、次いで、「権利の帰属の判断が難しい」(47.2%)、「職務著作の明確な規程がない」(44.4%)となっている。また、公立大学や私立大学では、「職務著作の明確な規程がない」が、それぞれ 64.3%、71.4%と最も多くなっている（図表 30）。

図表 29 著作権に関連して前から課題となっている事項の有無（機関分類別）



図表 30 課題の内容（機関分類別）

	研究者の認識が薄い	職務著作の明確な規程がない	権利の帰属の判断が難しい	無断使用への対応が難しい	侵害かを調べる手間がかかる	管理体制の一元化が難しい	その他	回答数
国立大学法人	21 58.3%	16 44.4%	17 47.2%	7 19.4%	5 13.9%	12 33.3%	4 11.1%	36 100.0%
公立大学(含公立大学法人)	3 21.4%	9 64.3%	3 21.4%	0 0.0%	1 7.1%	1 7.1%	1 7.1%	14 100.0%
私立大学	29 59.2%	35 71.4%	23 46.9%	15 30.6%	11 22.4%	20 40.8%	1 2.0%	49 100.0%
国立研究機関	2 40.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	5 100.0%
都道府県立研究機関	8 26.7%	24 80.0%	6 20.0%	2 6.7%	3 10.0%	3 10.0%	2 6.7%	30 100.0%
高等専門学校	9 60.0%	7 46.7%	4 26.7%	4 26.7%	3 20.0%	4 26.7%	0 0.0%	15 100.0%
回答数	72 48.3%	93 62.4%	56 37.6%	28 18.8%	24 16.1%	43 28.9%	8 5.4%	149 100.0%

4 . まとめ

(背景)

研究機関の知的財産の管理・運営体制は、限られた予算のなかで自立的・効率的な運営を確保しようとする国や自治体の動き、少子化の進展による大学間競争等を背景に、体制整備が進んできている。

特に、国立大学法人においては、2004年4月1日に国立大学法人法に基づき法人化され、自立的な運営が求められるようになることを契機に、文部科学省は、平成15年度(2003年度)より「大学知的財産本部整備事業」を実施した。一方、国立研究機関も、中央省庁等改革基本法に沿って独立行政法人化が進められ、自律的・効率的な運営が求められるようになった。

(知的財産運用組織及びルールの整備状況)

アンケート調査における知的財産運用組織及びルールの整備状況は、こうした状況を反映した結果となっている。すなわち、知的財産に関する研究機関の関心の高まりや産学官連携の活発化を反映して、8割以上の研究機関に知的財産を取り扱う担当者が配置され、その人員規模は平均4.5人、管轄組織も8割の機関が全ての組織を対象としており、知財管理の一元化が進んでいる。さらに、機関分類別では、国立大学法人が、専門組織として担当している割合が最も高く、国立研究機関がそれに続いている。

このような体制整備と合わせて、知的財産の取扱いに関する各種ルール(理念や考え方、それに基づく規程や規則)の整備も進んでいる。特に、規程や規則については、職務発明、発明報酬、共同研究、受託研究は、いずれも整備率が7割を超えている。また、大学知的財産本部整備事業の対象となっている43大学のルール整備率は、知財の取扱い(理念や考え方)、職務発明(規程や規則)、発明報酬(規程や規則)がともに100%²となっているように、極めて高いものになっている。

ただし、その一方で、活動を実質的に規定する規程や規則で見ると、利益相反・責務相反、学生の発明、有体物の取扱い、技術移転のルール整備率は、4割となっており、今後の対応が求められる。また、前述のように43大学においてルール整備が進んでいる一方で、その他の大学では、大きく整備が遅れているルールもあり、その他大学での各種ルール整備の推進も求められる。

(発明の帰属先)

前述のように、国立大学及び国立研究機関においては、法人化、独立行政法人化によって、特許等知的財産の帰属は、原則として機関帰属となった。

アンケート調査では、教職員や研究者の発明の帰属先は、機関帰属(例外あり)が最も多く、国立大学法人では、例外なしも含めるとほとんどが機関帰属に、同様に国立研究機関も8割以上が機関帰属となっている。また、学生の発明の帰属先は、定めていない研究機関が4割を超

² アンケート調査では、「知的財産の取扱い(理念や考え方)」では43大学中、33大学が回答しているなど、全てが回答しているわけではない。

えており、教職員や研究者の場合とは異なり、対応が不明確となっている。ただし、明文化されてはいないものの、運用で対応している研究機関もみられる。

(著作権)

前述のルールを整備状況では、職務著作に関する理念や考え方は全体の25%、同じく規程や規則は4割弱の研究機関が整備しているが、職務発明や発明報酬、共同研究や受託研究に比べると、整備が遅れている。

こうした状況を踏まえて、アンケート調査における著作権の課題をみると、著作権に関して課題を抱えている研究機関は、全体の4割を超えており、なかでも国立大学法人が最も課題を抱えている割合が高くなっている。抱えている課題の内容は、職務著作の明確な規程がないとした研究機関が6割を超えており、前述のルールを整備状況と符合している。明確な規程がないという内容に次いで多いのは、研究者の認識が薄いこととなっており、著作権については、ルール整備と研究者の認識の向上が、大きな課題である。

第2章 知的財産活動における契約等の実態調査

1. 知的財産権の利用許諾について

(1) 知的財産権の取得状況とライセンスアウトの実績について

問9. 日本国内で保有している知的財産権及び出願・申請中の知的財産権がありますか。「ある」と答えられた方は、それぞれ件数をお選びください。

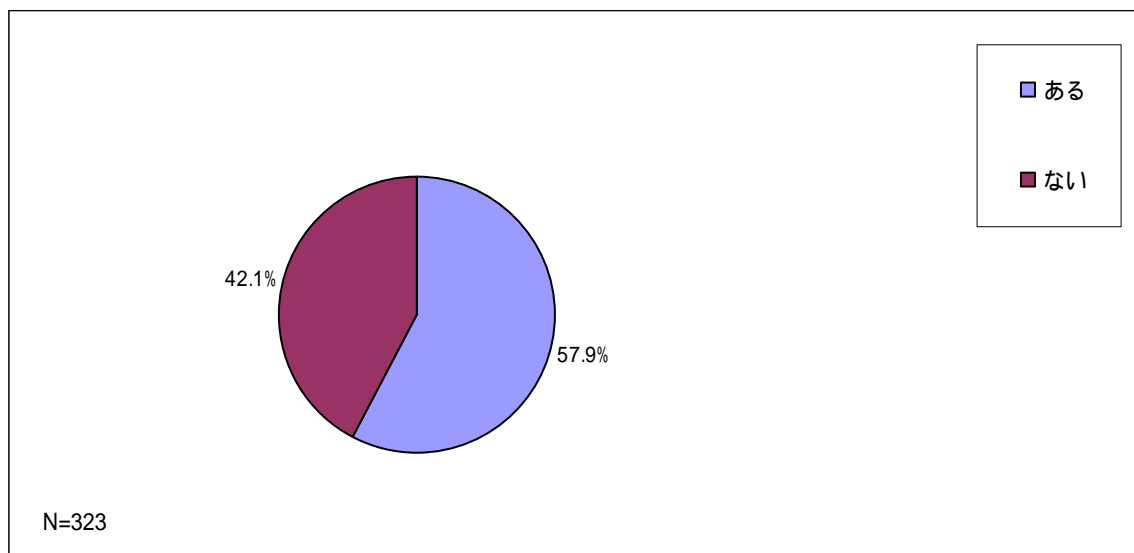
知的財産権を保有している研究機関は全体の57.9%、現在、出願・申請中の知的財産権がある研究機関は全体の76.1%。

機関分類別に見ると、国立大学法人、国立研究機関、都道府県立研究機関で保有率(知的財産を保有している研究機関の割合)が高くなっている。

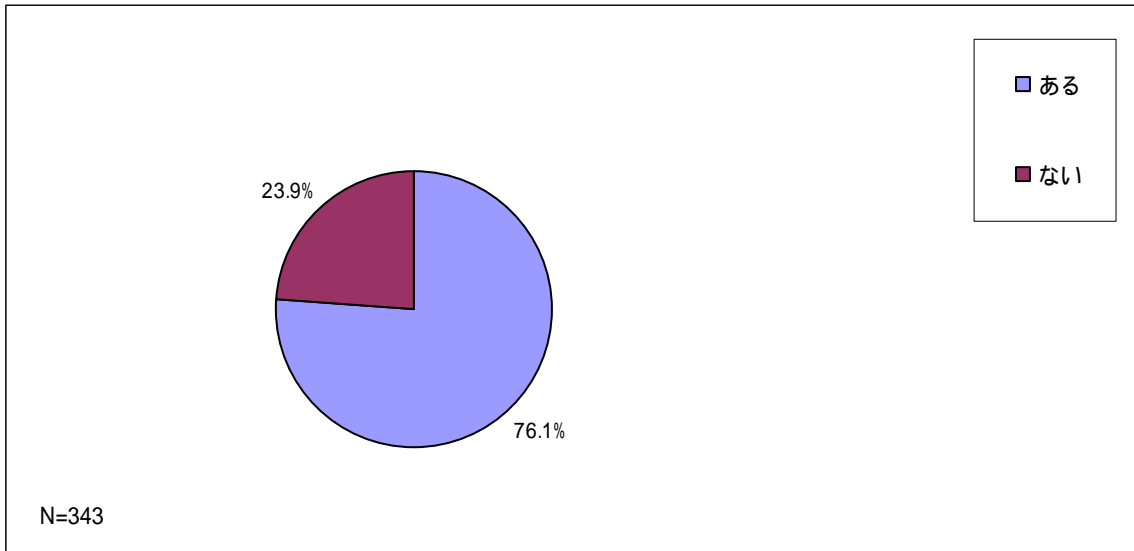
【全機関】

日本国内で保有する知的財産権が「ある」とした研究機関は全体の57.9%(図表31)、また、現在、出願・申請中の知的財産権が「ある」とした研究機関は全体の76.1%(図表32)であった。

図表 31 国内で保有する知的財産権の有無



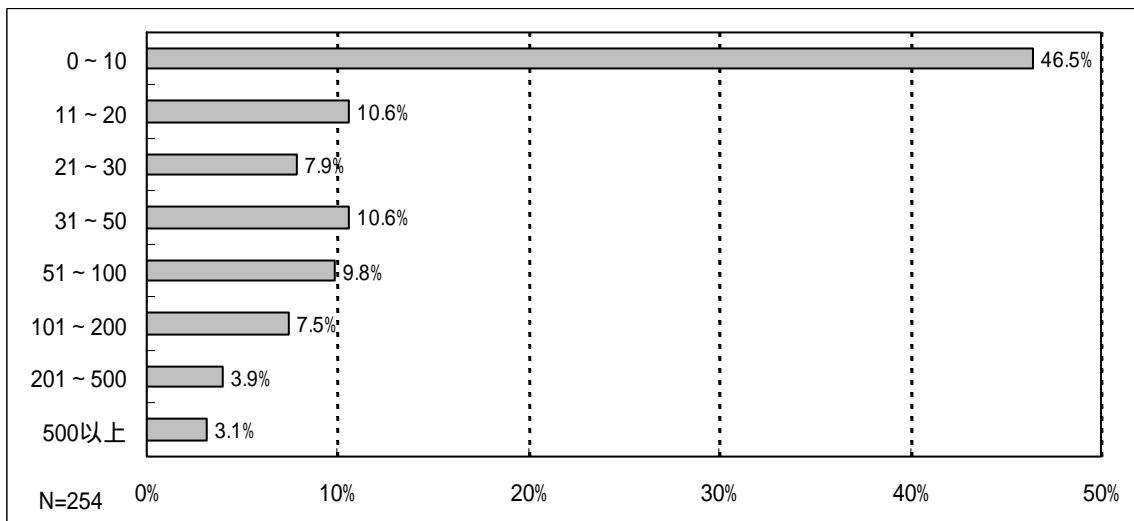
図表 32 国内で出願・申請中の知的財産権の有無



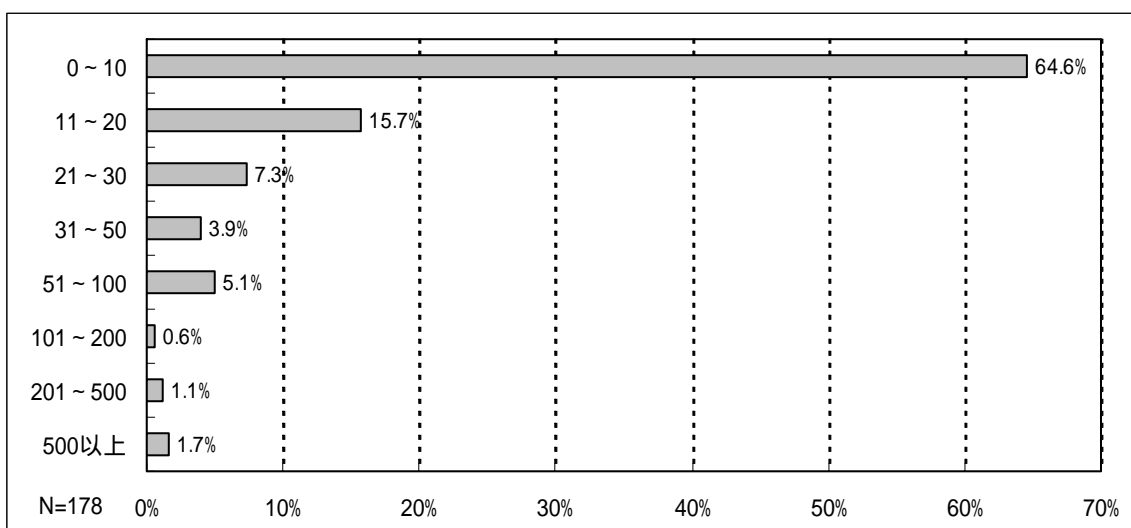
知的財産権のうち「特許」について保有件数をみると、図表 33 に示すとおり、「0～10 件」とする研究機関が 64.6% を占めている一方で、「101 件以上」と回答している研究機関が 6 機関、「500 件以上」とする研究機関も 3 機関あった。

また、「特許」を現在、出願・申請中とする件数をみると、図表 34 に示すとおり、「0～10 件」とする研究機関が全体の 46.5% となっているが、「101 件以上」と回答している研究機関が 37 機関、「500 件以上」も 8 機関となっている。

図表 33 国内で保有する知的財産権がある場合の件数（特許）



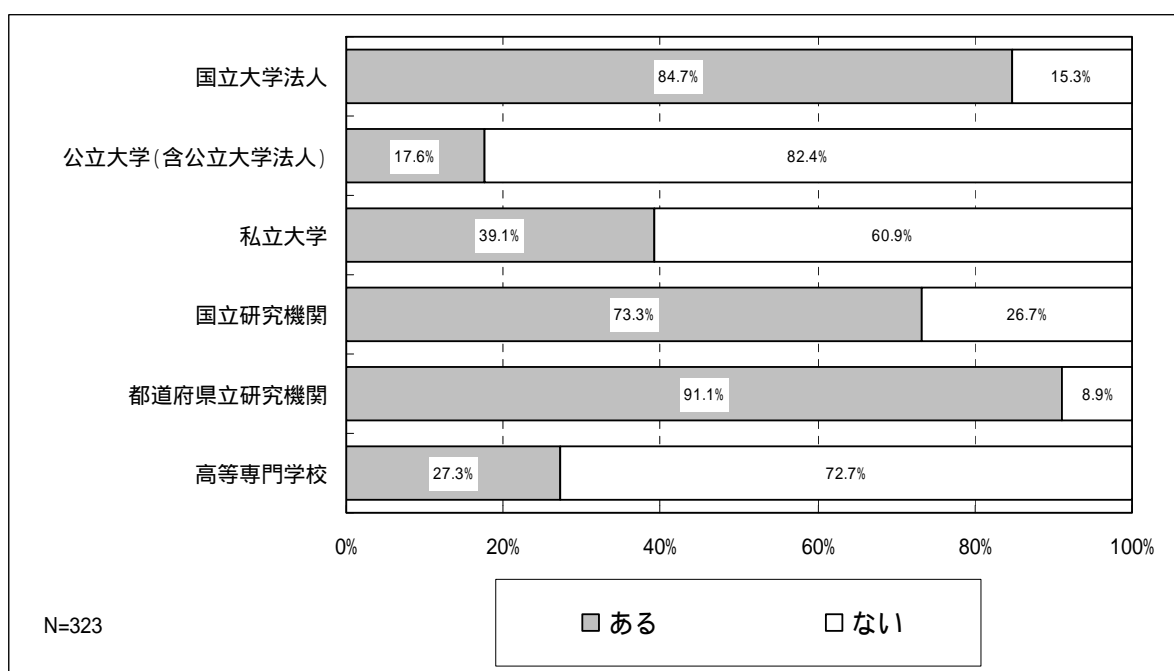
図表 34 国内で出願・申請中の知的財産権がある場合の件数（特許）



【機関分類別】

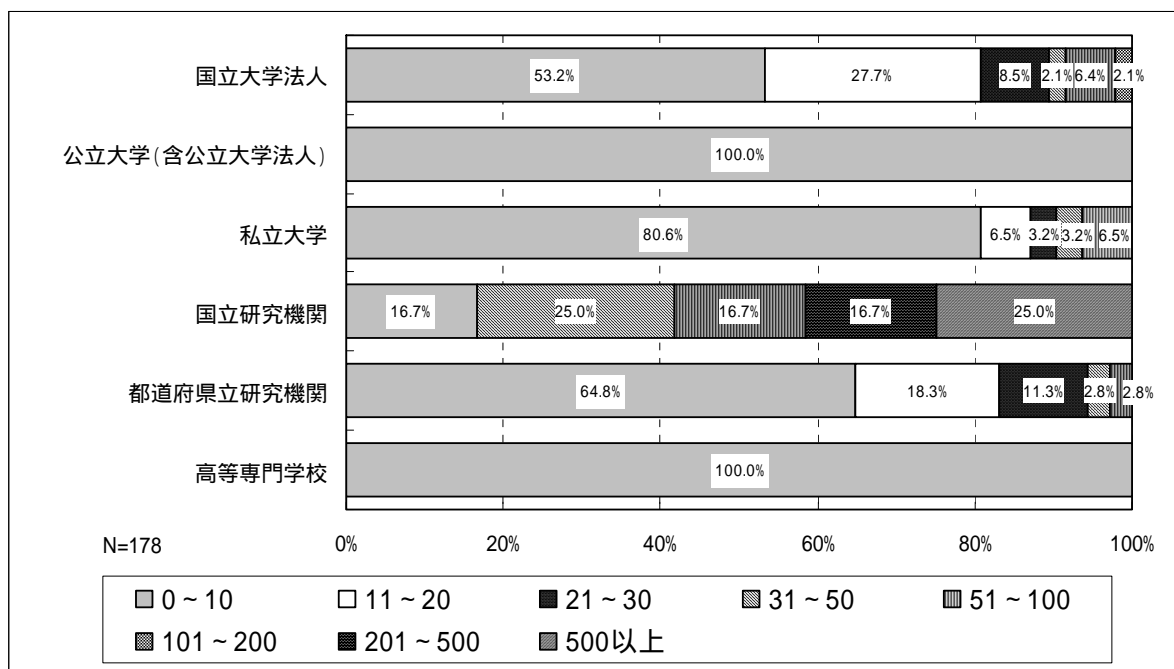
機関分類別に知的財産権の保有等状況をみると、国立大学法人、国立研究機関、都道府県立研究機関では、それぞれ70%以上の研究機関において、日本国内で保有する知的財産権が「ある」としている。一方、公立大学、私立大学、高等専門学校は半数以上が「ない」としている（図表35）。

図表 35 国内で保有する知的財産権の有無（機関分類別）



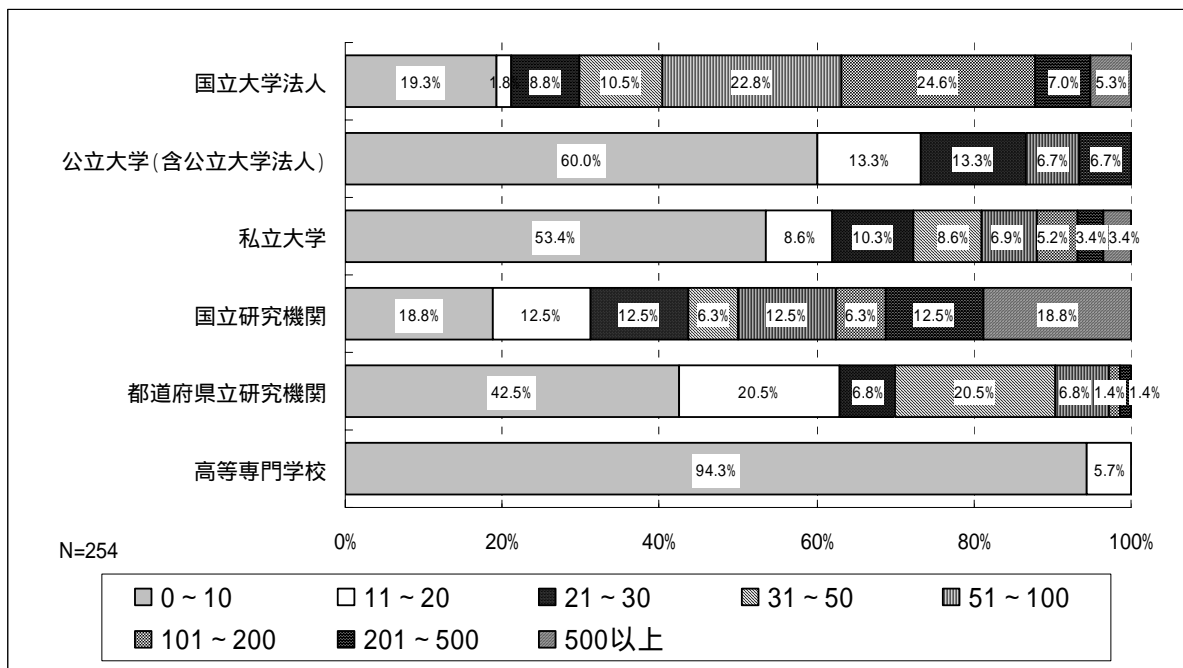
また、保有する知的財産権が「ある」とした研究機関の「特許」保有件数を機関分類別にみると、図表 36 に示すとおり、国立大学法人、国立研究機関において、保有件数が 11 件以上とする研究機関が多くなっている。

図表 36 国内で保有する知的財産権がある場合の件数（特許）



さらに、現在、出願・申請中の「特許」件数を機関分類別にみると、図表 37 に示すとおり、国立大学法人や国立研究機関、都道府県立研究機関は、出願・申請件数が 11 件以上とする研究機関が多い一方、保有する知的財産権が少ない公立大学や私立大学では「0～10 件」とする研究機関の割合が高くなっている（それぞれ、60.0%、53.4%）。

図表 37 国内で出願・申請中の知的財産権がある場合の件数 (特許)(機関分類別)



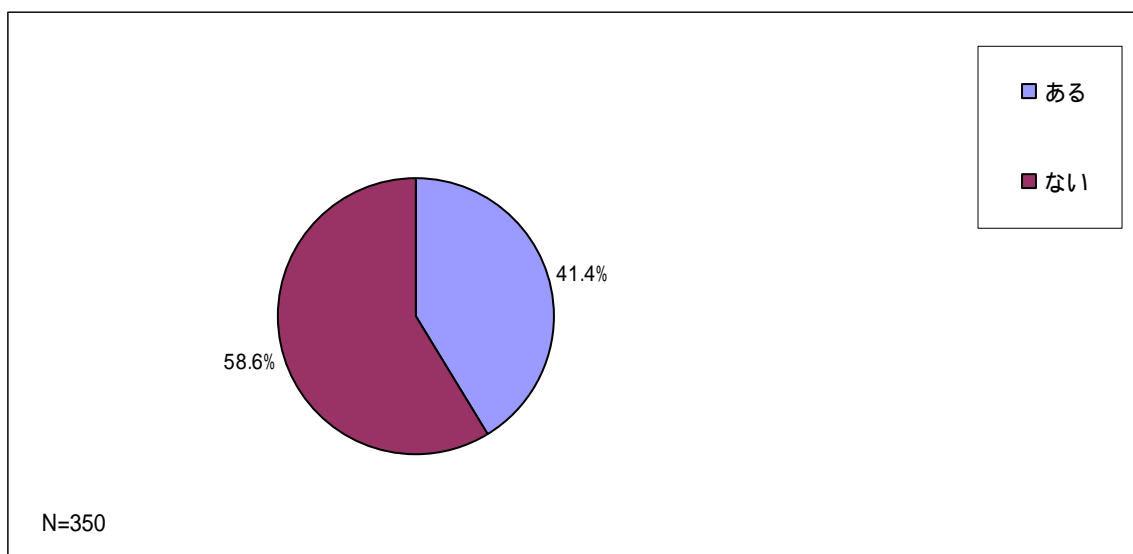
問 10 . 貴機関では、過去（2003 年 4 月以降）に、機関所有の知的財産権を他者に利用許諾したこと（ライセンスアウト）がありますか。

ライセンスアウトについては、経験「あり」とした研究機関が 41.4%、経験「なし」とした研究機関が 58.6%であった。

【全機関】

保有する知的財産権を 2003 年 4 月以降、他者に利用許諾したことがある研究機関は、全体の 41.4%となっており、58.6%の研究機関はライセンスアウトの経験がない（図表 38）。

図表 38 他社に利用許諾した経験の有無



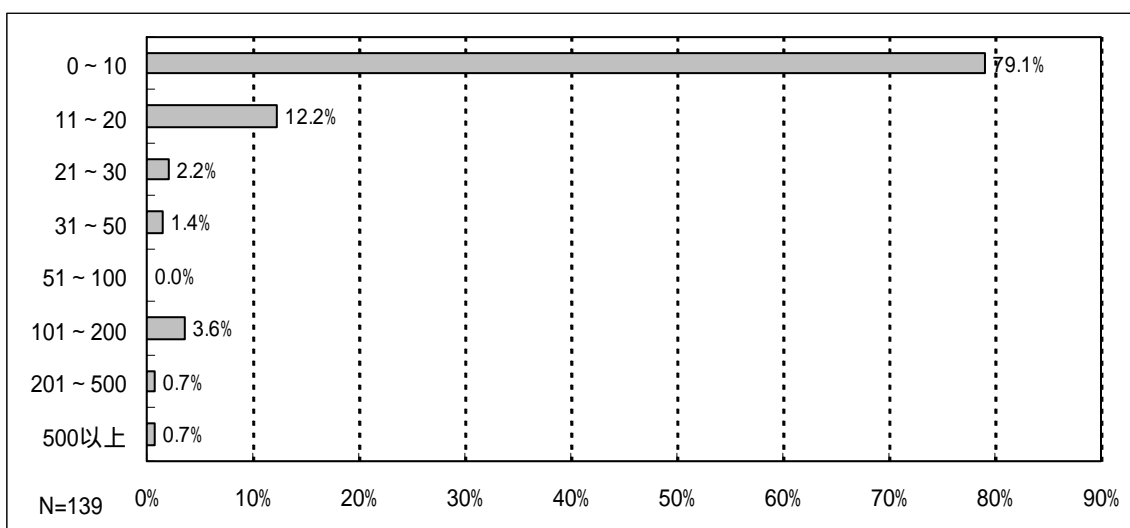
問 11. 問 10 で「ある」と答えられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降のライセンスアウトの件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

ライセンスアウトの経験がある研究機関は、実績としては「10 件」以下が全体の 79.1%。
主な相手先は「国内の中小企業」が 79.0%、「国内の大企業」が 43.4%。
分野は、「ライフサイエンス分野」が 48.8%と最も多く、「環境分野」が 25.2%と最も少ない。
機関分類別では、国立研究機関の実績が多い(11 件以上の割合が 53.8%)。

【全機関】

図表 39 に示すとおり、ライセンスアウトの件数をみると、「10 件」以下とする研究機関が全体の 79.1%を占めている。

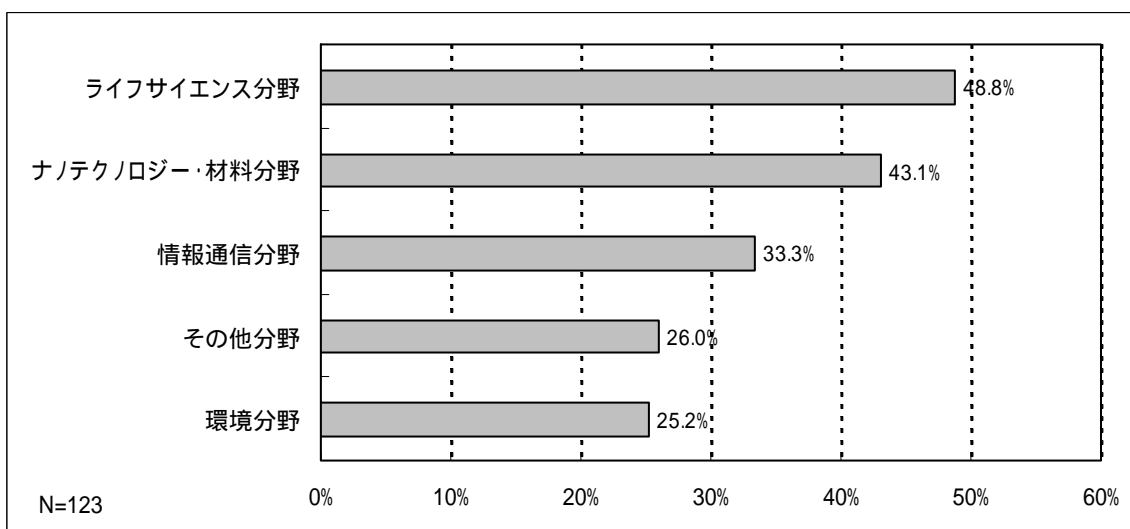
図表 39 2003年4月以降のライセンスアウトの件数



ライセンスアウトの主な相手先をみると、図表 40 に示すとおり、「国内の中小企業」が 79.0%、「国内の大企業」が 43.4% などとなっており、国内の大学や公的研究機関等、または海外に対してはライセンスアウトの実績が少なくなっている。

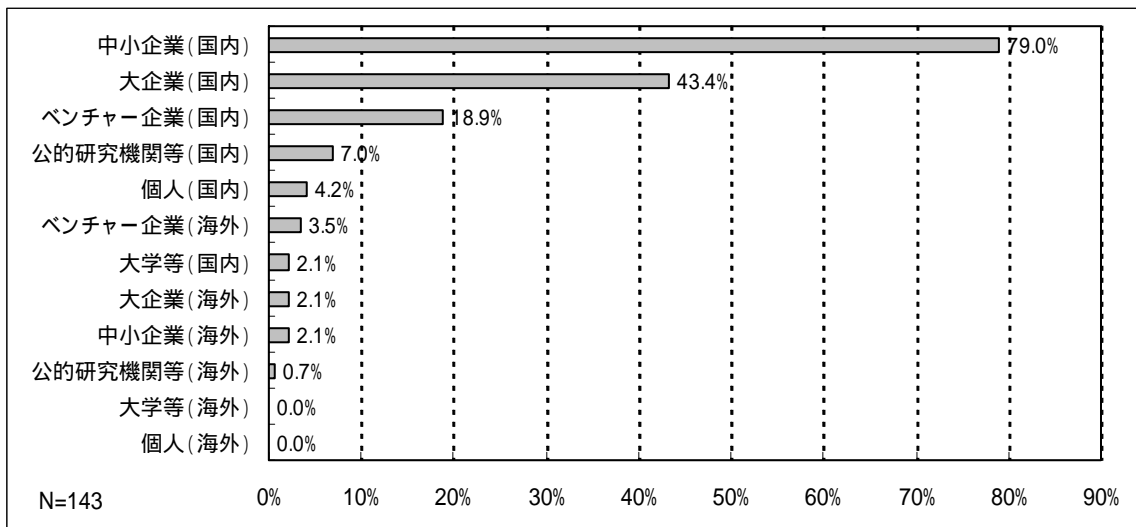
また、分野別では、図表 41 に示すとおり、「ライフサイエンス分野」が 48.8% と最も多く、逆に「環境分野」は 25.2% と最も少なくなっている。

図表 40 主な相手先（複数回答）



注) 複数の相手にライセンスしている研究機関があるため、合計は 100% にならない。

図表 41 主な対象分野（複数回答）

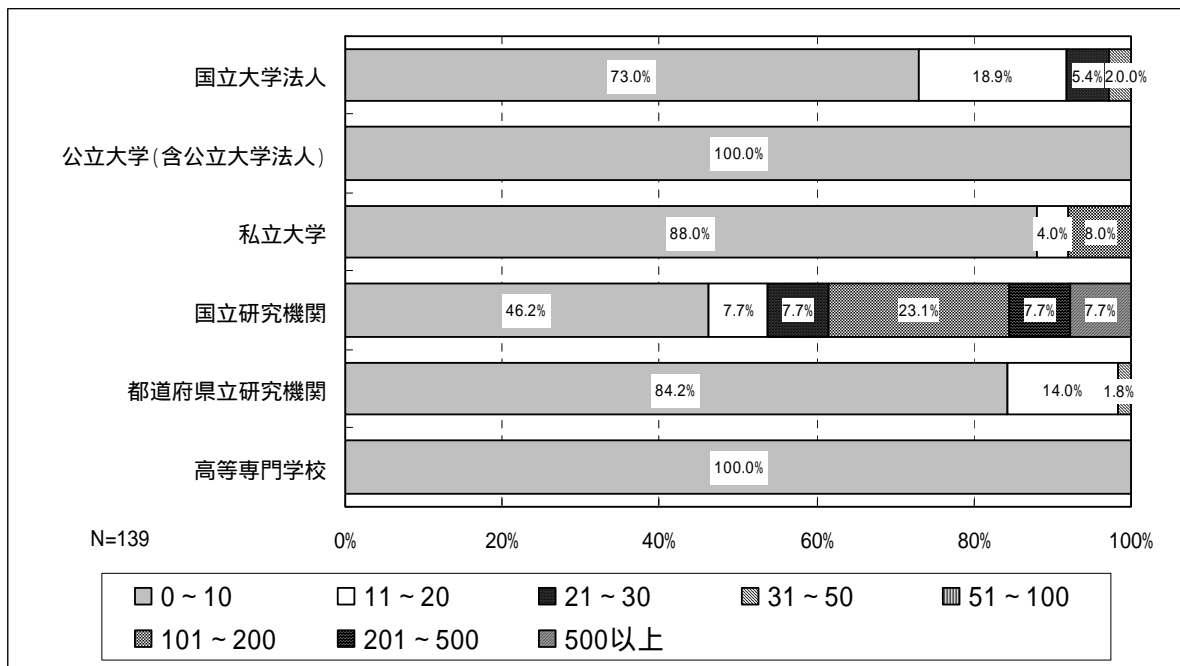


注) 複数の分野でライセンスしている研究機関があるため、合計は 100%にならない。

【機関分類別】

機関分類別にライセンスアウトの件数をみると、図表 42 に示すとおり、国立研究機関において 11 件以上とする研究機関の割合が 53.8%と最も高くなっており、国立大学法人や私立大学、都道府県立研究機関でも 11 件以上のライセンスアウトを行っている研究機関がみられる。

図表 42 2003 年 4 月以降のライセンスアウトの件数（機関分類別）



また、機関分類別にライセンスアウトの主な相手先をみると、図表 43 に示すとおり、公立大学を除く研究機関で、「国内の中小企業」が多くなっている。

機関分類別にライセンスアウトの分野をみると、図表 44 に示すとおり、国立大学法人や私立大学、国立研究機関、都道府県立研究機関は分野に偏りが少なく、広い分野でライセンスアウトを実施している。

図表 43 主な相手先（複数回答）（機関分類別）

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	23 60.5%	27 71.1%	12 31.6%	4 10.5%	0 0.0%	1 2.6%	1 2.6%	1 2.6%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	38 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
私立大学	14 53.8%	16 61.5%	4 15.4%	1 3.8%	1 3.8%	1 3.8%	1 3.8%	2 7.7%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
国立研究機関	10 76.9%	11 84.6%	6 46.2%	5 38.5%	2 15.4%	2 15.4%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
都道府県立 研究機関	12 20.3%	56 94.9%	4 6.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	59 100.0%
高等専門学校	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
回答数	62 43.4%	113 79.0%	27 18.9%	10 7.0%	3 2.1%	6 4.2%	3 2.1%	3 2.1%	5 3.5%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	143 100.0%

注) 複数の相手にライセンスしている研究機関があるため、相手先別の比率の合計は 100% にならない。

図表 44 主な対象分野（複数回答）（機関分類別）

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	その他分野	回答数
国立大学法人	22 59.5%	17 45.9%	11 29.7%	19 51.4%	8 21.6%	37 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
私立大学	15 68.2%	8 36.4%	4 18.2%	9 40.9%	4 18.2%	22 100.0%
国立研究機関	6 54.5%	6 54.5%	3 27.3%	4 36.4%	3 27.3%	11 100.0%
都道府県立 研究機関	15 32.6%	9 19.6%	12 26.1%	19 41.3%	16 34.8%	46 100.0%
高等専門学校	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	4 100.0%
回答数	60 48.8%	41 33.3%	31 25.2%	53 43.1%	32 26.0%	123 100.0%

注) 複数の分野でライセンスしている研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は 100% にならない。

(2) ライセンスインの実績について

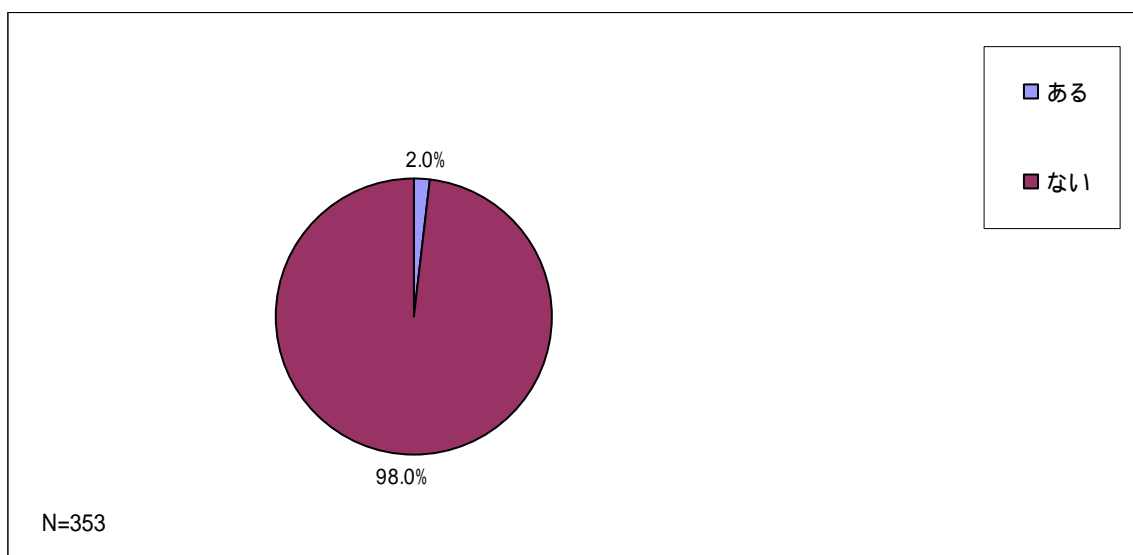
問 12 . 貴機関では、過去(2003年4月以降)に、他者から知的財産権の利用を許諾されたこと(ライセンスイン)がありますか。

ライセンスインの経験がある研究機関は、わずか全体の2.0%(7件)で、国立大学法人(2件)、私立大学(3件)、国立研究機関(1件)、都道府県立研究機関(1件)となっている。

【全機関】

2003年4月以降において他者から知的財産権の利用を許諾された実績のある研究機関は、全体の2.0%にとどまっており、ライセンスアウトが中心となっていることがわかる(図表45)。

図表 45 他社から知的財産権の利用を許諾された経験の有無



問 13 . 問 12 で「ある」と答えられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降のライセンスインの件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

ライセンスインの経験がある7機関のうち、相手先としては、「中小企業(国内)」が多くなっている。

分野としては、「環境分野」及び「その他分野」が多くなっている。

【全機関】

ライセンスインの経験がある7機関のうち、相手先としては、「中小企業（国内）」が5件、「大企業（国内）」が3件、「公的研究機関等（国内）」が2件、「大学等（国内）」が1件となっている。

また、分野としては、「環境分野」及び「その他分野」が2件、「情報通信分野」及び「ナノテクノロジー・材料分野」が1件となっている。

(3) 契約等について

問14. 貴機関では、貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、契約交渉は誰が担当しているかについて、お選び下さい。（複数回答可）

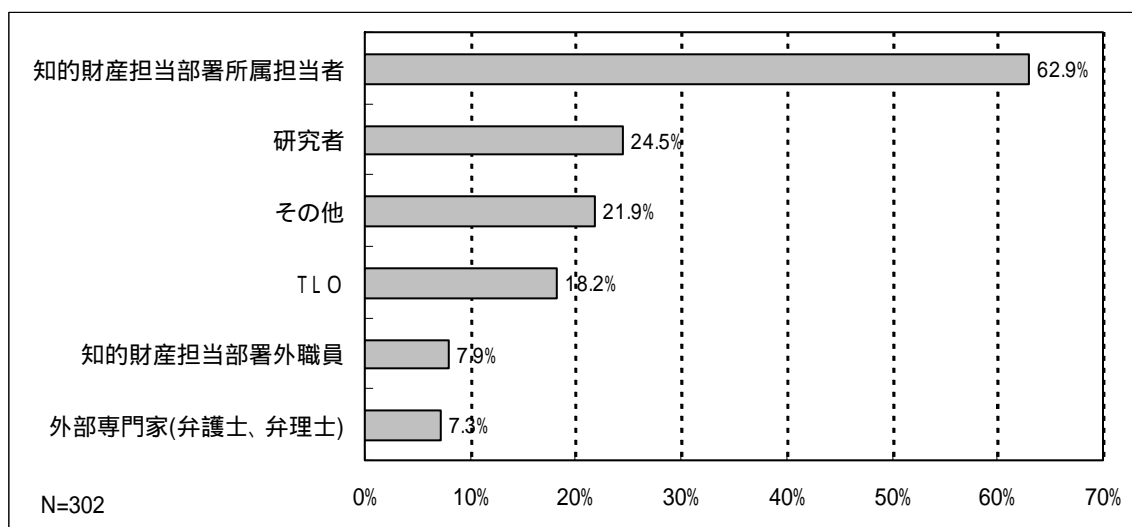
ライセンスアウト・ライセンスインの際の契約交渉は、「知的財産担当部署所属担当者」が行うケースがそれぞれ62.9%、54.3%。

一方、研究者が自ら行うケースも、それぞれ24.5%、23.1%ある。

【全機関】

ライセンスアウトの際の契約交渉は、「知的財産担当部署所属担当者」が行うとするケースが62.9%と最も多いが、「研究者」自らが担当しているケースも24.5%となっている（図表46）。なお、「その他」（21.9%）については、定めていない、実績がない等の回答内容である。

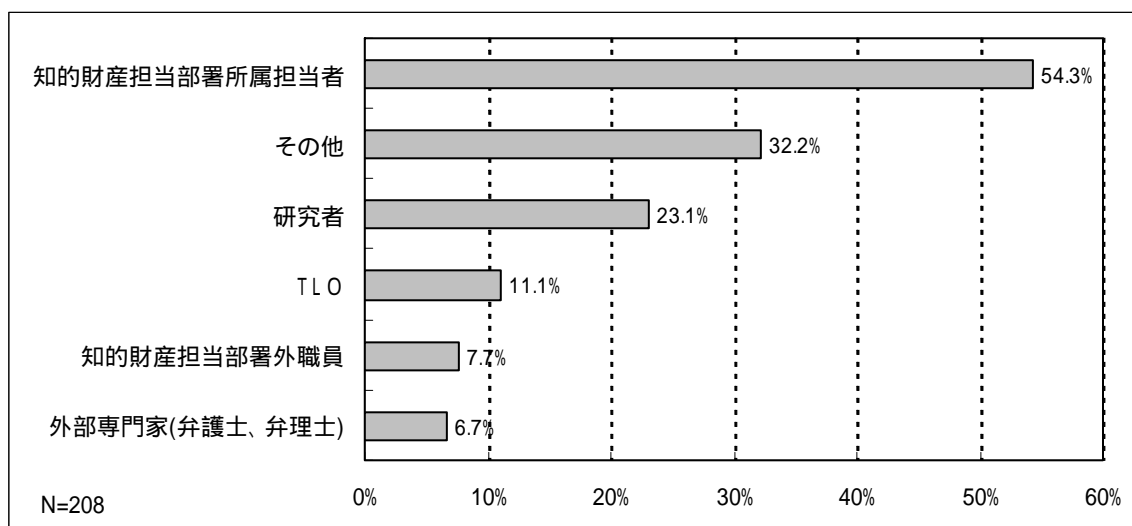
図表 46 ライセンスアウトの際の契約交渉担当者（複数回答）



注) 契約交渉を複数の担当で対応している研究機関があるため、比率の合計は100%にならない。

ライセンスインの際の契約交渉についても、「知的財産担当部署所属担当者」が行うとするケースが 54.3%と多く、その一方で「研究者」自らが担当しているケースも 23.1%となっている（図表 47）。なお、「その他」（32.2%）については、定めていない、実績がない等の回答内容である。

図表 47 ライセンスインの際の契約交渉担当者（複数回答）



注) 契約交渉を複数の担当で対応している研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

【機関分類別】

ライセンスアウトの際の契約交渉担当者を機関分類別にみると、図表 48 に示すとおり、国立大学法人では、「知的財産担当部署所属担当者」とするケースが 86.0%と最も多いものの、「TLO」が担当するというケースも 42.1%あった。また、都道府県立研究機関では「知的財産担当部署所属担当者」とするケースが 52.6%と他の研究機関に較べて最も少ない一方、「研究者」が自ら担当するとしたケースが 47.4%と高くなっている。

図表 48 ライセンスアウトの際の契約交渉担当者（複数回答）（機関分類別）

	知的財産 担当部署 所属担 当者	知的財産 担当部署 外職員	研究者	外部専門 家(弁護 士、弁理 士)	TLO	その他	回答数
国立大学法人	49	4	5	6	24	4	57
	86.0%	7.0%	8.8%	10.5%	42.1%	7.0%	100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	17	1	4	0	3	10	29
	58.6%	3.4%	13.8%	0.0%	10.3%	34.5%	100.0%
私立大学	46	3	16	8	18	19	84
	54.8%	3.6%	19.0%	9.5%	21.4%	22.6%	100.0%
国立研究機関	16	3	7	3	4	1	17
	94.1%	17.6%	41.2%	17.6%	23.5%	5.9%	100.0%
都道府県立 研究機関	40	8	36	2	0	19	76
	52.6%	10.5%	47.4%	2.6%	0.0%	25.0%	100.0%
高等専門学校	22	5	6	3	6	13	39
	56.4%	12.8%	15.4%	7.7%	15.4%	33.3%	100.0%
回答数	190	24	74	22	55	66	302
	62.9%	7.9%	24.5%	7.3%	18.2%	21.9%	100.0%

注) 契約交渉を複数の担当で対応している研究機関があるため、担当ごとの比率の合計は 100%にならない。

一方、ライセンスインでは、公立大学や私立大学において「知的財産担当部署所属担当者」が交渉するとした割合が 50%以下であるのに対し、国立大学法人や国立研究機関は 70%以上となっている（図表 47）。

図表 49 ライセンスインの際の契約交渉担当者（複数回答）（機関分類別）

	知的財産 担当部署 所属担当 者	知的財産 担当部署 外職員	研究者	外部専門 家(弁護 士、弁理 士)	TLO	その他	回答数
国立大学法人	28	4	4	4	8	5	34
	82.4%	11.8%	11.8%	11.8%	23.5%	14.7%	100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	13	1	2	0	1	11	26
	50.0%	3.8%	7.7%	0.0%	3.8%	42.3%	100.0%
私立大学	29	3	16	5	9	24	69
	42.0%	4.3%	23.2%	7.2%	13.0%	34.8%	100.0%
国立研究機関	5	2	2	1	0	3	7
	71.4%	28.6%	28.6%	14.3%	0.0%	42.9%	100.0%
都道府県立 研究機関	19	1	17	1	0	11	35
	54.3%	2.9%	48.6%	2.9%	0.0%	31.4%	100.0%
高等専門学校	19	5	7	3	5	13	37
	51.4%	13.5%	18.9%	8.1%	13.5%	35.1%	100.0%
回答数	113	16	48	14	23	67	208
	54.3%	7.7%	23.1%	6.7%	11.1%	32.2%	100.0%

注)契約交渉を複数の担当で対応している研究機関があるため、担当ごとの比率の合計は100%にならない。

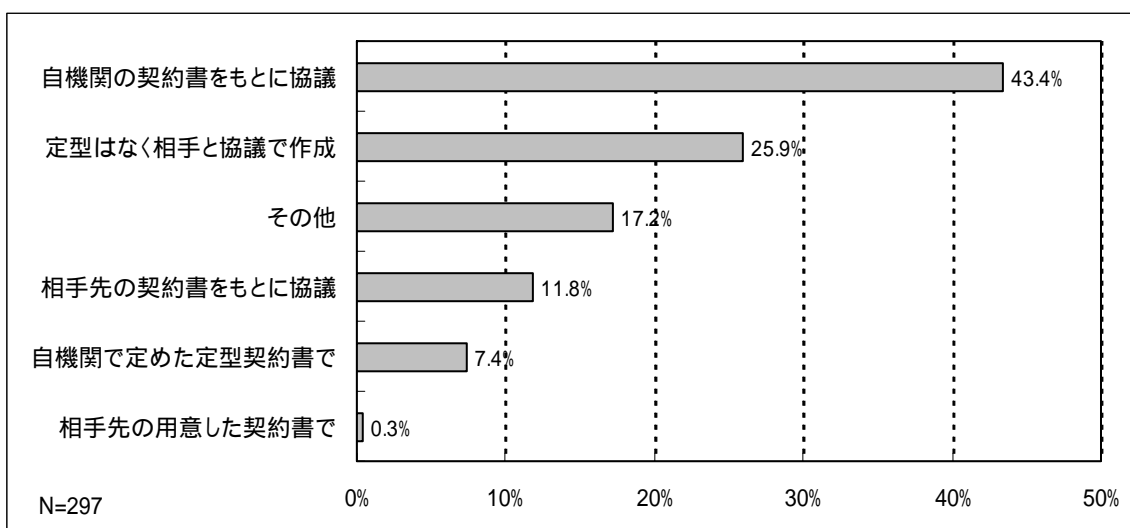
問 15 . 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、通常、契約はどのようにしているかを、お選び下さい。

ライセンスアウトの場合は「自機関の契約書をもとに協議」（43.4%）が、ライセンスインについては、「定型はなく相手と協議で作成」（32.2%）が最も多くなっている。

【全機関】

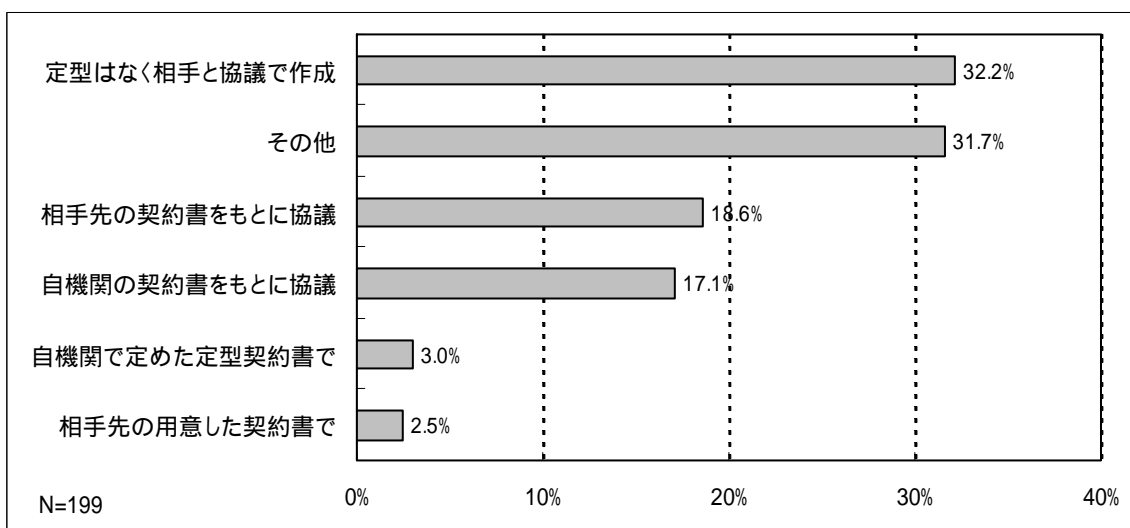
ライセンスアウトの際の契約方法では、図表 50 に示すとおり、「自機関の契約書をもとに協議」するとした研究機関が 43.4%と最も多いのに対し、ライセンスインの場合、図表 51 に示すとおり、「自機関の契約書をもとに協議」するとした研究機関は 3%となっている。一方、「定型はなく相手と協議で作成」とした研究機関は、ライセンスアウトの場合で 25.9%と 2 番目に多くなっているが、ライセンスインの場合は 32.2%と最も多くなっている。なお、「その他」については、定めていない、実績がない等の回答内容である。

図表 50 ライセンスアウトの場合の契約方法（複数回答）



注) 案件により異なった契約方法をとる研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

図表 51 ライセンスインの場合の契約方法（複数回答）



注) 案件により異なった契約方法をとる研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

【機関分類別】

ライセンスアウトの時の契約方法を機関分類別にみると、図表 52 に示すとおり、国立大学法人や国立研究機関、都道府県立研究機関において「自機関の契約書をもとに協議」する割合が高い一方、私立大学や高等専門学校では「定型はなく相手と協議で作成」が多くなっている。

ライセンスインの時の契約方法は、図表 53 に示すとおり、国立大学法人や国立研究機関において、「定型の契約書はなく、相手先等と協議の上作成する」が多くなっている。

図表 52 ライセンスアウトの場合の契約方法（複数回答）（機関分類別）

	自機関で 定めた定 型契約書 で	自機関の 契約書をも とに協議	相手先の 用意した 契約書で	相手先の 契約書をも とに協議	定型はなく 相手と協 議で作成	その他	回答数
国立大学法人	2 3.6%	29 52.7%	0 0.0%	7 12.7%	18 32.7%	4 7.3%	55 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	2 7.1%	10 35.7%	0 0.0%	2 7.1%	6 21.4%	8 28.6%	28 100.0%
私立大学	1 1.2%	19 22.9%	1 1.2%	22 26.5%	28 33.7%	19 22.9%	83 100.0%
国立研究機関	3 17.6%	8 47.1%	0 0.0%	2 11.8%	4 23.5%	2 11.8%	17 100.0%
都道府県立 研究機関	12 15.8%	54 71.1%	0 0.0%	1 1.3%	7 9.2%	5 6.6%	76 100.0%
高等専門学校	2 5.3%	9 23.7%	0 0.0%	1 2.6%	14 36.8%	13 34.2%	38 100.0%
回答数	22 7.4%	129 43.4%	1 0.3%	35 11.8%	77 25.9%	51 17.2%	297 100.0%

注) 案件により異なった契約方法をとる研究機関があるため、契約方法ごとの比率の合計は100%にならない。

図表 53 ライセンスインの場合の契約方法（複数回答）（機関分類別）

	自機関で 定めた定 型契約書 で	自機関の 契約書をも とに協議	相手先の 用意した 契約書で	相手先の 契約書をも とに協議	定型はなく 相手と協 議で作成	その他	回答数
国立大学法人	0 0.0%	8 25.0%	2 6.3%	4 12.5%	13 40.6%	7 21.9%	32 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	1 4.0%	4 16.0%	0 0.0%	4 16.0%	6 24.0%	10 40.0%	25 100.0%
私立大学	1 1.5%	7 10.4%	1 1.5%	20 29.9%	20 29.9%	22 32.8%	67 100.0%
国立研究機関	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	3 42.9%	3 42.9%	2 28.6%	7 100.0%
都道府県立 研究機関	2 6.3%	9 28.1%	1 3.1%	5 15.6%	8 25.0%	8 25.0%	32 100.0%
高等専門学校	2 5.6%	6 16.7%	0 0.0%	1 2.8%	14 38.9%	14 38.9%	36 100.0%
回答数	6 3.0%	34 17.1%	5 2.5%	37 18.6%	64 32.2%	63 31.7%	199 100.0%

注) 案件により異なった契約方法をとる研究機関があるため、契約方法ごとの比率の合計は100%にならない。

問 16 . 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾した（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受けた（ライセンスイン）場合、通常、契約金の支払い、受け取りはどのような形態をとるかを、お選び下さい。（複数回答可）

ライセンスアウトをしたときの契約金の受け取りは、「一時金とランニングロイヤリティの組み合わせ」（44.4%）、「ランニングロイヤリティのみ」（36.1%）、「一時金のみ」（15.3%）の順。

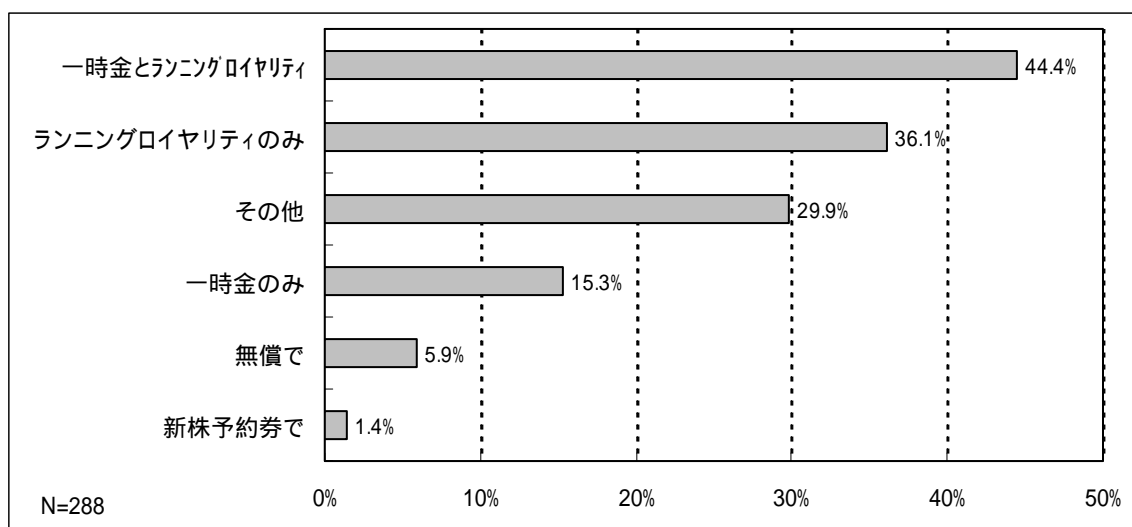
ライセンスインの時の支払は、定めていない、実績がない等の「その他」（62.3%）が最も多いが、それを除けば、ライセンスアウトと同じ順。

【全機関】

ライセンスアウトの際の契約金の受取について、「一時金とランニングロイヤリティの組み合わせ」で受け取るとする研究機関が全体の 44.4%と最も多いが、「ランニングロイヤリティのみ」とする研究機関が 36.1%、「一時金のみ」とする研究機関が 15.3%となっている（図表 54）。

なお、ヒアリング調査によると、ライセンスアウトの際の契約金について、「企業が支払う特許の実施料については、その額が妥当かどうか確認できない。」「民間の企業間ではパッケージライセンスという商習慣があり、この場合、特許 1 件ごとの価値評価が難しく、研究者個人への発明の対価を算定する場合に障害になる可能性がある。」「知的財産権の評価が難しいという問題に加え、ライセンス料について企業と大学の考え方が異なる。大学としては、出願費用や管理費用を賄うために、一時金もしくは一時金 + 継続実施料という形を望むが、企業は特許を実施した段階で支払うことを望んでいる。」などの課題が指摘されている。

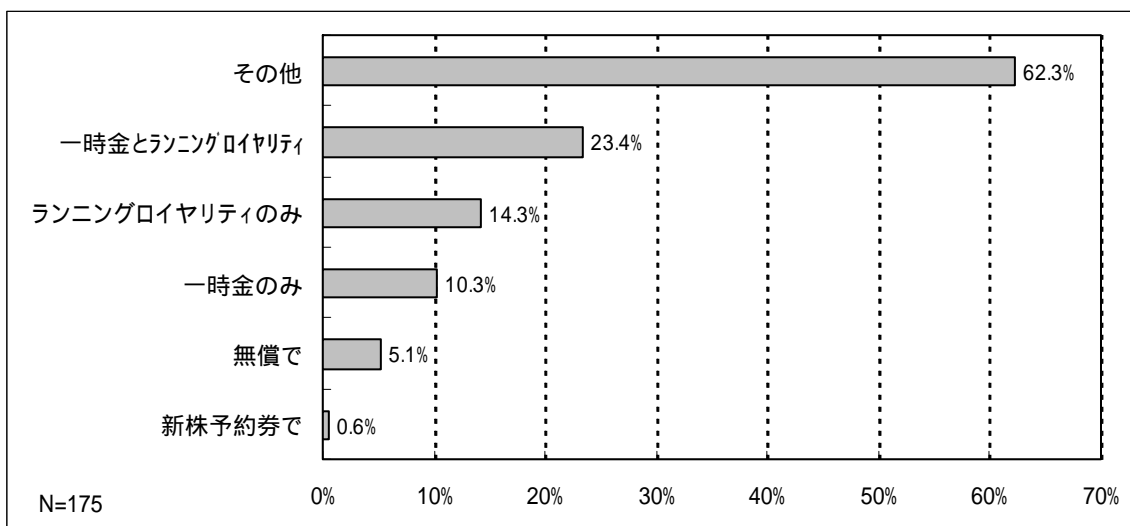
図表 54 ライセンスアウトの場合の契約金の支払い、受け取りの形態（複数回答）



注) 案件により異なった支払い、受け取り形態をとる研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

一方、ライセンスインの場合は、図表 55 に示すとおり、「その他」(定めていない、実績がない等)とする回答が 62.3%と多く、「一時金とランニングロイヤリティの組み合わせ」で支払うとする研究機関は 23.4%、「ランニングロイヤリティのみ」は 14.3%となっている。

図表 55 ライセンスインの場合の契約金の支払い、受け取りの形態(複数回答)



注) 案件により異なった支払い、受け取り形態をとる研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

【機関分類別】

ライセンスアウトの際の契約金の受取方法を機関分類別にみると、図表 56 に示すとおり、様々な契約金の受け取り方法を採用している。

ライセンスインの場合も同様となっている(図表 57)。

図表 56 ライセンスアウトの場合の契約金の支払い、受け取りの形態（複数回答）（機関分類別）

	一時金のみ	ランニングロイヤリティのみ	一時金とランニングロイヤリティ	新株予約券で	無償で	その他	回答数
国立大学法人	21 38.2%	17 30.9%	41 74.5%	1 1.8%	4 7.3%	11 20.0%	55 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	3 10.7%	4 14.3%	9 32.1%	0 0.0%	0 0.0%	14 50.0%	28 100.0%
私立大学	10 12.5%	18 22.5%	39 48.8%	3 3.8%	4 5.0%	35 43.8%	80 100.0%
国立研究機関	5 33.3%	12 80.0%	6 40.0%	0 0.0%	6 40.0%	1 6.7%	15 100.0%
都道府県立 研究機関	4 5.3%	45 60.0%	28 37.3%	0 0.0%	3 4.0%	4 5.3%	75 100.0%
高等専門学校	1 2.9%	8 22.9%	5 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	21 60.0%	35 100.0%
回答数	44 15.3%	104 36.1%	128 44.4%	4 1.4%	17 5.9%	86 29.9%	288 100.0%

注) 案件により異なった支払い、受け取り形態をとる研究機関があるため、受け取り形態ごとの比率の合計は100%にならない。

図表 57 ライセンスインの場合の契約金の支払い、受け取りの形態（複数回答）（機関分類別）

	一時金のみ	ランニングロイヤリティのみ	一時金とランニングロイヤリティ	新株予約券で	無償で	その他	回答数
国立大学法人	8 28.6%	7 25.0%	13 46.4%	0 0.0%	4 14.3%	14 50.0%	28 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	3 13.0%	1 4.3%	3 13.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 69.6%	23 100.0%
私立大学	3 4.9%	7 11.5%	16 26.2%	1 1.6%	4 6.6%	38 62.3%	61 100.0%
国立研究機関	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	4 100.0%
都道府県立 研究機関	1 3.8%	5 19.2%	5 19.2%	0 0.0%	0 0.0%	15 57.7%	26 100.0%
高等専門学校	1 3.0%	4 12.1%	4 12.1%	0 0.0%	0 0.0%	24 72.7%	33 100.0%
回答数	18 10.3%	25 14.3%	41 23.4%	1 0.6%	9 5.1%	109 62.3%	175 100.0%

注) 案件により異なった支払い、受け取り形態をとる研究機関があるため、受け取り形態ごとの比率の合計は100%にならない。

2 . 有体物（マテリアル）の取扱いについて

(1) 有体物（マテリアル）の提供実績について

問 18 . 貴機関では、過去（2003 年 4 月以降）に、研究における有体物（マテリアル）を他者に提供したことがありますか。

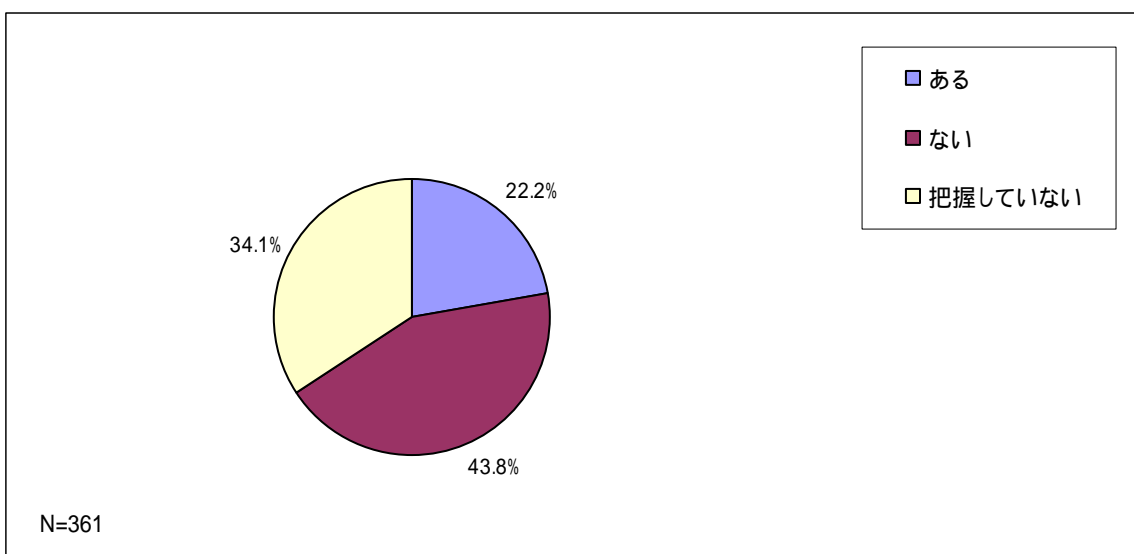
有体物（マテリアル）の提供について、経験のある研究機関は 2 割程度とまだ少ない。機関分類別にみると、国立研究機関、国立大学法人に経験ありとした研究機関が多い。

【全機関】

有体物（マテリアル）を他者へ提供した経験の「ある」研究機関は 22.2%で、「ない」研究機関は 43.8%であった（図表 58）。

一方、提供実績を「把握していない」研究機関も 34.1%となっている。ヒアリング調査によると、「マテリアルの受け入れ、提供については、原則として各部局に決裁権限に持たせ、各部局で処理できない問題がある場合について知的財産本部にまわってくるシステムにしている。」とあるように、有体物（マテリアル）については一元管理とせず、問題が生じそうな場合に限り担当部署が対応する仕組みがとられているケースもある。また、「電気通信の分野においてはマテリアルの問題はおきにくいこと、またバイオ系の研究者が少ないことから、個別具体的な問題が出てきた時点で対応することになる。」「バイオ系の研究者が少ないので取り扱いがほとんどない。」など、研究分野によっては有体物（マテリアル）の取扱いに関する問題が生じにくいケースも見られる。

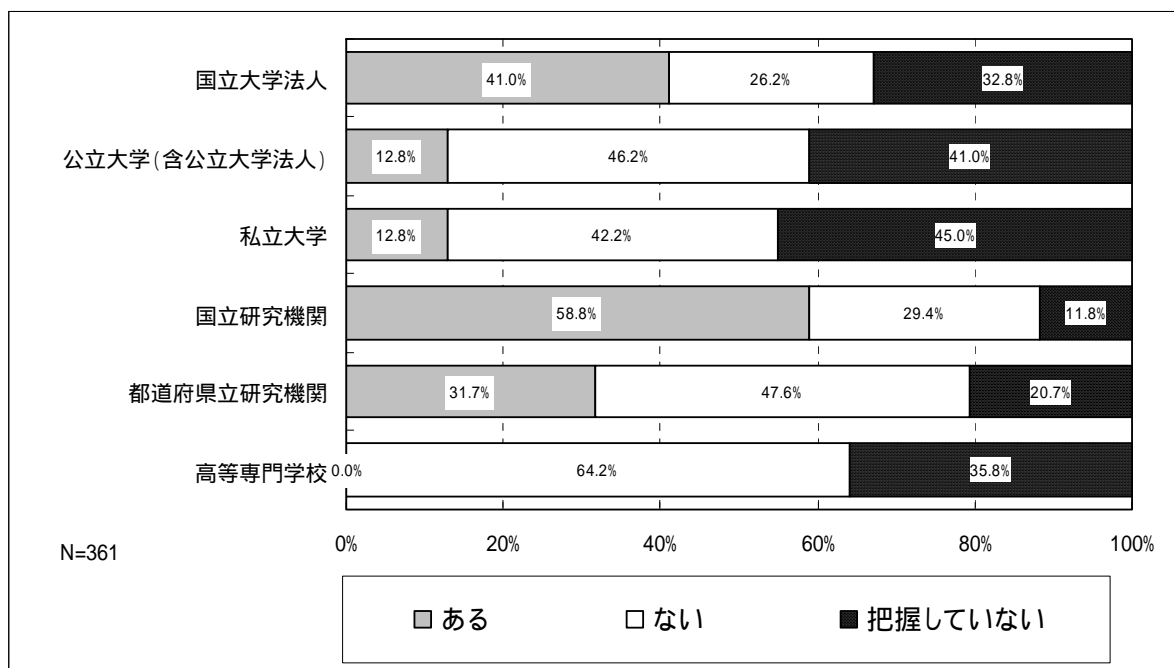
図表 58 研究における有体物（マテリアル）の他者への提供経験の有無



【機関分類別】

機関別に有体物（マテリアル）を他者へ提供した経験をみると、図表 59 に示すとおり、経験の「ある」研究機関は、国立研究機関が 58.8%と最も高く、次いで、国立大学法人 41.0%、都道府県立研究機関 31.7%、公立大学及び私立大学がともに 12.8%となっている。

図表 59 研究における有体物（マテリアル）の他者への提供経験の有無（機関分類別）



問 19. 問 18 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降の有体物（マテリアル）の他者への提供の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。（複数回答可）

有体物（マテリアル）を他者へ提供した件数は、20 件以下とする研究機関が多数を占めるなか、100 件以上とした研究機関もある。特に、国立大学法人や国立研究機関では提供件数の多い研究機関が多い。

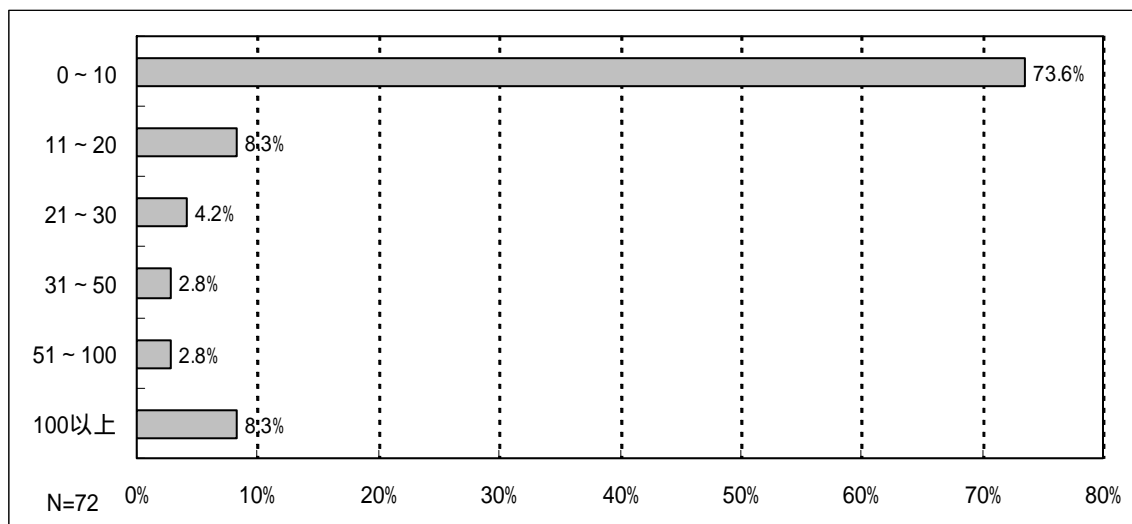
また、分野別にみると、ライフサイエンス分野が多いが、都道府県立研究機関においては各分野に分散している。

【全機関】

有体物（マテリアル）を他者へ提供した経験のある研究機関において、取り扱った件数についてみると、図表 60 に示すとおり、「0～10 件」が 73.6%、「11～20 件」が 8.3%で 20 件以下

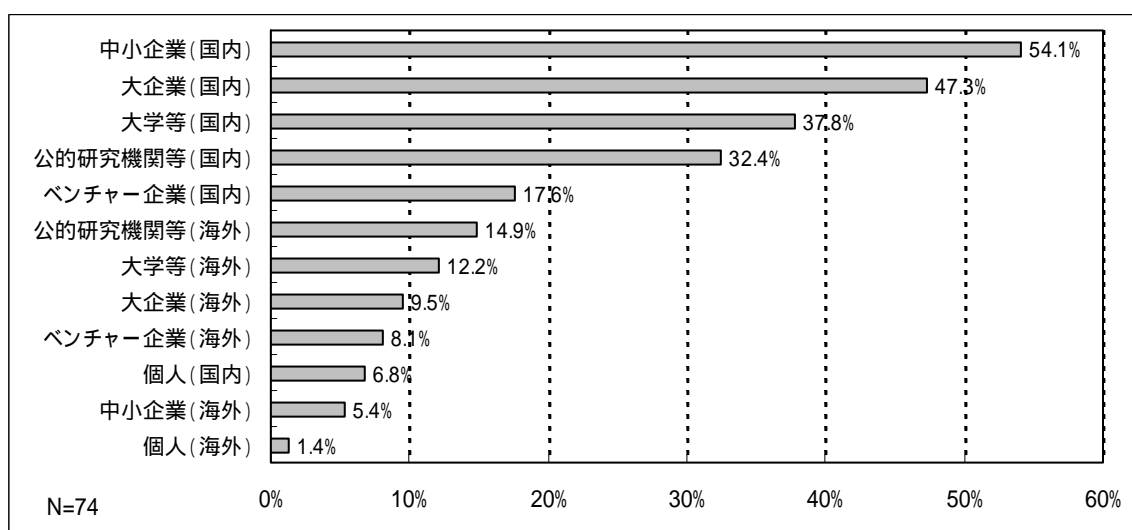
が8割以上を占めている。その一方、「100件以上」と答えた研究機関も8.3%にのぼっている（図表60）。

図表 60 有体物を他者に提供したことがある場合の件数



また、主な相手先をみると、図表61に示すとおり、「中小企業(国内)」が54.1%と最も多く、次いで、「大企業(国内)」47.3%、「大学等(国内)」37.8%、「公的研究機関等(国内)」32.4%、「ベンチャー企業(国内)」17.6%となっている。海外については、「公的研究機関等(海外)」が14.9%となっているが、他の研究機関はさらに低くなっている。

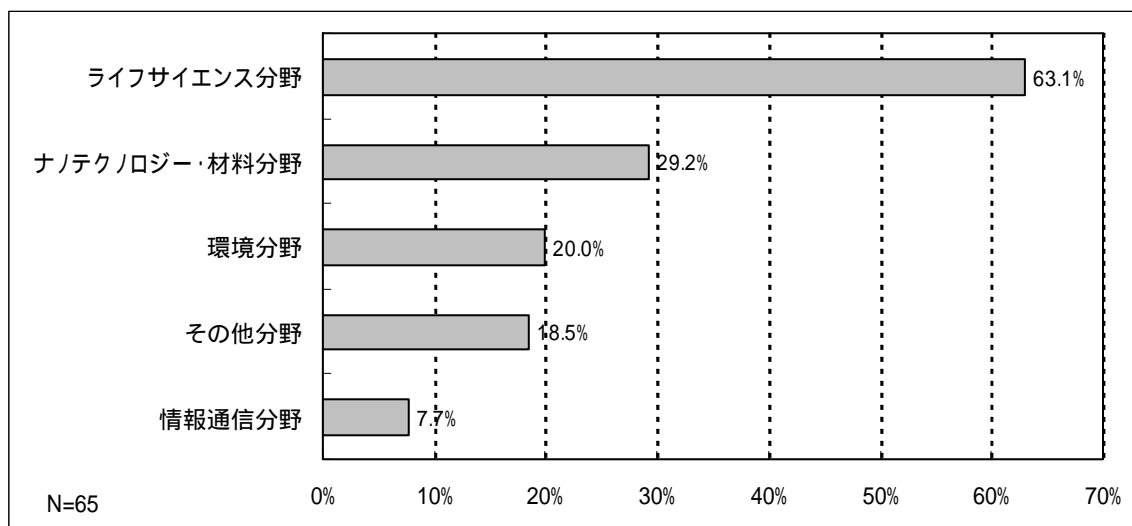
図表 61 有体物(マテリアル)の他者への提供の際の主な相手先(複数回答)



注) 複数の相手に提供している研究機関があるため、比率の合計は100%にならない。

主な対象分野をみると、図表 62 に示すとおり、「ライフサイエンス分野」が 63.1%と多く、次いで、「ナノテクノロジー・材料分野」29.2%、「環境分野」20.0%、「情報通信分野」7.7%となっている。

図表 62 有体物（マテリアル）の他者への提供の際の主な対象分野（複数回答）

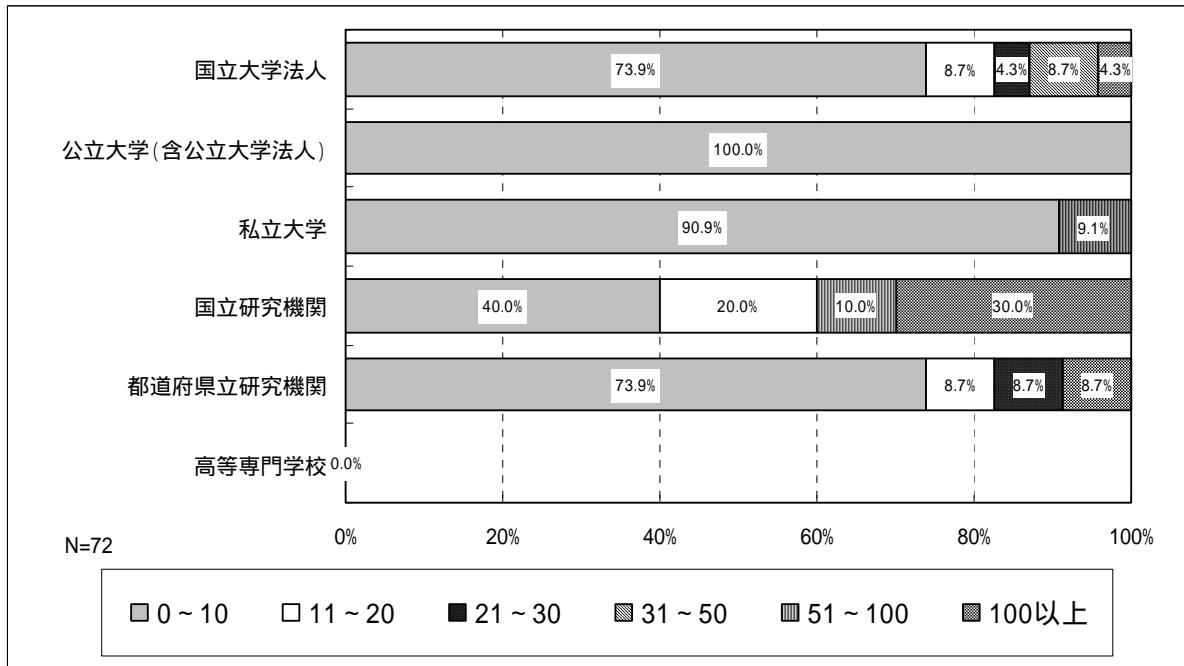


注) 複数の分野で提供している研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

【機関分類別】

機関分類別に有体物を他者に提供した件数をみると、図表 63 に示すとおり、多くの研究機関が「0～10件」としているが、国立大学法人や国立研究機関においては、11件以上とする研究機関もある。また、国立大学法人の 4.3%、国立研究機関の 30.0%が 100件以上としている。

図表 63 有体物を他者に提供したことがある場合の件数（機関分類別）



機関分類別に有体物を他者に提供した際の主な相手先をみると、図表 64 に示すとおり、国立大学法人や国立研究機関では、「大企業（国内）」（それぞれ 56.5%、66.7%）、「大学等（国内）」（それぞれ 43.5%、77.8%）が多く、私立大学や都道府県立研究機関では「中小企業（国内）」（それぞれ 61.5%、79.2%）が多いという傾向がみられる。また、海外への提供に関しては、国立大学法人において、延べ 13 機関に経験があり、他の研究機関と比べ高くなっている。

図表 64 有体物（マテリアル）の他者への提供の際の主な相手先（複数回答）（機関分類別）

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	13 56.5%	7 30.4%	3 13.0%	8 34.8%	10 43.5%	0 0.0%	2 8.7%	0 0.0%	2 8.7%	6 26.1%	3 13.0%	0 0.0%	23 100.0%
公立大学(含公立大学法人)	4 80.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	5 100.0%
私立大学	5 38.5%	8 61.5%	2 15.4%	2 15.4%	4 30.8%	1 7.7%	2 15.4%	1 7.7%	2 15.4%	2 15.4%	2 15.4%	0 0.0%	13 100.0%
国立研究機関	6 66.7%	5 55.6%	2 22.2%	7 77.8%	7 77.8%	2 22.2%	3 33.3%	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	3 33.3%	0 0.0%	9 100.0%
都道府県立研究機関	7 29.2%	19 79.2%	5 20.8%	5 20.8%	6 25.0%	2 8.3%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	24 100.0%
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回答数	35 47.3%	40 54.1%	13 17.6%	24 32.4%	28 37.8%	5 6.8%	7 9.5%	4 5.4%	6 8.1%	11 14.9%	9 12.2%	1 1.4%	74 100.0%

注) 複数の相手に提供している研究機関があるため、相手ごとの比率の合計は 100%にならない。

研究機関別に対象分野をみると、各大学と国立研究機関が「ライフサイエンス分野」の割合が高いのに対し、都道府県立研究機関は各分野に分散している（図表 65）。

図表 65 有体物（マテリアル）の他者への提供の際の主な対象分野（複数回答）（機関分類別）

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	その他分野	回答数
国立大学法人	18	1	4	6	1	20
	90.0%	5.0%	20.0%	30.0%	5.0%	100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	3	0	1	1	0	4
	75.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	100.0%
私立大学	5	0	2	3	1	10
	50.0%	0.0%	20.0%	30.0%	10.0%	100.0%
国立研究機関	8	1	1	3	1	10
	80.0%	10.0%	10.0%	30.0%	10.0%	100.0%
都道府県立 研究機関	7	3	5	6	9	21
	33.3%	14.3%	23.8%	28.6%	42.9%	100.0%
高等専門学校	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
回答数	41	5	13	19	12	65
	63.1%	7.7%	20.0%	29.2%	18.5%	100.0%

注) 複数の分野で提供している研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は 100% にならない。

問 20 . 有体物（マテリアル）の提供については、通常どのようにしていますか。該当する選択肢をお選び下さい。また、「条件ありで無償で提供」、「条件ありで無償で提供」と答えられた方にお伺いします。それはどのような条件ですか。その条件をお選び下さい。

多くの研究機関では、有償・無償に係らず制約条件を課して提供している。

機関分類別では、国立大学法人、国立研究機関と都道府県立研究機関では有償・無償に係らず制約条件を課している割合は、いずれも半数以上である。

条件がある場合の内容としては、「目的外の使用禁止」、「第三者への再譲渡禁止」が多い。

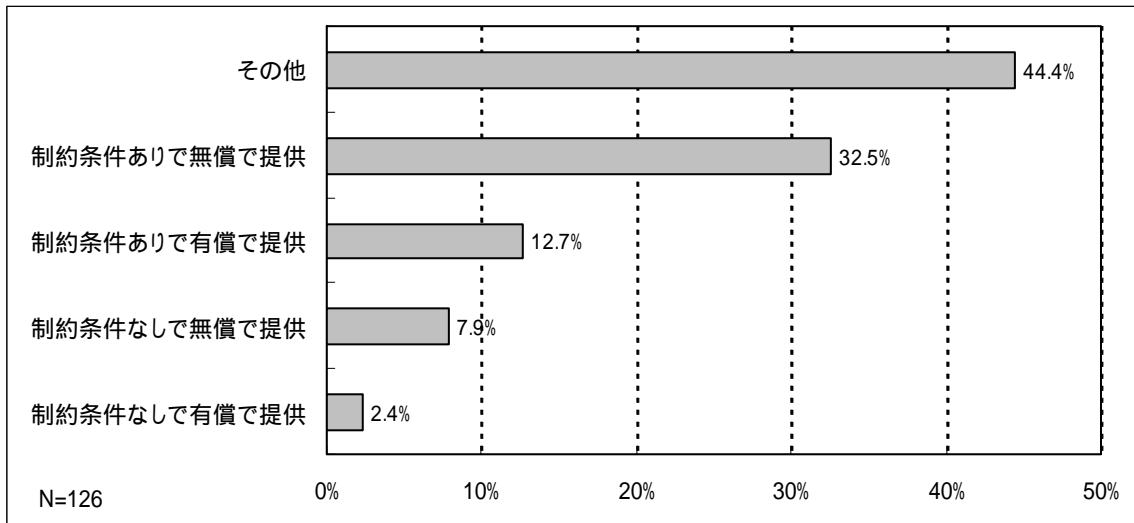
【全機関】

有体物（マテリアル）の提供の方法については、「その他」（事例なし、実績なし等）が 44.4% で最も多く、「制約条件ありで無償で提供」が 32.5% と続いている（図表 66）。多くの研究機関では、有償・無償に係らず制約条件を課して提供している。また、条件がある場合の内容としては、「目的外の使用禁止」が 89.5% と最も多く、次いで「第三者への再譲渡禁止」63.2% が多い（図表 67）。

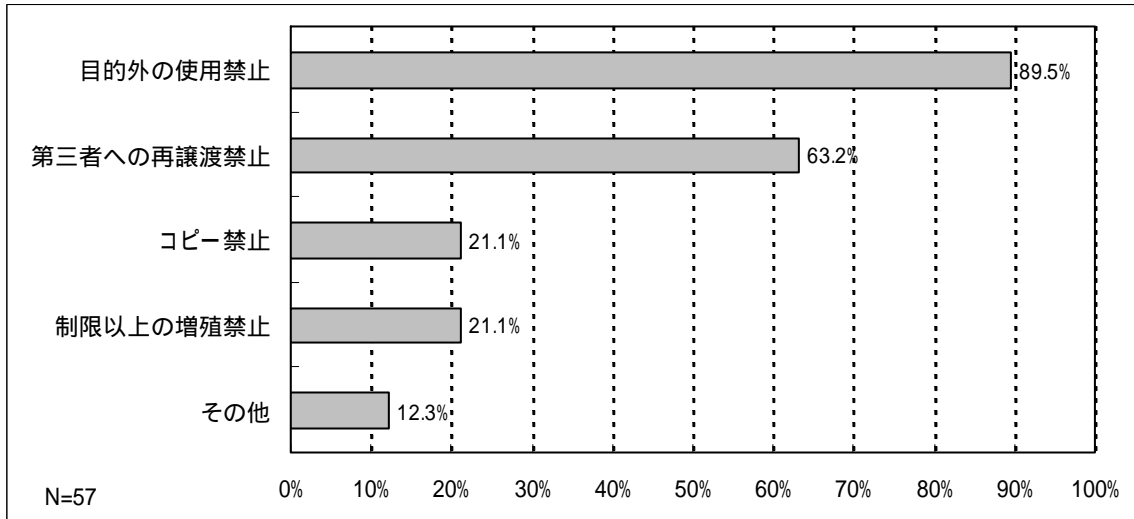
有体物（マテリアル）の価値については、「海外には、有体物のサンプルを売買する商売をビジネスとしている企業があり、そこへの扱いをどうするか、仮に有償としても値段をどのように算定して決定するのが難しい。」という指摘がある。また、「米国などの研究機関では、有

体物の供与を受けた場合、そこから生まれる成果は 100%の譲渡を求める契約があるなど、不利益を被らないように気をつけており、研究者には、簡単にサインしないように注意を呼びかけている。」という指摘もある。

図表 66 有体物（マテリアル）の提供の方法



図表 67 有体物（マテリアル）の提供の条件（条件がある場合）（複数回答）

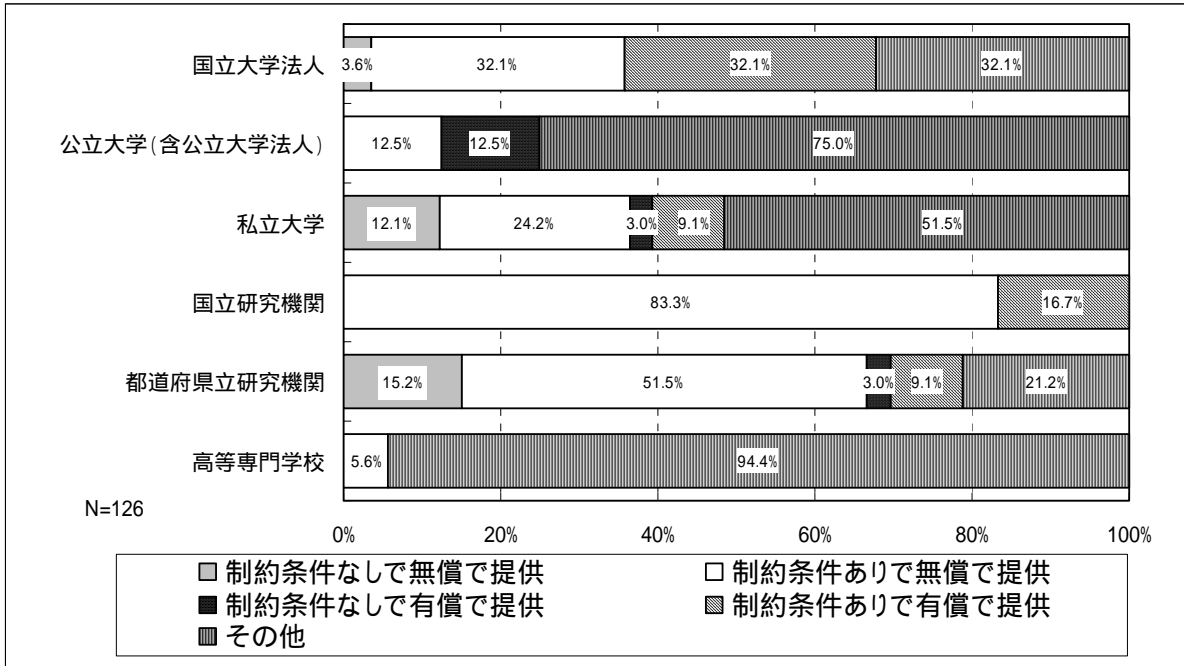


注) 複数の提供条件を有する研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

【機関分類別】

国立大学法人と国立研究機関、都道府県立研究機関では「制約条件ありで無償で提供」が最も多く、「制約条件ありで有償で提供」を合わせると、それぞれ 64.2%、100.0%、60.6%となっている（図表 68）。

図表 68 有体物（マテリアル）の提供の方法（機関分類別）



(2) 有体物(マテリアル)の供与実績について

問 21. 貴機関では、過去(2003年4月以降)に、他者から有体物(マテリアル)の供与を受けたことがありますか。

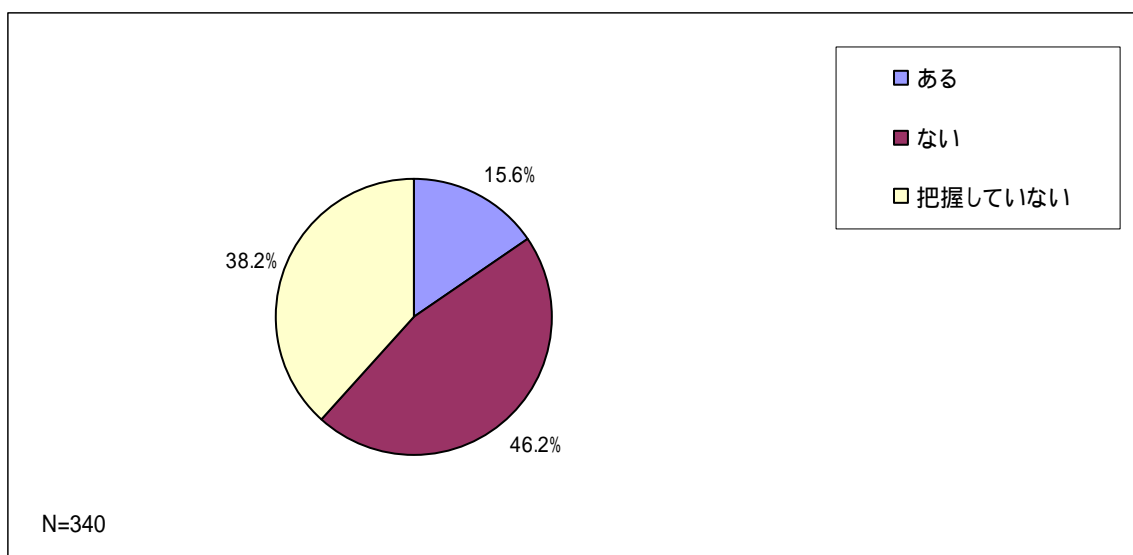
供与の経験がある研究機関は 15.6%と少ない。

ただし、国立大学法人、国立研究機関では3割を超えている。

【全機関】

他者からの有体物(マテリアル)の供与の経験については、「ある」が15.6%で、「ない」が46.2%となっている(図表69)。また、供与の実態を「把握していない」とした研究機関も38.2%と多くなっている。

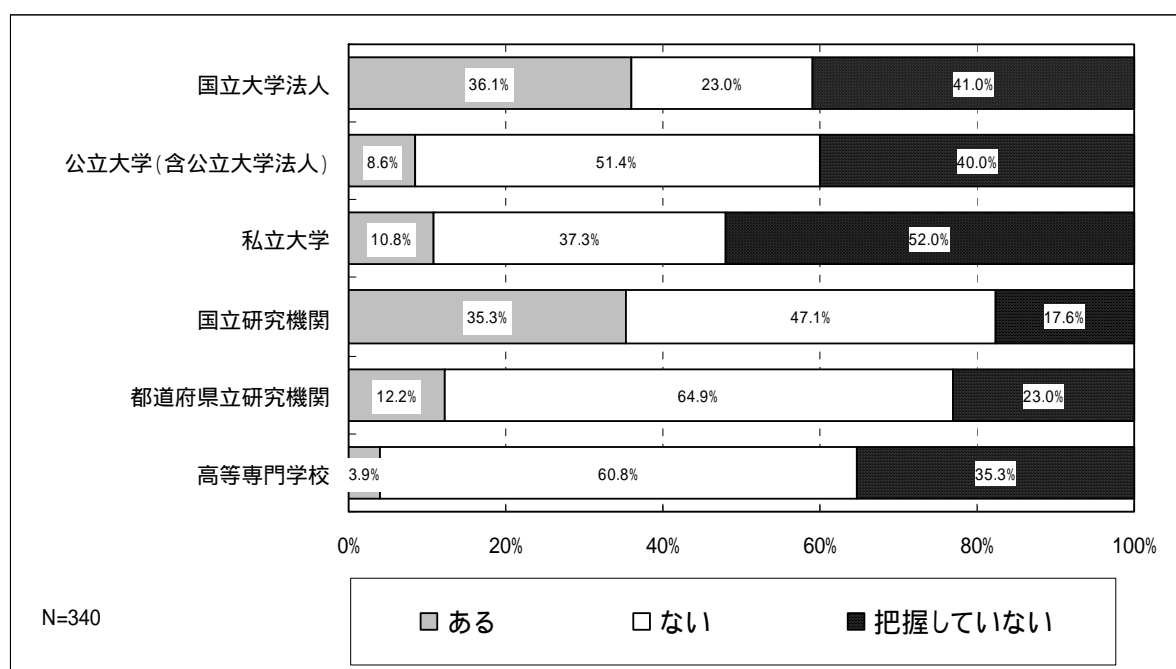
図表 69 他者から有体物(マテリアル)の供与を受けた経験の有無



【機関分類別】

機関分類別に他者から有体物(マテリアル)の供与を受けた経験をみると、国立大学法人、国立研究機関に供与を受けた経験のある研究機関が多く、それぞれ36.1%、35.3%となっている(図表70)。一方で、公立大学、私立大学、都道府県立研究機関においては、いずれも他者から有体物(マテリアル)の供与を受けた経験のある研究機関は10%前後と低くなっている。

図表 70 他者から有体物（マテリアル）の供与を受けた経験の有無（機関分類別）



問 22 . 問 21 で「ある」と答えられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降の他者からの供与の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。（複数回答可）

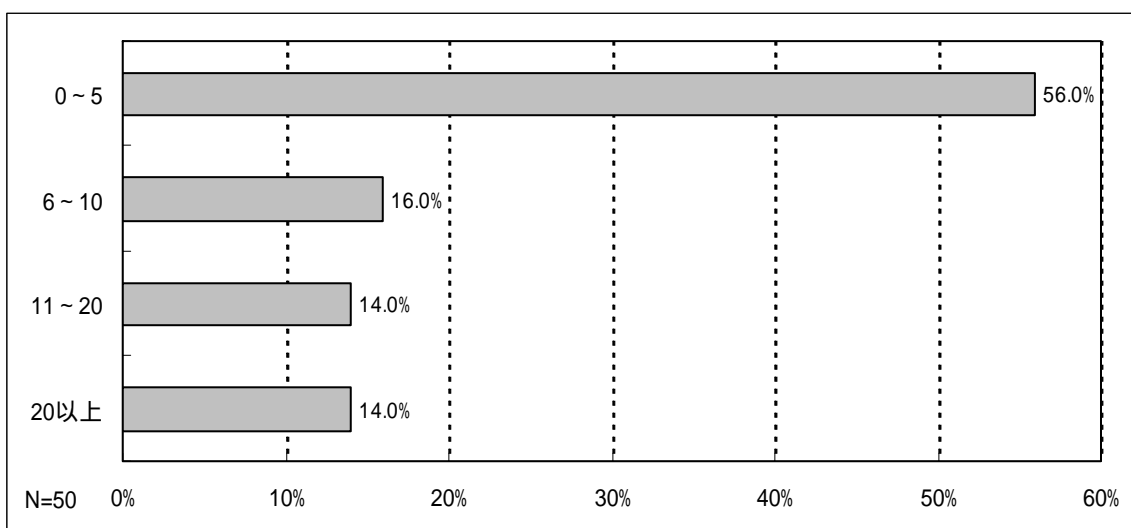
供与の件数は半数以上が 5 件以下。

主な相手先としては「大企業（国内）」が半数以上を占め、主な対象分野は「ライフサイエンス分野」が 8 割を超える。

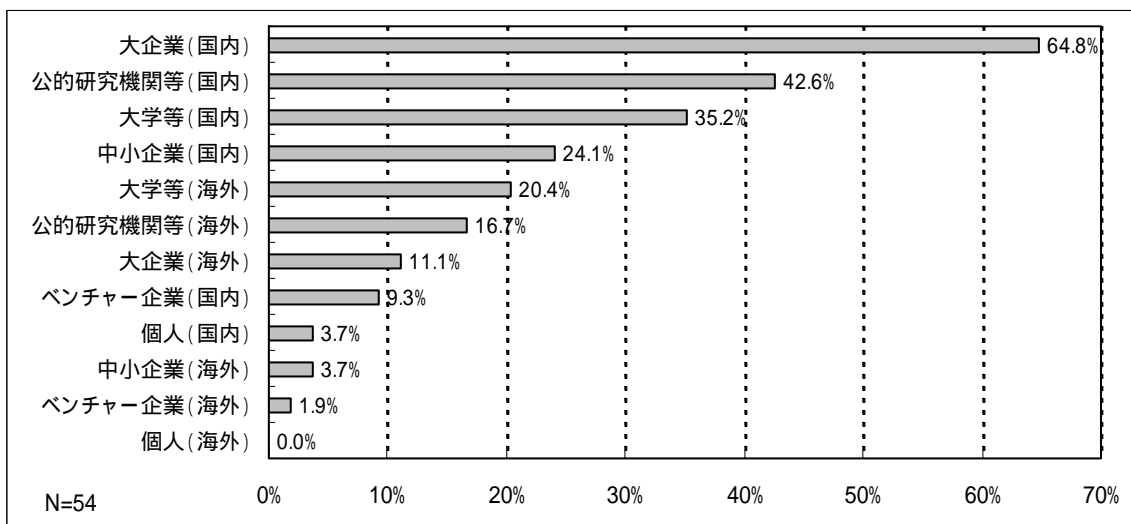
【全機関】

有体物（マテリアル）を他者から供与された件数は、「0～5 件」とした研究機関が 56.0%と最も多く（図表 71）、主な相手先としては「大企業（国内）」が 64.8%と最も多い（図表 72）。また、主な対象分野としては「ライフサイエンス分野」が 83.3%と極めて多くなっている（図表 73）。

図表 71 他者から有体物の供与を受けたことがある場合の件数

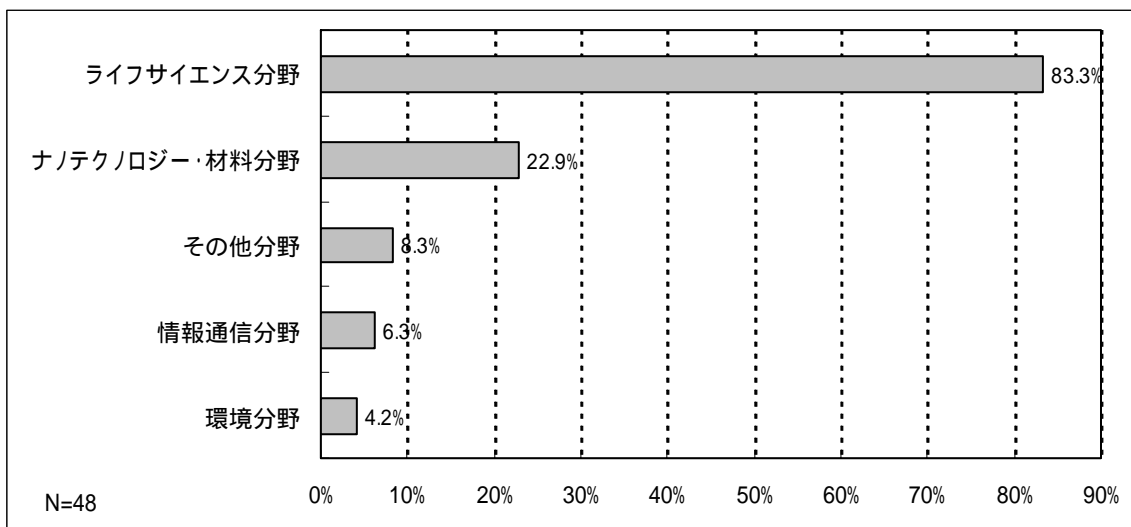


図表 72 有体物（マテリアル）の供与を受けた主な相手先（複数回答）



注) 供与を受けた相手先が複数の研究機関があるため、比率の合計は100%にならない。

図表 73 有体物（マテリアル）の供与を受けた主な対象分野（複数回答）

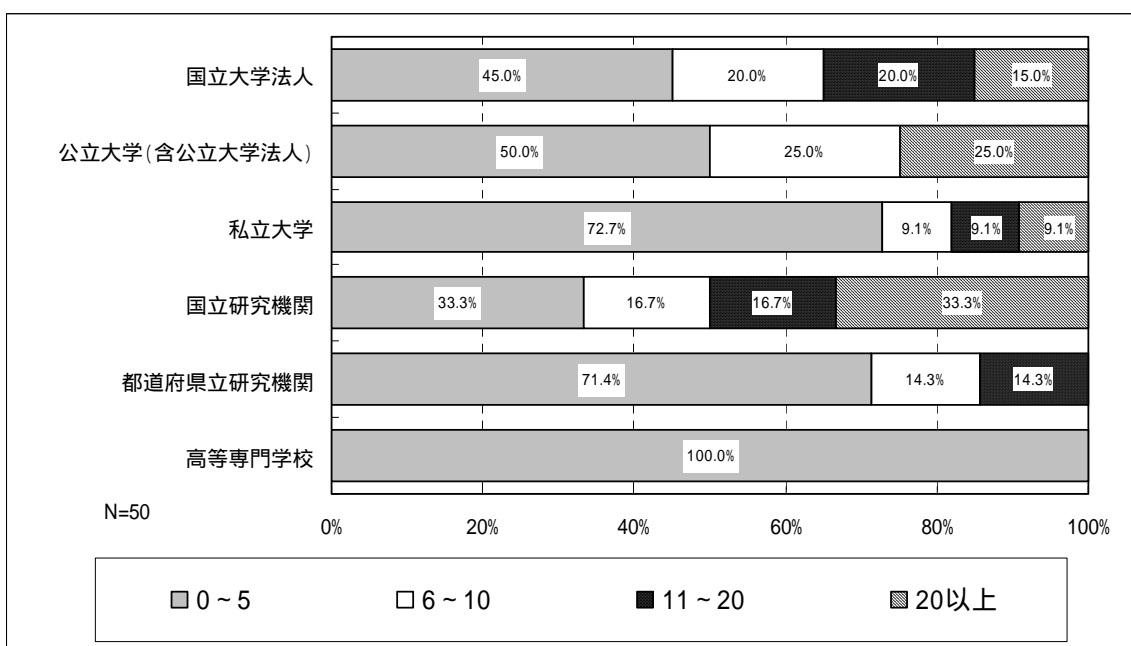


注) 供与を受けた分野が複数の研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

【機関分類別】

有体物（マテリアル）を他者から供与された件数を機関分類別にみると、多くの研究機関で「0～5件」が最も多いが、国立大学法人や国立研究機関は 11 件以上の経験を持つ研究機関も、それぞれ計 35.0%、50.0%となっている（図表 74）。一方で、公立大学、私立大学、都道府県立研究機関においては「0～5件」が半数以上となっている。また、対象分野をみると、ほとんどの研究機関で「ライフサイエンス分野」が極めて多いなか、都道府県立研究機関は他の分野の件数も多くなっている（図表 76）。

図表 74 他者から有体物の供与を受けたことがある場合の件数（機関分類別）

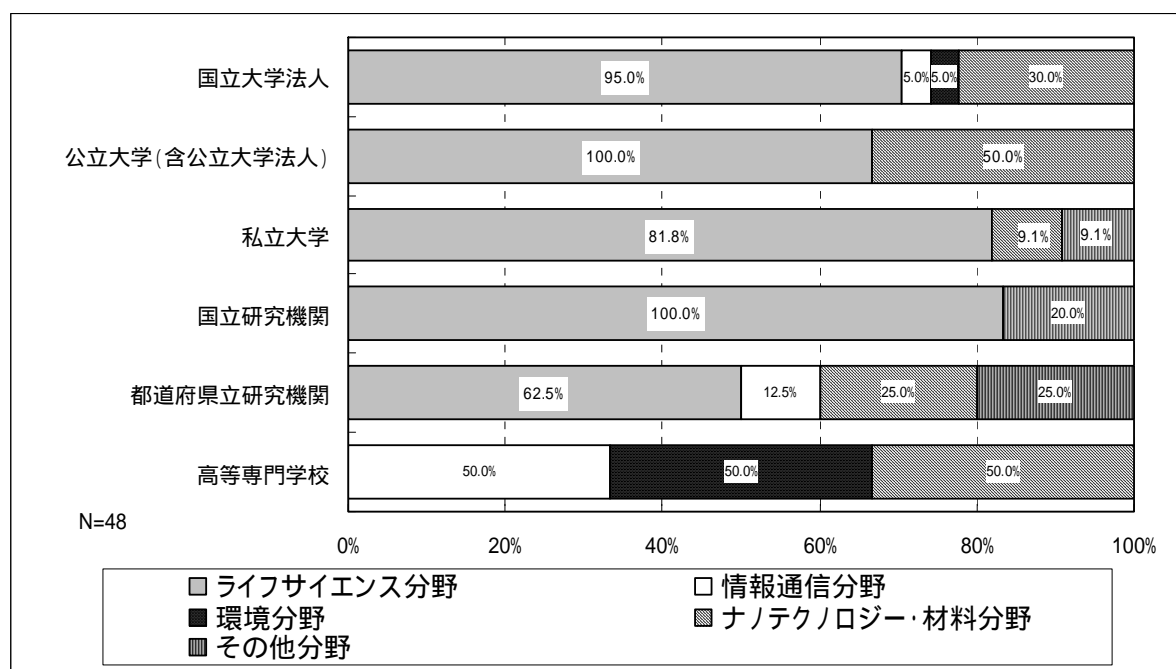


図表 75 有体物（マテリアル）の供与を受けた主な相手先（複数回答）（機関分類別）

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	16 76.2%	6 28.6%	2 9.5%	7 33.3%	4 19.0%	0 0.0%	4 19.0%	1 4.8%	0 0.0%	4 19.0%	4 19.0%	0 0.0%	21 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
私立大学	8 61.5%	2 15.4%	1 7.7%	4 30.8%	5 38.5%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	13 100.0%
国立研究機関	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	6 85.7%	5 71.4%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	4 57.1%	0 0.0%	7 100.0%
都道府県立 研究機関	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	8 100.0%
高等専門学校	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
回答数	35 64.8%	13 24.1%	5 9.3%	23 42.6%	19 35.2%	2 3.7%	6 11.1%	2 3.7%	1 1.9%	9 16.7%	11 20.4%	0 0.0%	54 100.0%

注) 供与を受けた相手先が複数の研究機関があるため、相手先ごとの比率の合計は100%にならない。

図表 76 有体物（マテリアル）の供与を受けた主な対象分野（複数回答）（機関分類別）



注) 供与を受けた分野が複数の研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は100%にならない。

問 23 . 有体物（マテリアル）の他者からの供与については、通常どのようにしていますか。該当する選択肢をお選び下さい。また、「制約条件ありで無償で提供」とお答えになられた方にお伺いします。それはどのような条件ですか。条件をお選び下さい。

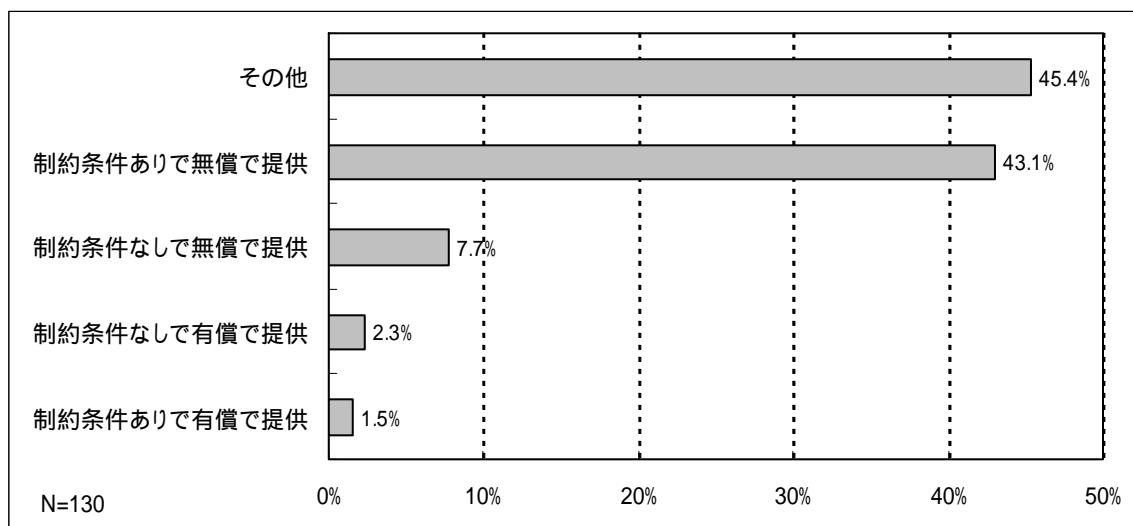
他者からの供与に関しては、無償で提供してもらう場合が多い。

条件は、「目的外の使用禁止」「第三者への再譲渡禁止」が多い。

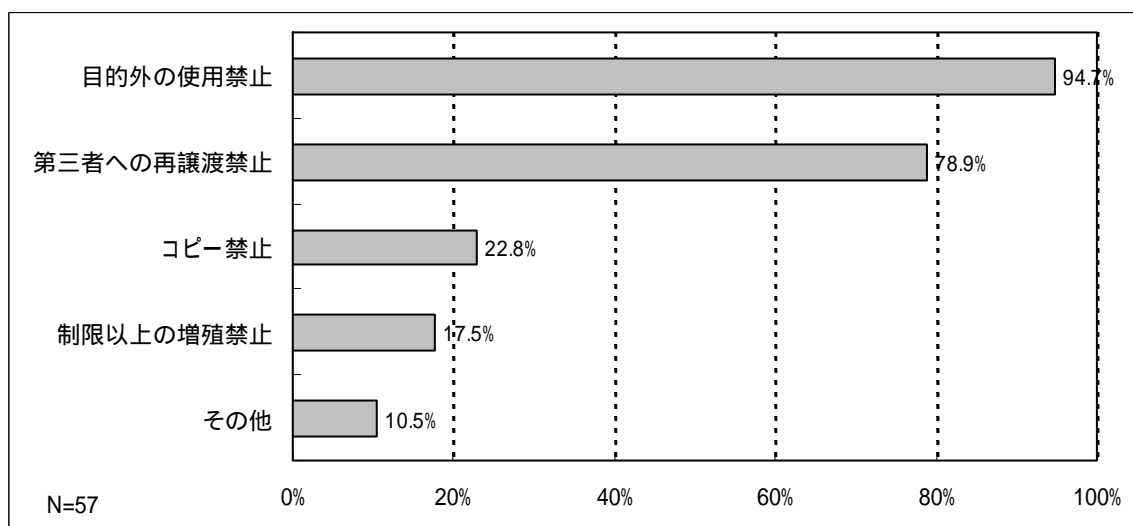
【全機関】

提供する側からの傾向（問 20）に対し、供与では無償で提供してもらう場合が多く、「制約条件ありで無償で提供」、「制約条件なしで無償で提供」を合わせて 50.8%となっている（図表 77）。また、制約条件がある場合の条件は、「目的外の使用禁止」「第三者への再譲渡禁止」が他の条件に比べて多くなっている（図表 78）。

図表 77 有体物（マテリアル）の他者からの供与の方法



図表 78 有体物（マテリアル）の他者からの供与の条件（制約条件ありの場合）（複数回答）

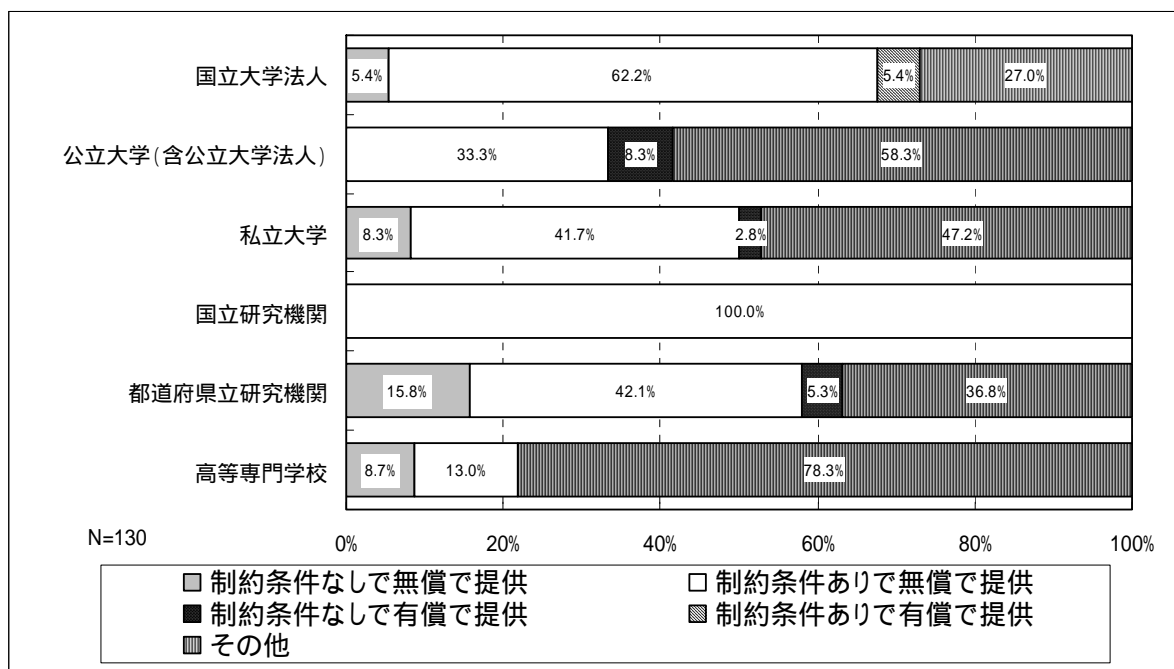


【機関分類別】

機関分類別にみると、「制約条件ありで無償で提供」は、独立行政法人が 100%、国立大学法人が 62.2%と多くなっている（図表 79）。公立大学、私立大学、都道府県立研究機関などでも

同条件の比率は高いが、「制約条件なしで有償で提供」「制約条件なしで無償で提供」なども多く、方法はやや分散している。また、条件としては、多くの研究機関で「目的外の使用禁止」「第三者への再譲渡禁止」が多いが、公立大学や独立行政法人は「コピー禁止」「制限以上の増殖禁止」も多くなっている（図表 80）。

図表 79 有体物（マテリアル）の他者からの供与の方法（機関分類別）



図表 80 有体物（マテリアル）の他者からの供与の条件（制約条件ありの場合）（複数回答）
（機関分類別）

	目的外の 使用禁止	第三者への 再譲渡 禁止	コピー禁止	制限以上の 増殖禁 止	その他	回答数
国立大学法人	24 96.0%	20 80.0%	5 20.0%	4 16.0%	3 12.0%	25 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	3 100.0%	3 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
私立大学	15 100.0%	12 80.0%	3 20.0%	3 20.0%	1 6.7%	15 100.0%
国立研究機関	2 66.7%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
都道府県立 研究機関	8 100.0%	6 75.0%	2 25.0%	2 25.0%	0 0.0%	8 100.0%
高等専門学校	2 66.7%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
回答数	54 94.7%	45 78.9%	13 22.8%	10 17.5%	6 10.5%	57 100.0%

注) 案件ごとに制約条件が異なる研究機関があるため、条件ごとの比率の合計は 100% にならない。

(3) 契約等について

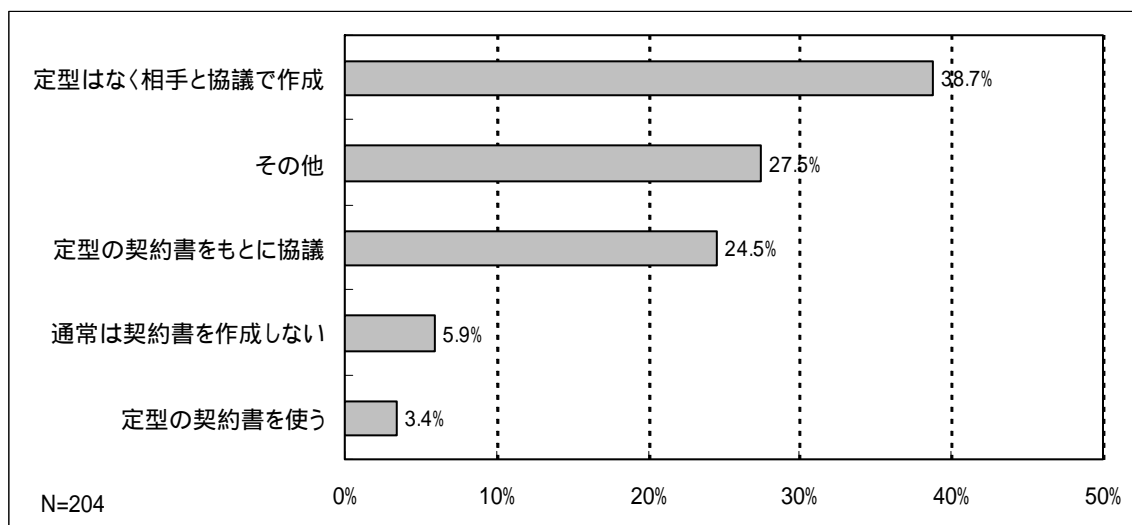
問 24. 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合、通常、契約はどのようにしているのかを、お選び下さい。

「定型はなく相手との協議で作成」、「定型の契約書をもとに協議」が多く、協議によって柔軟に対応している。

【全機関】

有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合の契約については、「定型はなく相手との協議で作成」が 38.7%と最も多く、次いで「その他」（事例なし、実績なし等）が 27.5%、「定型の契約書をもとに協議」が 24.5%となっており、協議によって柔軟に対応している様子が伺える（図表 81）。「マテリアルの問題は法律論ではなく、交渉の問題として捉えている。」といった指摘があるように、有体物（マテリアル）の取扱いは定まったルールがなく、相互の交渉の中で決定するものと考えられる。

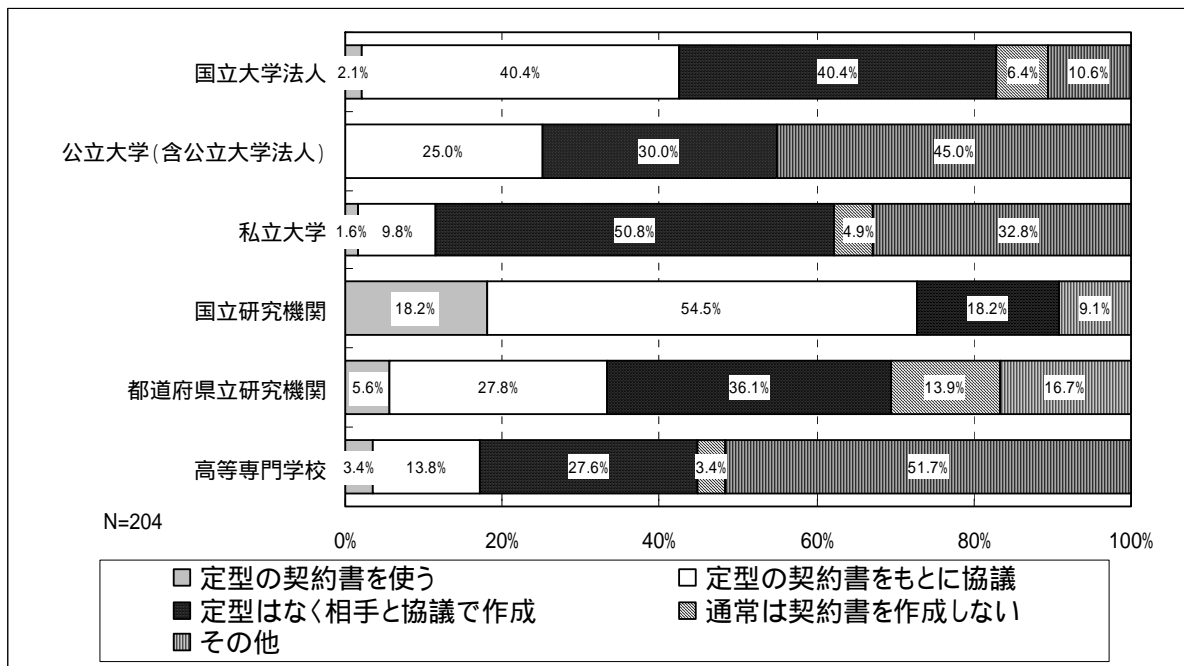
図表 81 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合の契約方法



【機関分類別】

有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合の契約について機関分類別にみると、ほとんどの研究機関において「定型はなく相手との協議で作成」が多いが、「定型の契約書をもとに協議」は国立大学法人、国立研究機関が多く、契約書の定式化が進んでいる（図表 82）。また、都道府県立研究機関では「通常は契約書は作成しない」比率が 13.9%と他研究機関に比べて高い。

図表 82 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合の契約方法
（機関分類別）



3 . 受託研究・共同研究等について

(1) 受託研究について

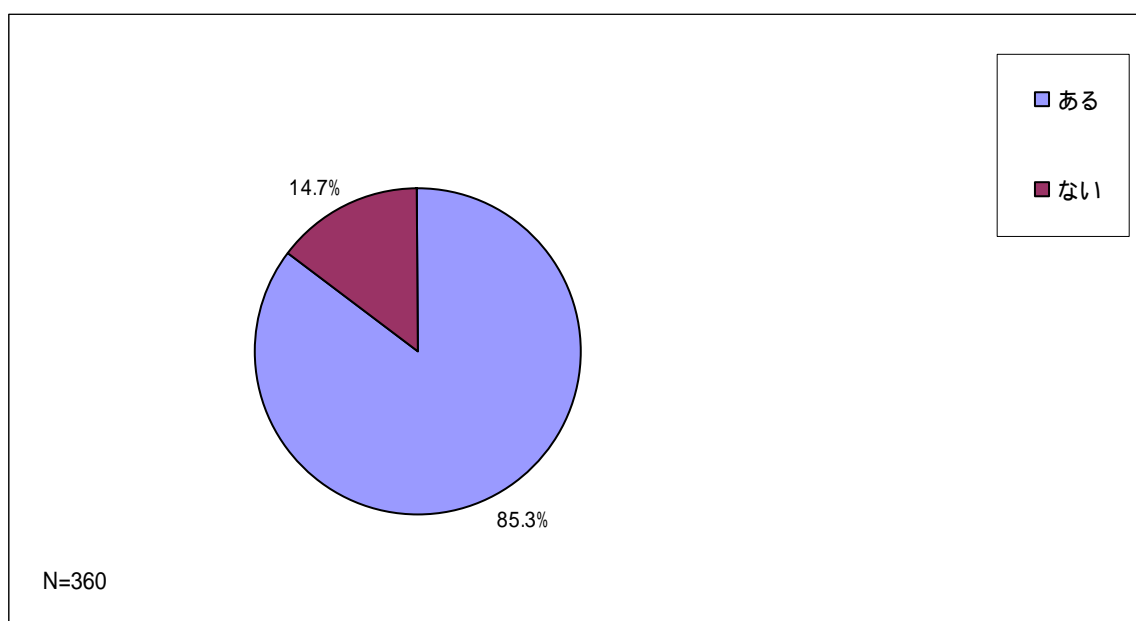
問 26 . 貴機関では、昨年度(2004 年度) 1 年間に、受託研究の実施はありますか。

研究機関の 85%が昨年度(2004 年度) 1 年間に受託研究を行っており、その比率は、公的な研究機関に比べて、大学の方が高い。

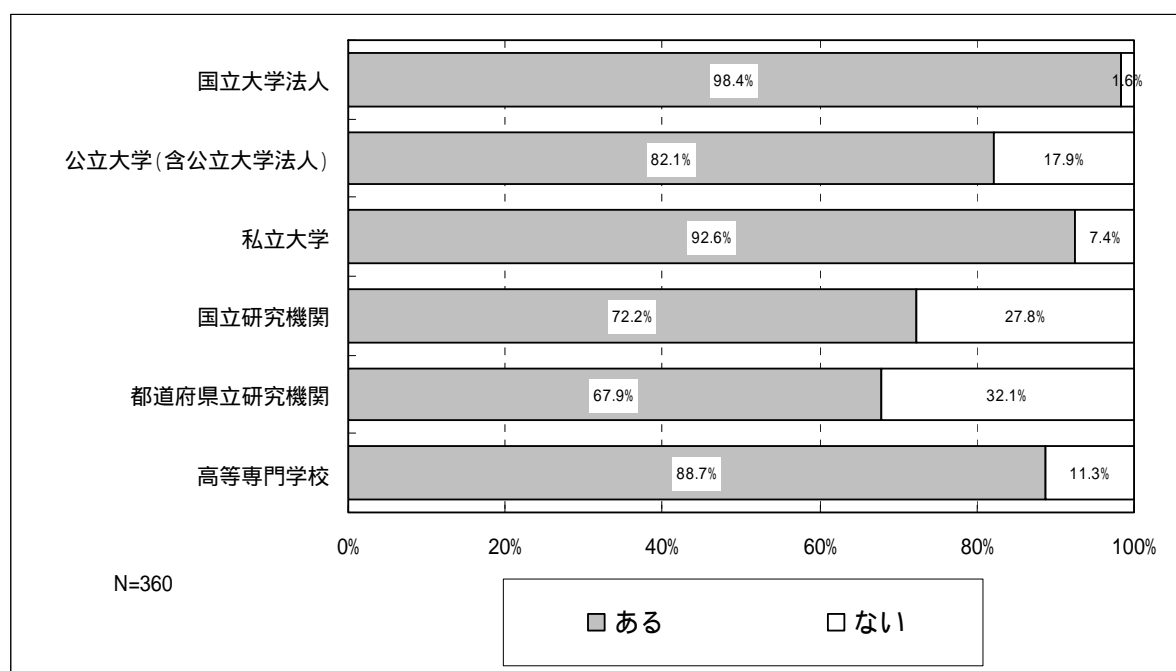
【全機関・機関分類別】

昨年度 1 年間における受託研究の実績は、図表 83 に示すとおり、「ある」とした研究機関が 85.3%となっている。これを機関分類別にみると、国立研究機関が 72.2%、都道府県立研究機関が 67.9%に対し、国立大学法人法人が 98.4%、公立大学が 82.1%など、公的な研究機関に比べて、大学の方が多くなっている(図表 84)。

図表 83 昨年度 1 年間の受託研究の実績の有無



図表 84 昨年度 1 年間の受託研究の実績の有無（機関分類別）



問 27 . 問 26 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関における昨年度(2004 年度) 1 年間の受託研究の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

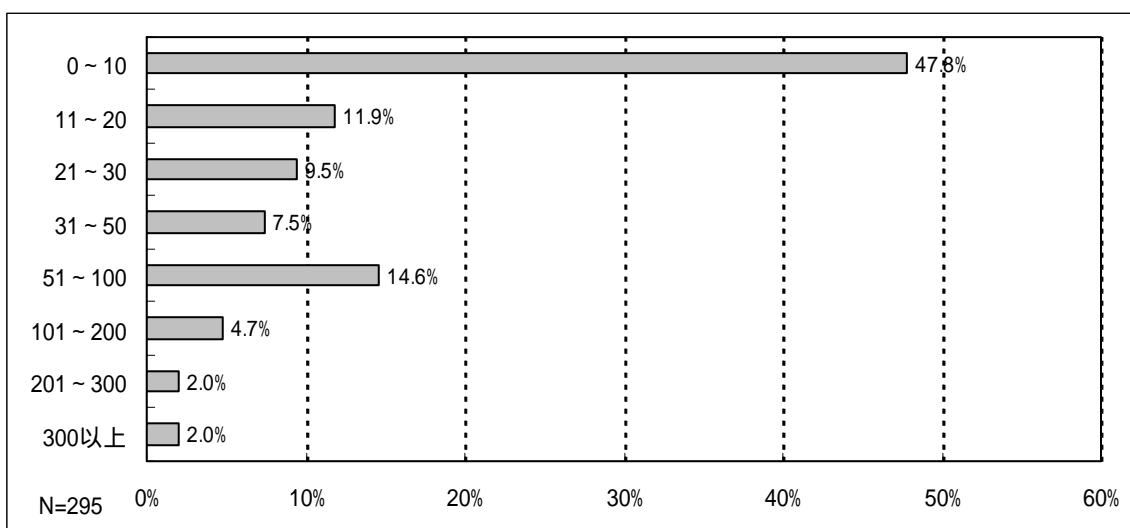
昨年度(2004 年度) 1 年間の受託研究の件数は、「0～10 件」が全体の約半数を占める。
 受託研究の主な相手先は、「中小企業(国内)」と「公的研究機関等(国内)」が 7 割を超える。
 対象分野は、「ライフサイエンス分野」、「環境分野」、「ナノテクノロジー・材料分野」が半数を超えている。

【全機関】

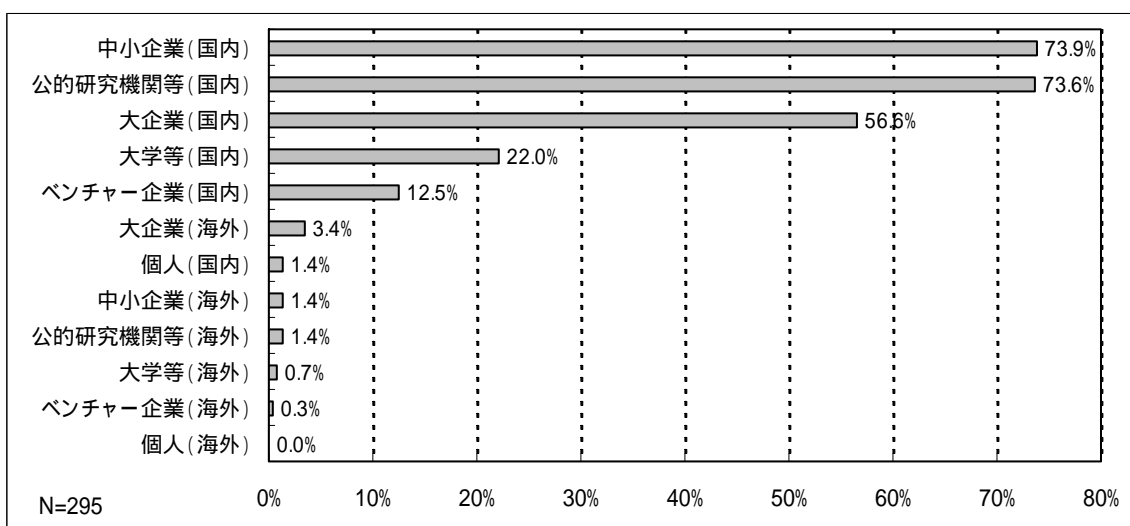
昨年度 1 年間の受託研究の件数は、「0～10 件」とする研究機関が最も多く、全体の 47.8% となっている(図表 85)。また、受託研究の相手先は、「中小企業(国内)」と「公的研究機関等(国内)」が 7 割を超え(それぞれ、73.9%、73.6%) 次いで、「大企業(国内)」が 56.6% と続いている(図表 86)。

受託研究の主な対象分野は、「ライフサイエンス分野」、「環境分野」、「ナノテクノロジー・材料分野」が半数を超えている(それぞれ、55.4%、55.4%、54.3%)(図表 87)。

図表 85 昨年度 1 年間の受託研究の件数

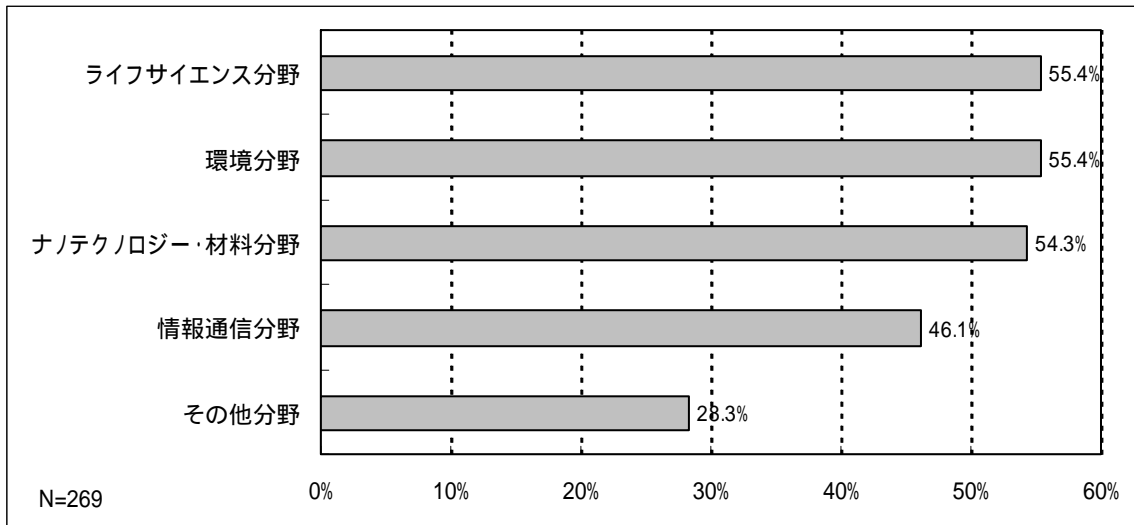


図表 86 受託研究の主な相手先 (複数回答)



注) 複数の相手先と受託研究を行っている研究機関があるため、比率の合計は 100% にならない。

図表 87 受託研究の主な対象分野（複数回答）



注) 複数の分野で受託研究を行っている研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

【機関分類別】

受託研究の相手先について機関分類別にみると、「大企業（国内）」が最も高いのが国立大学法人で 84.2%、「中小企業（国内）」が最も高いのが私立大学で 84.7%、「公的研究機関等（国内）」が最も高いのが国立研究機関で 92.3%となっている（図表 88）。また、「ベンチャー企業（国内）」が最も高い国立大学法人で 22.8%となっている。

受託研究の分野では、いずれの研究機関とも特定の分野への偏りはみられない（図表 89）。

図表 88 受託研究の主な相手先（複数回答）(機関分類別)

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	48 84.2%	46 80.7%	13 22.8%	55 96.5%	27 47.4%	0 0.0%	2 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	57 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	22 71.0%	21 67.7%	3 9.7%	23 74.2%	5 16.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	31 100.0%
私立大学	76 77.6%	83 84.7%	15 15.3%	72 73.5%	15 15.3%	3 3.1%	7 7.1%	3 3.1%	1 1.0%	2 2.0%	1 1.0%	0 0.0%	98 100.0%
国立研究機関	7 53.8%	5 38.5%	0 0.0%	12 92.3%	7 53.8%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	13 100.0%
都道府県立 研究機関	11 22.0%	37 74.0%	5 10.0%	26 52.0%	9 18.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	50 100.0%
高等専門学校	3 6.5%	26 56.5%	1 2.2%	29 63.0%	2 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	46 100.0%
回答数	167 56.6%	218 73.9%	37 12.5%	217 73.6%	65 22.0%	4 1.4%	10 3.4%	4 1.4%	1 0.3%	4 1.4%	2 0.7%	0 0.0%	295 100.0%

図表 89 受託研究の主な対象分野（複数回答）（機関分類別）

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	その他分野	回答数
国立大学法人	49	41	45	46	21	55
	89.1%	74.5%	81.8%	83.6%	38.2%	100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	18	15	10	11	3	28
	64.3%	53.6%	35.7%	39.3%	10.7%	100.0%
私立大学	56	37	41	40	17	86
	65.1%	43.0%	47.7%	46.5%	19.8%	100.0%
国立研究機関	8	6	7	4	4	12
	66.7%	50.0%	58.3%	33.3%	33.3%	100.0%
都道府県立 研究機関	14	15	20	27	16	45
	31.1%	33.3%	44.4%	60.0%	35.6%	100.0%
高等専門学校	4	10	26	18	15	43
	9.3%	23.3%	60.5%	41.9%	34.9%	100.0%
回答数	149	124	149	146	76	269
	55.4%	46.1%	55.4%	54.3%	28.3%	100.0%

注) 複数の分野で受託研究を行っている研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は100%にならない。

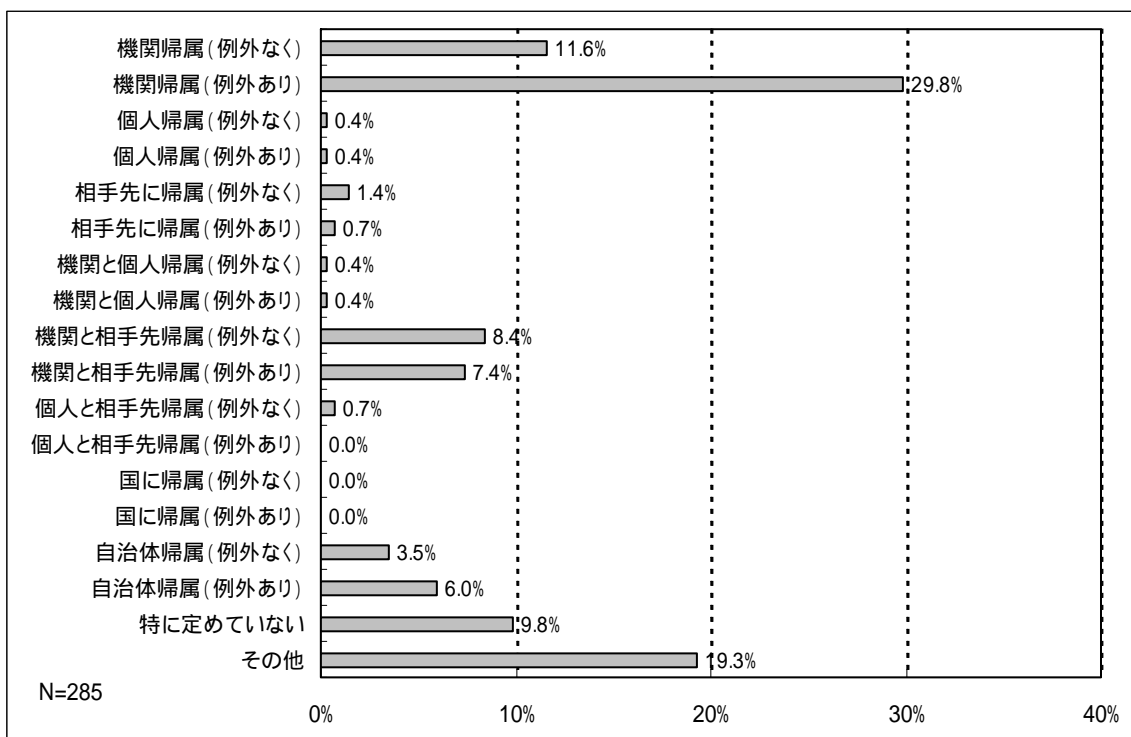
問 28 . 受託研究による発明の帰属先について、お選び下さい。また、帰属の考え方で「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。

受託研究による発明の帰属先は、機関帰属、機関と相手先、自治体帰属となっており、最も多い「機関帰属（例外あり）」では、国立大学法人が8割を超えている。

【全機関】

受託研究による発明の帰属先は、「機関帰属（例外あり）」が29.8%と最も多く、「機関帰属（例外なく）」と合わせると、機関帰属が41.4%となっている（図表90）。その他、「機関と相手先（例外なく）」と「機関と相手先（例外あり）」を合わせて15.8%、「自治体帰属（例外なく）」と「自治体帰属（例外あり）」を合わせて9.5%となっている。

図表 90 受託研究による発明の帰属先と例外の有無



【機関分類別】

機関分類別にみると、「機関帰属（例外あり）」が最も多いのが国立大学法人で87.3%となっている（図表91）。

機関帰属の場合の例外の内容についてみると、国立大学法人では、図表92に示すように、国・地方公共団体等との受託研究の場合、委託側のアイデア等寄与がある場合、審査会で個人帰属と判断した場合等となっている。また、国立研究機関や都道府県立研究機関でも、図表93に示すように、同様の内容となっている。

図表 91 受託研究による発明の帰属先と例外の有無（機関分類別）

	機関帰属 (例外なく)	機関帰属 (例外あり)	個人帰属 (例外なく)	個人帰属 (例外あり)	相手先に 帰属(例外 なく)	3B相手先 に帰属(例 外あり)	機関と個人 帰属(例 外なく)	機関と個人 帰属(例 外あり)	機関と相手 先帰属 (例外なく)
国立大学法人	5 9.1%	48 87.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%
公立大学 (含公立大学法人)	2 10.5%	5 26.3%	0 0.0%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%
私立大学	5 11.4%	6 13.6%	1 2.3%	0 0.0%	4 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.3%	14 31.8%
国立研究機関	3 27.3%	5 45.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%
都道府県立 研究機関	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 15.6%
高等専門学校	18 43.9%	20 48.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	1 2.4%
回答数	33 16.3%	85 42.1%	1 0.5%	1 0.5%	4 2.0%	2 1.0%	1 0.5%	1 0.5%	24 11.9%
	機関と相手 先帰属 (例外あり)	個人と相手 先帰属 (例外なく)	個人と相手 先帰属 (例外あり)	国に帰属 (例外なく)	国に帰属 (例外あり)	自治体帰 属(例外な く)	自治体帰 属(例外あり)	回答数	
国立大学法人	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	55 100.0%	
公立大学 (含公立大学法人)	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	6 31.6%	19 100.0%	
私立大学	12 27.3%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	44 100.0%	
国立研究機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%	
都道府県立 研究機関	6 18.8%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 25.0%	10 31.3%	32 100.0%	
高等専門学校	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	41 100.0%	
回答数	21 10.4%	2 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 5.0%	17 8.4%	202 100.0%	

図表 92 受託研究における機関帰属の場合の例外の内容（国立大学法人）

	機関単独の帰属になる場合の例外の内容
国立大学	発明者の希望 発明委員会での判断
	基本的には、機関帰属となる場合が多いが、個人（発明者本人）の帰属となる場合もある
	国・地方公共団体等との受託研究の場合や特別な事情がある場合、適用除外される
	コンソーシアム等のプロジェクトの場合は、共有となる
	職務発明の権利を大学が承継しないと決定した場合は、発明者本人に帰属
	本学と相手先の協議によって本学が認めた場合
	委託元との契約によって共有となる場合がある
	する
	研究推進室において個人の帰属にするのが適当と判断され、学長が認めるとき
	実用化の可能性が少なく機関が保有することが有益でない判断された発明は個人に帰属、また相手先と共有することにより実用化が見込まれるものと判断されるときは共有することも可
	契約の内容により
	発明審査委員会で個人帰属と決まった場合
	評価委員会の判定により個人帰属となることもある
	機関と相手先との共有
	委託元の秘密情報に基づき発明が生じた場合
	関連した発明等)
	契約内容により相手先と共有の場合あり
	本学が承継しない場合は個人帰属になる。また、契約相手方によっては(国等)若干、帰属方法が変わることもある
	内容や評価により個人に帰属させることもある
	委託者からの情報提供等の貢献度を考慮し、持分共有とすることもある
	個人帰属又は相手先と共有になる場合がある
	委員会において、本学が継承しないと判断した場合は、個人に帰属する
	受託研究であっても発明者に学外者が存在するケースも想定される
	国等からの委託事業で条件が付されている場合
	基本的には大学帰属となるが、相手先と協議の上、決定する
	委託元が希望した場合は共願
	大学の発明評価委員会の判断により、個人（発明者）に帰属する場合がある
	委託元のアイデア等、寄与がある場合
	実施の希望により持分を譲渡
	委託元の仕様策定への貢献度により
	発明審査において法人（大学）が承継しないと決定した場合は、個人へ帰属
	各種補助金等の規程に別段の定めがある場合
	国等からの委託の場合、知的財産の取扱が定められる場合がある
	発明等に対する委託先の貢献度により協議する
担当副学長の判断による	
相手方が企業の場合、特許出願費用負担・実施料支払条件などを総合的に勘案して共有にする場合がある	
職務発明でない場合	
交渉・契約内容	
委託先との協議による	
国からの委託	
相手先の情報提供等、発明の実態により、相手先（委託元）と共有になる場合がある	
研究費と合わせて、有体物の提供を受けた場合に例外となる	
共有又は相手方帰属もあり得る	
委託者の寄与または貢献度による	
研究シーズの一部が委託先から提案される場合	

図表 93 受託研究における機関帰属の場合の例外の内容（研究機関等）

	機関単独の帰属になる場合の例外の内容
研究機関等	1.市場性の可能性が低いと判断されたものは、個人帰属とする
	2.委託者の貢献の度合いが特に大であると認められるときは、機関と委託者との共有とする場合もある
	特許を受ける権利又は特許権を委託者と共有する場合
	新規性、市場性等により個人帰属となる場合がある
	高専機構が承継を決定した発明等に限る
	別途協議の場合もある
	委託者の貢献度が特に大であると認められるときは、共有となる
	当該受託研究等の実施に対する委託者の貢献の度合いが特に大であると認められるときは、委託者と共有するこ
	特別の事情があると認められる場合
	特段の合意がない場合
	機関で承継しないと決定した場合は本人に返還
	委託者との共有関係
	特別の事情があると認めるとき
	委託者との協議により、その知的財産権の1/2を超えない範囲で委託者に譲渡することができる
	(独)国立高等専門学校機構にて権利を承継しないと決定した場合は個人(発明者本人)の帰属となる
	必要があると認める場合は、共有にすることができる
	当該受託研究等の実施に対する委託者の貢献の度合いが特に大であると認められるときは、機関に承継された特許を受ける権利又はそれに基づく特許権を、機関と協議の上委託者と共有することができる
	知的財産委員会の審議による
	委託元との協議により例外あり
	委託者の貢献度合いにより、共有する場合がある
	委託元と共有(公的機関がほとんどでパイドール適用を受けているか民間企業から受託の場合)
受託研究の実施に対する発明において、相手の貢献の度合いが特に大であると認められるときは、特許権を共有	
委託者の申し出により、機関と委託者双方の貢献度を踏まえてその研究の成果に係る機関に属する本知的財産権の一部を譲与することができる	
機関の知財本部で財産権の承継が否決された場合	
機関と相手先あるいは相手先	

【43 大学とその他大学別】

「機関帰属(例外あり)」については、その他大学が 27.1%であるのに対して、43 大学は 69.0%と極めて高くなっている(図表 94)。

図表 94 43 大学とその他大学における受託研究による発明の帰属先と例外の有無

